

平成31年3月

# 平成30年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部  
組織犯罪対策企画課

## 目次

### <特殊詐欺に絡む犯罪組織等の現状>

第1 総論	1
第2 暴力団を始めとする犯罪組織等による特殊詐欺事犯の特徴	1
1 暴力団による特殊詐欺事犯の特徴	1
2 準暴力団による特殊詐欺事犯の特徴	3
3 外国人による特殊詐欺事犯の特徴	4
第3 まとめ	5
第1章 暴力団情勢	
第1 平成30年における主な暴力団情勢とその対策	6
第2 暴力団その他反社会的勢力の情勢	6
1 暴力団構成員等の状況	6
2 主要団体等の動向	8
(1) 六代目山口組	
(2) 神戸山口組	
(3) 任侠山口組	
(4) 住吉会	
(5) 稲川会	
3 暴力団以外の反社会的勢力の情勢	9
(1) 総会屋・会社ゴロ等の状況	
(2) 社会運動等標ぼうゴロの状況	
第3 暴力団犯罪の検挙状況等	10
1 全般的検挙状況	10
2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況	14
3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り	15
【トピックスⅠ】 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争等	16
4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等	17
(1) 事業者襲撃等事件の発生状況	
(2) 対立抗争事件の発生状況	
【トピックスⅡ】 工藤会に対する集中取締り等	19
5 銃器発砲事件の発生状況	20
6 拳銃押収数	20
7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況	21
8 資金獲得犯罪の検挙状況	22
(1) 30年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	
(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
(3) 伝統的資金獲得犯罪	
(4) 詐欺事犯	
(5) 企業活動を利用した資金獲得犯罪	
(6) 企業対象暴力及び行政対象暴力	
(7) 金融・不良債権関連事犯	

<b>第4章</b>	<b>暴力団対策法の施行状況等</b>	29
1	指定状況	29
2	行政命令の発出状況	29
	(1) 中止命令	
	(2) 再発防止命令	
	(3) 請求妨害防止命令	
	(4) 用心棒行為等防止命令	
	(5) 賞揚等禁止命令	
	(6) 事務所使用制限命令	
3	命令違反事件の検挙状況	32
<b>第5章</b>	<b>暴力団排除条例の施行状況等</b>	36
1	条例の制定及び施行	36
2	条例の適用状況	36
<b>第6章</b>	<b>暴力団排除等の推進</b>	37
1	公共部門における暴力団排除	37
	(1) 公共事業等からの暴力団排除	
	(2) 各種業法による暴力団排除	
	(3) その他公共部門における暴力団排除	
2	民間部門における暴力団排除	39
	(1) 企業活動からの暴力団排除	
	(2) 証券取引における暴力団排除	
	(3) 銀行取引における暴力団排除	
	(4) 中小企業等における暴力団排除	
	(5) 祭礼・露店からの暴力団排除	
3	地域・住民による暴力団排除	40
	(1) 損害賠償請求等に対する支援	
	(2) 事務所撤去運動に対する支援	
4	暴力団排除活動に対する支援	40
	(1) 保護対策の強化	
	(2) 暴力団情報の提供	
5	都道府県センターの活動状況	41
	(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
	(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
	(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
	(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況	
<b>第2章</b>	<b>薬物・銃器情勢</b>	
<b>第1章</b>	<b>薬物情勢</b>	43
1	薬物事犯の検挙状況	44
	(1) 薬物事犯の検挙状況	
	(2) 薬物の押収状況	
	(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴	
	【トピックスⅠ】大麻栽培事犯の実態に関する調査結果	52
2	薬物密輸入事犯の検挙状況	53

(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴	
<b>3 薬物犯罪組織の動向</b> .....	57
(1) 薬物密売の概要	
(2) 暴力団の関与	
(3) 外国人の営利犯	
<b>4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況</b> .....	59
(1) 国籍・地域別	
(2) 覚醒剤事犯	
(3) 大麻事犯	
【トピックスⅡ】指定暴力団別薬物営利犯の検挙状況 .....	61
<b>5 危険ドラッグ事犯の検挙状況</b> .....	62
(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況	
(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況	
(3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況	
<b>6 参考資料</b> .....	65
(1) 薬物事犯検挙状況の推移（11～30年）	
(2) 覚醒剤押収量の推移（11～30年）	
<b>7 薬物事犯の検挙事例</b> .....	66
(1) 覚醒剤事犯	
(2) 大麻事犯	
(3) 危険ドラッグ事犯	
<b>第2 銃器情勢</b> .....	70
<b>1 銃器犯罪情勢</b> .....	70
(1) 銃器発砲事件の発生状況	
(2) 銃器使用事件の認知状況	
<b>2 銃器事犯取締状況</b> .....	72
(1) 拳銃の押収状況	
(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	
(3) 密輸入事件の摘発状況	
<b>3 参考資料</b> .....	75
(1) 銃器発砲事件数の推移（11～30年）	
(2) 拳銃押収丁数の推移（11～30年）	
<b>4 銃器事犯の検挙事例</b> .....	76
(1) 拳銃発砲事件	
(2) 拳銃所持事件	
<b>第3章 来日外国人犯罪情勢</b>	
<b>第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等</b> .....	79
<b>1 平成30年中の検挙状況の概要</b> .....	80
(1) 総検挙状況	
(2) 国籍等別検挙状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況	
(4) 在留資格別検挙状況	

【トピックス】国際組織犯罪の近年の動向 .....	86
<b>第2 統計からみる来日外国人犯罪の検挙状況 .....</b>	<b>87</b>
<b>1 刑法犯検挙状況 .....</b>	<b>87</b>
(1) 包括罪種等別検挙状況	
(2) 国籍等別検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 共犯事件検挙状況	
(5) 発生地域（管区等）別検挙状況	
<b>2 特別法犯検挙状況 .....</b>	<b>93</b>
(1) 違反法令別検挙状況	
(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 入管法違反検挙状況等	
(5) 雇用関係事犯検挙状況	
(6) 売春事犯検挙状況	
(7) 薬物事犯検挙状況	
<b>3 国外逃亡被疑者等の状況 .....</b>	<b>98</b>
(1) 国外に逃亡した被疑者の状況	
(2) 国外逃亡被疑者等の状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	
(4) 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	
(5) 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	
(6) 国外逃亡被疑者等検挙状況	
(7) 国外犯処罰規定適用状況	
<b>第3 検挙事例等からみる来日外国人犯罪組織等の動向 .....</b>	<b>99</b>
<b>1 中国人犯罪組織等の動向 .....</b>	<b>99</b>
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
<b>2 ベトナム人犯罪組織等の動向 .....</b>	<b>100</b>
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
<b>3 マレーシア人犯罪組織等の動向 .....</b>	<b>101</b>
(1) 概要	
(2) 在留資格別検挙状況	
(3) 特徴的な動向	
<b>第4 犯罪インフラ事犯等の現状 .....</b>	<b>102</b>
<b>1 犯罪インフラ事犯 .....</b>	<b>102</b>
(1) 概要	
(2) 検挙状況	
<b>第5 主要検挙事件 .....</b>	<b>108</b>
<b>1 凶悪事件 .....</b>	<b>108</b>
(1) 殺人事件	
(2) 強盗事件	
<b>2 窃盗事件 .....</b>	<b>109</b>

- (1) 組織的侵入窃盗事件
- (2) 組織的自動車盗事件
- (3) その他の窃盗事件

<b>3</b>	<b>カード犯罪</b> .....	110
<b>4</b>	<b>詐欺事件</b> .....	110
<b>5</b>	<b>その他の刑法犯</b> .....	111
<b>6</b>	<b>サイバー犯罪</b> .....	111
<b>7</b>	<b>薬物事犯</b> .....	112
<b>8</b>	<b>その他の特別法犯</b> .....	112

# ＜特殊詐欺に絡む犯罪組織等の現状＞

## 第1 総論

特殊詐欺は、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺に分類され、犯行グループのリーダーや中核メンバーを中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」等が役割を分担するなど、組織的に敢行されており、犯行の全容の解明が困難となっている。特殊詐欺の認知件数は平成22年以降、平成29年までに7年連続で増加したが、平成30年には減少した。また、被害額は平成26年以降4年連続で減少した。しかしながら、認知件数・被害額共に高水準で推移しており、依然として深刻な情勢にある。

こうした特殊詐欺事件の背景には、暴力団や準暴力団が深く介在しているとみられ、特殊詐欺を有力な資金源としつつ、得られた資金を元に新たな犯罪に関与している可能性もある。また、外国人に関しては、受け子としての検挙が増加しているほか、外国人犯罪組織により違法に取得された預貯金口座が後に特殊詐欺の振込先として使用されるなど、特殊詐欺を助長する犯罪への関与もみられる。

図表① 特殊詐欺の情勢の推移

区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数		11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	16,493
被害総額（単位：億円）		489.5	565.5	482.0	407.7	394.7	356.8
検挙件数		3,419	3,252	4,112	4,471	4,644	5,162
検挙人員		1,774	1,985	2,506	2,369	2,448	2,747

注1：被害総額は100万円未満を四捨五入している。

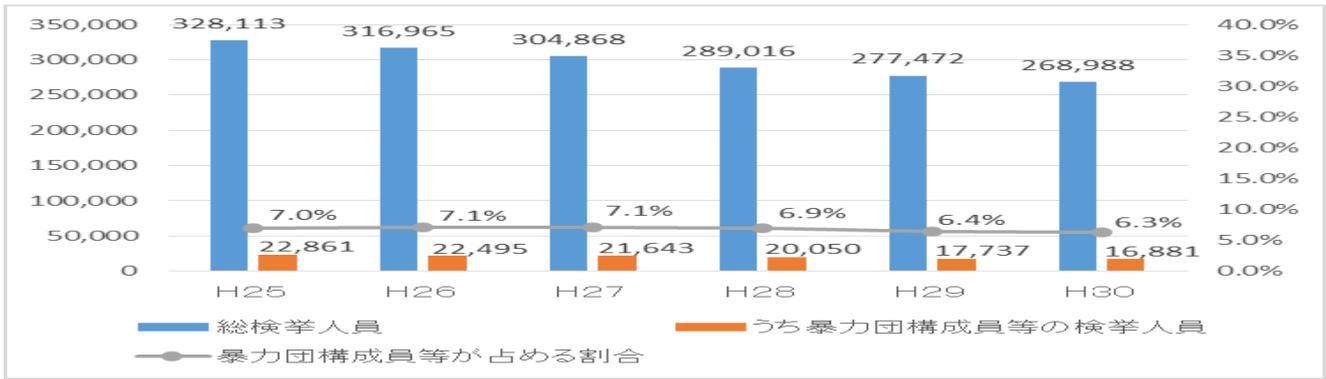
注2：30年の値は暫定値である。

## 第2 暴力団を始めとする犯罪組織等による特殊詐欺事犯の特徴

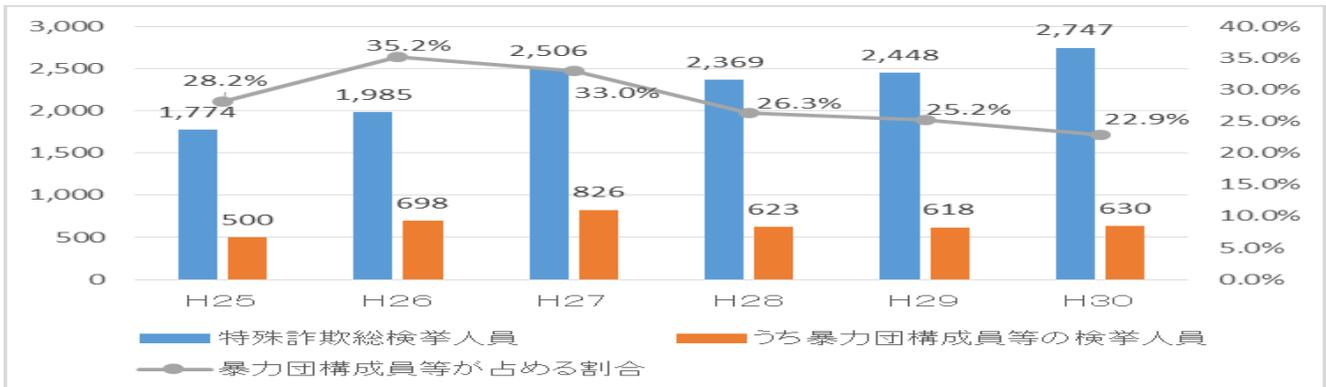
### 1 暴力団による特殊詐欺事犯の特徴

30年中の特殊詐欺に係る暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は630人で、平成27年以降は減少傾向にあるものの、特殊詐欺全体の検挙人員2,747人中の22.9%を占めており、刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合が6.3%であることと比較して、依然として高い割合となっている（図表②、図表③）。

図表② 刑法犯・特別法犯総検挙人員に占める暴力団構成員等の割合



図表③ 特殊詐欺の総検挙人員に占める暴力団構成員等の割合

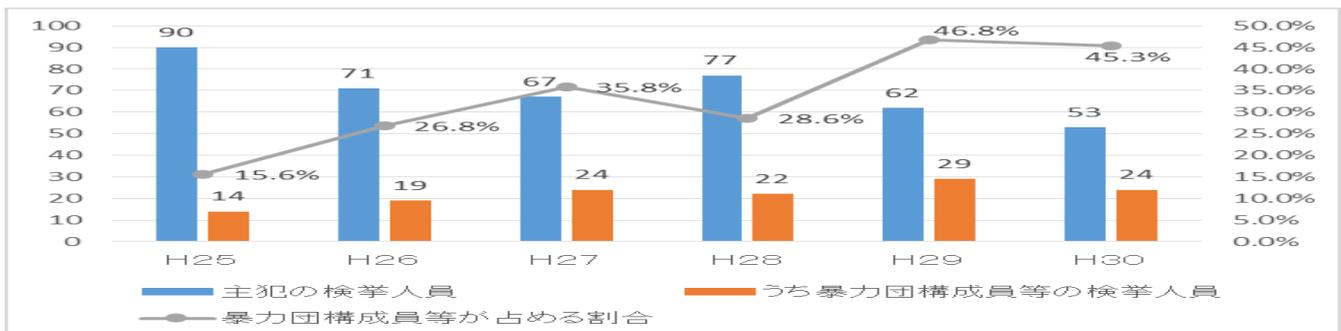


注：30年の値は暫定値である。

また、特殊詐欺の主犯（首謀者・グループリーダー・張本人等）の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は45.3%、出し子・受け子・見張の指示役の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は47.9%であり、特殊詐欺の総検挙人員に占める暴力団構成員等の割合と比較しても、暴力団構成員等が主犯又は指示役となる割合が高いものとなっている（図表④、図表⑤）。

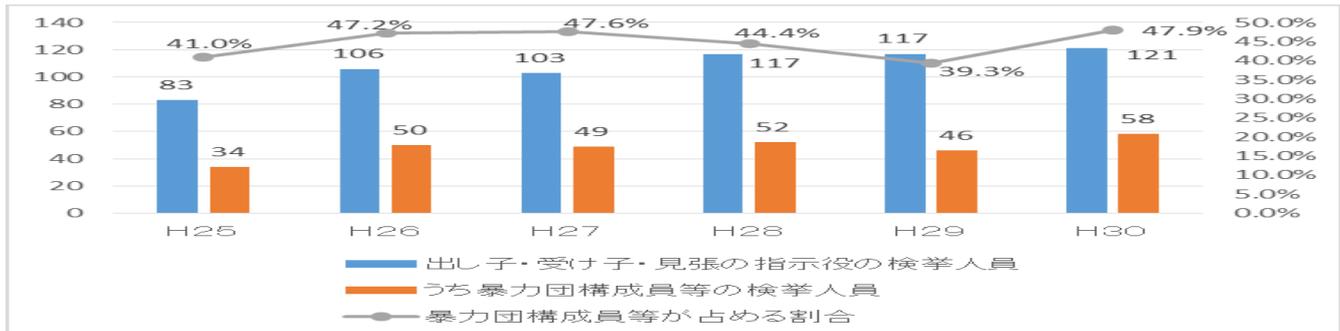
これらの状況からも、暴力団が特殊詐欺事件を主導するケースが多いものとみられ、特殊詐欺が暴力団の有力な資金源の一つになっている状況がうかがわれる。

図表④ 特殊詐欺の主犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合



注：30年の値は暫定値である。

図表⑤ 特殊詐欺の出し子・受け子・見張の指示役の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合



注：30年の値は暫定値である。

**【事例】**

- 六代目山口組傘下組織組長（指示役として関与）らが、金融機関職員をかたり、高齢者からキャッシュカードをだまし取り、現金100万円を引き出して窃取した事例（1月検挙、北海道）
- 稲川会傘下組織幹部（指示役として関与）らが、息子をかたり、高齢者から現金300万円及びキャッシュカードをだまし取り、現金合計200万円を引き出して窃取した事例（2月検挙、神奈川県・秋田）
- 六代目山口組傘下組織幹部（主犯として関与）らが、区役所職員等をかたり、高齢者からキャッシュカードをだまし取り、現金300万円を引き出して窃取した事例（10月検挙、警視庁・京都・和歌山・高知）

**2 準暴力団による特殊詐欺事犯の特徴**

近年、暴走族の元構成員や非行集団に属する者等が、繁華街・歓楽街等において、集団的、常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を敢行したり、特殊詐欺、組織窃盗、ヤミ金融、賭博、みかじめ料の徴収等の不法な資金獲得活動を行っている例がみられる。警察では、このような「暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行っている、暴力団に準ずる集団」を準暴力団と定め、それに準ずる集団と合わせて、実態解明の徹底及び違法行為の取締りの強化に努めている。

これら準暴力団には、暴力団との関係を持つ実態も認められ、不法な資金獲得活動によって蓄えた潤沢な資金の一部を暴力団に上納する一方、自らは風俗営業等の事業資金に充てるほか、他の不法な資金獲得活動の原資となっていることがうかがわれる事例もみられる。

また、現役の暴力団構成員が準暴力団と共謀して犯罪を行っている事例もあり、暴力団と準暴力団との結節点が存在するとみられる。

特殊詐欺については、暴力団のほか、準暴力団が特殊詐欺グループを形成し、又はその背後に存在し、暴走族、非行少年等が架け子や受け子等として特殊詐欺を行う実態がみられる。また、準暴力団関係者が、配下となる者に対し、途中離脱や詐取金の着服等をした場合は厳しい制裁が加えられる旨

を警告したり、検挙された場合は共犯者に関する供述をしないことを誓約させたりするなどして、犯行グループを統制していることがうかがわれる。

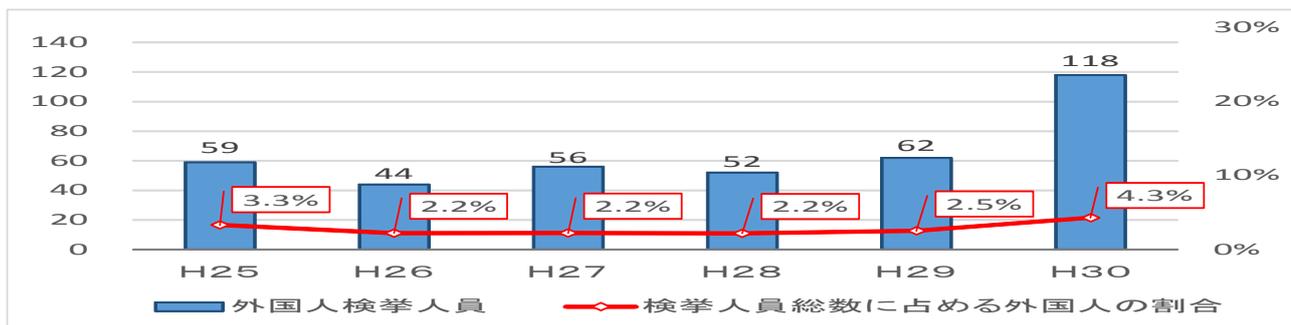
**【事例】**

- チャイニーズドラゴン関係者らが、弁護士等をかたり、高齢者からトラブルに関連する訴訟回避名目で現金1,800万円をだまし取るなどした事例（4月検挙、警視庁）
- 関東連合OBグループ関係者らが、商社社員等をかたり、高齢者から債権購入に関する名義貸しトラブルの解決金名目で現金400万円をだまし取るなどした事例（11月検挙、北海道）

**3 外国人による特殊詐欺事犯の特徴**

30年中の特殊詐欺に係る外国人の検挙人員は、118人で、平成25年以降増加傾向にあり、特殊詐欺全体の検挙人員2,747人中の4.3%を占めている（図表⑥）。また、外国人検挙人員を役割別にみると、受け子が53.4%と半数以上を占めている（図表⑦）。

**図表⑥ 外国人による特殊詐欺の検挙状況**



注：30年の数値は暫定値である。

**図表⑦ 外国人による特殊詐欺の検挙状況**

被疑者役割別内訳(外国人)	H25		H26		H27		H28		H29		H30	
出し子	3	5.1%	1	2.3%	1	1.8%	4	7.7%	3	4.8%	15	12.7%
受け子	32	54.2%	20	45.5%	31	55.4%	27	51.9%	35	56.5%	63	53.4%
出し子・受け子の見張役	11	18.6%	4	9.1%	2	3.6%	6	11.5%	6	9.7%	11	9.3%
出し子・受け子・見張の指示役	4	6.8%	4	9.1%	4	7.1%	3	5.8%	4	6.5%	5	4.2%
架け子	1	1.7%	2	4.5%	6	10.7%	3	5.8%	4	6.5%	3	2.5%
現金回収・運搬	1	1.7%	6	13.6%	4	7.1%	1	1.9%	2	3.2%	8	6.8%
リクルーター	3	5.1%	3	6.8%	5	8.9%	5	9.6%	6	9.7%	12	10.2%
道具調達(電話・口座・登記・証券・パンフレット等)	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
主犯(首謀者・グループリーダー・張本人等)	3	5.1%	3	6.8%	2	3.6%	3	5.8%	2	3.2%	0	0.0%
その他(運転手・口座記帳役等)	1	1.7%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
合計	59	100%	44	100%	56	100%	52	100%	62	100%	118	100%

注：30年の数値は暫定値である。

外国人による特殊詐欺事犯の中には、SNS等のウェブサイト上での募集や、友人等からの勧誘をきっかけとし、受け子や出し子の役割で、日本人と共犯で敢行する例が多くみられる。一方で、受け子が短期滞在の資格により来日する、いわゆるヒット・アンド・アウェイ型のケースもみられる。来日外国人が我が国に在留する外国人を対象として特殊詐欺を敢行する例もみられ、平成30年中には被害者と共通の外国語を用いて、外国の治安機関等を装い、複数の人物が入れ替わりながら電話をかける事例がみられるなど、外国人による特殊詐欺の手口が多様化・巧妙化している。

また、外国人が不正に入手した預貯金口座を違法に売却する事例や、外国人犯罪組織が、留学生、技能実習生等から不正に入手した預貯金通帳やカードが、その後、特殊詐欺に悪用された事例もみられる。

#### 【事例】

- 短期滞在の資格により来日した中国（台湾）人の男らが中国警察を装い、東京都内在住の中国籍の女性に対し、口座が犯罪に使われているので預金を調査するなど偽り、現金をだまし取ろうとした事例（8月検挙、警視庁）
- ベトナム人の男女が、SNS上に開設されたベトナム人向けの公開サイトにおいて、銀行口座の売買の記事を投稿し、帰国する他のベトナム人から同人名義の銀行口座を買い取り（29年10月に警視庁が検挙）、その後、当該口座が特殊詐欺に使用された事例

### 第3 まとめ

特殊詐欺については、主犯や出し子等の指示役に占める暴力団構成員等の割合が高いことなどから、犯罪組織が深く関与している実態が認められる。また、現役の暴力団構成員が準暴力団と共謀して特殊詐欺を行っていた事件など、複数の犯罪組織が結託している事例があるほか、外国人犯罪組織により違法に取得された預貯金口座が後に特殊詐欺の振込先として使用された事例、暴力団構成員等が違法に売却された預貯金口座等を特殊詐欺に使用する事例があることなどから、こうした特殊詐欺に関与する犯罪組織の実態に注目する必要がある。

こうした状況を踏まえ、特殊詐欺の抑止につなげるためには、引き続き暴力団を始めとする犯罪組織等の実態解明を進めるとともに、取締りを推進することが必要である。その際、個々の特殊詐欺事件の実行犯を検挙することに加え、事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団等を弱体化することが不可欠であり、そのためには、特殊詐欺そのものによる検挙のみならず、暴行・傷害、窃盗、薬物犯罪等、あらゆる法令を適用して検挙することが重要となる。警察では、詐欺事件の捜査を担当する知能犯捜査部門と暴力団犯罪等の捜査を担当する組織犯罪対策部門との連携を強化するなどして、戦略的な取締りを推進することとしている。

# 第 1 章：暴力団情勢

## 第 1 平成30年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組が依然として対立抗争の状態にある中、神戸山口組を離脱して結成された任侠山口組が、30年3月に指定暴力団として指定され、最大勢力の六代目山口組が27年8月末から短期間で3団体に分裂するなど、暴力団情勢は複雑化している。また、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる不法行為が、30年においても未だ発生しているほか、神戸山口組と任侠山口組、六代目山口組と任侠山口組の間でそれぞれ傘下組織関係者が絡む事件が発生するなど、分裂した各山口組の動向は、依然として予断を許さない状況にある。今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、警戒活動や対立抗争等に起因するとみられる事件の検挙を徹底するなどして、事件の続発を防止するとともに、この機会に各団体に対する取締り等を徹底し、その弱体化を図ることとしている。

さらに、近年、工藤會に対する集中的な取締りを徹底してきた福岡県においては、飲食店経営会社役員を刃物で負傷させた事件や建設会社社員らが乗車している車両に対して拳銃を発砲した事件等で、30年中に幹部らを相次いで検挙している。また、所得税法違反事件で検挙した工藤會総裁らに懲役3年、罰金8,000万円等の有罪判決が福岡地方裁判所において言い渡されたほか、同幹部らによる拳銃使用殺人事件で無期懲役等の刑が確定し、主要幹部を長期にわたり社会隔離するなど、一定の成果がみられている。今後も、工藤會に対する取締りや資金源対策を更に強化するとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対し必要な支援を行っていくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供と保護対策の強化等に取り組んでいる。

## 第 2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

### 1 暴力団構成員等の状況

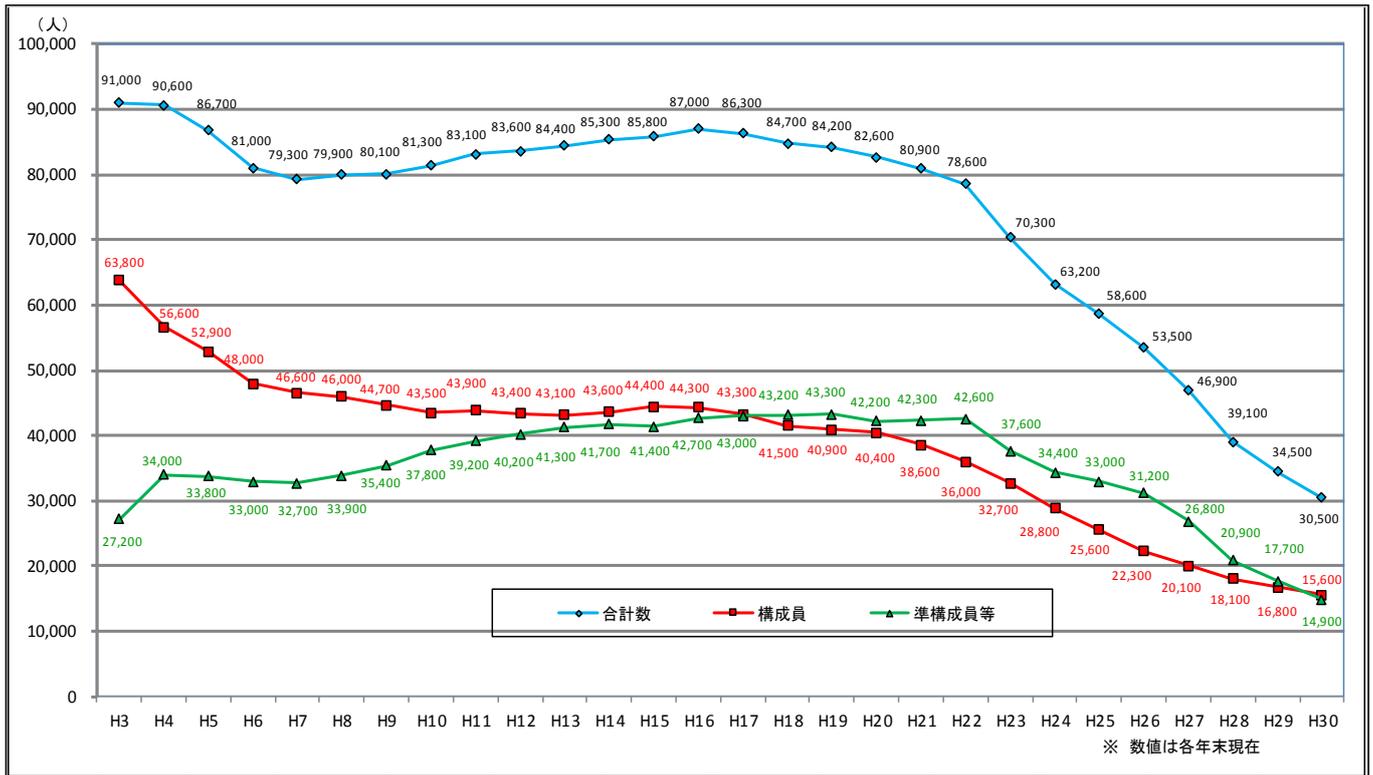
暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、17年以降減少し、30年末現在で30,500人<sup>注1</sup>と、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新した。うち、暴力団構成員の数は、15,600人、準構成員等の数は、14,900人といずれも昭和33年以降最少人数となっている（**図表1-1**）。

また、主要団体等<sup>注2</sup>（六代目山口組、神戸山口組及び任侠山口組並びに住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は22,300人（全暴力団構成員等の73.1%）、うち暴力団構成員の数は11,600人（全暴力団構成員の74.4%）となっている（**図表1-2**）。

注1：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注2：27年末から29年末までは、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会を「主要団体」として表記していたが、30年末以降は任侠山口組を含む5団体を「主要団体等」として表記している。

図表 1-1 暴力団構成員等の推移



図表 1-2 主要団体等の暴力団構成員等の比較

		21年末	22年末	23年末	24年末	25年末	26年末	27年末	28年末	29年末	30年末	前年比増減数	前年比増減率	
主要団体等	六代目山口組	構成員	19,000 (49.2%)	17,300 (48.1%)	15,200 (46.5%)	13,100 (45.5%)	11,600 (45.3%)	10,300 (46.2%)	6,000 (29.9%)	5,200 (28.7%)	4,700 (28.0%)	4,400 (28.2%)	-300	-6.4%
		準構成員等	17,400 (41.1%)	17,600 (41.3%)	15,800 (42.0%)	14,600 (42.4%)	14,100 (42.7%)	13,100 (42.0%)	8,000 (29.9%)	6,700 (32.1%)	5,600 (31.6%)	5,100 (34.2%)	-500	-8.9%
		計	36,400 (45.0%)	34,900 (44.4%)	31,000 (44.1%)	27,700 (43.8%)	25,700 (43.9%)	23,400 (43.7%)	14,100 (30.1%)	11,800 (30.2%)	10,300 (29.9%)	9,500 (31.1%)	-800	-7.8%
	神戸山口組	構成員	-	-	-	-	-	-	2,800 (13.9%)	2,600 (14.4%)	2,500 (14.9%)	1,700 (10.9%)	-800	-32.0%
		準構成員等	-	-	-	-	-	-	3,400 (12.7%)	2,900 (13.9%)	2,700 (15.3%)	1,800 (12.1%)	-900	-33.3%
		計	-	-	-	-	-	-	6,100 (13.0%)	5,500 (14.1%)	5,100 (14.8%)	3,400 (11.1%)	-1,700	-33.3%
	任侠山口組	構成員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400 (2.6%)	-	-
		準構成員等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	370 (2.5%)	-	-
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	770 (2.5%)	-	-
	住吉会	構成員	6,100 (15.8%)	5,900 (16.4%)	5,600 (17.1%)	5,000 (17.4%)	4,200 (16.4%)	3,400 (15.2%)	3,200 (15.9%)	3,100 (17.1%)	2,900 (17.3%)	2,800 (17.9%)	-100	-3.4%
		準構成員等	6,700 (15.8%)	6,700 (15.7%)	6,100 (16.2%)	5,500 (16.0%)	5,300 (16.1%)	5,100 (16.3%)	4,100 (15.3%)	3,500 (16.7%)	2,900 (16.4%)	2,100 (14.1%)	-800	-27.6%
		計	12,800 (15.8%)	12,600 (16.0%)	11,700 (16.6%)	10,600 (16.8%)	9,500 (16.2%)	8,500 (15.9%)	7,300 (15.6%)	6,600 (16.9%)	5,800 (16.8%)	4,900 (16.1%)	-900	-15.5%
稲川会	構成員	4,700 (12.2%)	4,500 (12.5%)	4,000 (12.2%)	3,700 (12.8%)	3,300 (12.9%)	2,900 (13.0%)	2,700 (13.4%)	2,500 (13.8%)	2,300 (13.7%)	2,200 (14.1%)	-100	-4.3%	
	準構成員等	4,700 (11.1%)	4,600 (10.8%)	4,100 (10.9%)	3,800 (11.0%)	3,800 (11.5%)	3,700 (11.9%)	3,000 (11.2%)	2,000 (9.6%)	1,800 (10.2%)	1,400 (9.4%)	-400	-22.2%	
	計	9,400 (11.6%)	9,100 (11.6%)	8,100 (11.5%)	7,600 (12.0%)	7,000 (11.9%)	6,600 (12.3%)	5,800 (12.4%)	4,400 (11.3%)	4,100 (11.9%)	3,700 (12.1%)	-400	-9.8%	
主要団体等合計	構成員	29,800 (77.2%)	27,700 (76.9%)	24,800 (75.8%)	21,800 (75.7%)	19,100 (74.6%)	16,600 (74.4%)	14,700 (73.1%)	13,300 (73.5%)	12,400 (73.8%)	11,600 (74.4%)	-800	-6.5%	
	準構成員等	28,800 (68.1%)	28,900 (67.8%)	26,100 (69.4%)	24,000 (69.8%)	23,100 (70.0%)	22,000 (70.5%)	18,500 (69.0%)	15,000 (71.8%)	13,000 (73.4%)	10,700 (71.8%)	-2,300	-17.7%	
	計	58,600 (72.4%)	56,600 (72.0%)	50,900 (72.4%)	45,800 (72.5%)	42,300 (72.2%)	38,500 (72.0%)	33,200 (70.8%)	28,300 (72.4%)	25,300 (73.3%)	22,300 (73.1%)	-3,000	-11.9%	

注：図表 2-2 中の括弧内は、各欄の上段に記載されている各主要団体等及び主要団体等合計の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数が、それぞれ各年末現在における全暴力団の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数に占める割合を示している。

## 2 主要団体等の動向

主要団体等の30年における主な動向は、次のとおりである。

### (1) 六代目山口組

27年8月末、六代目山口組が分裂し、神戸山口組が結成され、その後に神戸山口組から離脱して結成された任侠山口組を含め、これらの団体は対立状態にある。こうした中、30年4月、直系組織の代表の昇格人事を行ったほか、7月には、無期懲役刑が確定した直系組織の代表の代目継承による統制の維持を図った。

また、神戸山口組から絶縁処分を受けた者を構成員として迎え入れたほか、神戸山口組及び任侠山口組の構成員に対する切り崩し工作を積極的に行い、両団体の弱体化を図った。

### (2) 神戸山口組

30年5月、神戸山口組組長井上邦雄が兼務していた直系組織の代表の代目継承を行い、その後、当該直系組織の代表となった者を主要な幹部ポストに置くなどの昇格人事を行うなどして、組織の活性化を図った。

29年10月に兵庫県淡路市所在の本部事務所に対する使用禁止等仮処分命令が決定されていたところ、30年12月、兵庫県公安委員会により、当該本部事務所に代わって兵庫県神戸市中央区所在の施設が主たる事務所である旨が公示された。

### (3) 任侠山口組

29年4月末に神戸山口組傘下組織の一部が任侠団体山口組（その後、任侠山口組と改称。以下「任侠山口組」という。）の結成を表明し、神戸山口組が内部対立状態となっていたところ、30年3月、兵庫県公安委員会により、任侠山口組が指定暴力団として指定された。指定後は、若頭等の幹部ポストを新設するとともに昇格人事を行うなどして、組織の強化及び活性化を図った。

また、30年9月には、兵庫県尼崎市所在の本部事務所に対する神戸地方裁判所による使用禁止等仮処分命令が決定されたが、傘下組織事務所を利用するなどして各種会合を行っている。

### (4) 住吉会

2月、直系組織の統合による勢力の維持を図ったほか、3月には、会長秘書等の役職を新設するとともに、新役員人事を発表するなど、組織の強化及び活性化を図った。

### (5) 稲川会

4月、副会長等の役職を新設するとともに、新役員人事を発表し、これに伴い、過去に稲川会から脱退して同会と対立状態となった後、28年2月に同会に復縁した直系組織の代表等を昇格させたほか、30年9月には、過去に処分した構成員を復縁させ、さらに、10月、直系組織の代表の代目継承を行うなどして、組織の強化及び活性化を図った。

また、六代目山口組等と食事会を行うなど他団体との交流を深めているが、神戸山口組とは付き合い合わない方針を維持している。

### 3 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

#### (1) 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋<sup>注1</sup>及び会社ゴロ等（会社ゴロ<sup>注2</sup>及び新聞ゴロ<sup>注3</sup>をいう。以下同じ。）の数は、30年末現在、1,030人と近年減少傾向にある（図表1-3）。

図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総会屋		300	290	290	280	270	250	240	230	220	210
	グループ構成員 <sup>注4</sup>	70	60	50	50	50	50	40	40	30	30
	単独人員	230	230	240	230	220	200	200	190	190	180
会社ゴロ等		1,010	1,040	1,010	970	980	940	920	875	870	820
	グループ構成員	60	70	40	30	30	20	10	5	20	5
	単独人員	950	970	970	940	950	920	910	870	850	820
合計		1,310	1,330	1,300	1,250	1,250	1,190	1,160	1,105	1,090	1,030

※数値は概数である。

注1：単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不平等に付け込み、賛助金等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不平等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

#### (2) 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ<sup>注1</sup>及び政治活動標ぼうゴロ<sup>注2</sup>をいう。）の数は、30年末現在、5,560人と近年減少傾向にある（図表1-4）。

図表1-4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
社会運動標ぼうゴロ		790	860	920	620	660	610	570	530	480	460
	グループ構成員 <sup>注3</sup>	390	440	520	320	280	240	220	180	150	140
	単独人員	400	420	400	300	380	370	350	350	330	320
政治活動標ぼうゴロ		6,700	6,500	6,100	5,700	5,600	5,500	5,700	5,500	5,300	5,100
	グループ構成員	5,000	5,100	4,600	4,200	4,200	4,100	4,300	4,100	3,900	3,700
	単独人員	1,700	1,400	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
合計		7,490	7,360	7,020	6,320	6,260	6,110	6,270	6,030	5,780	5,560

※ 数値は概数である。

注1：社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注3：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

### 第3 暴力団犯罪の検挙状況等

#### 1 全般的検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員は減少傾向にあり、30年においては、16,881人である。主な罪種別では、傷害が2,042人、窃盗が1,627人、詐欺が1,749人、恐喝が772人、覚せい剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が4,569人で、いずれも前年に比べ減少している。（**図表1-5、1-8**）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は3,405人、準構成員その他の周辺者は13,476人で前年に比べいずれも減少している（**図表1-5、1-6**）。

また、暴力団構成員等の検挙件数についても近年減少傾向にあり、30年においては、28,334件である。主な罪種別では、傷害が1,758件、窃盗が10,194件、詐欺が2,270件、恐喝が592件、覚せい剤取締法違反が6,662件で、いずれも前年に比べ減少している（**図表1-7**）。

図表 1-5 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		H26	H27	H28	H29	H30	前年比	
罪種名								
刑	殺人	140	115	83	118	94	-24	
	強盗	384	295	327	244	287	43	
	放火	32	45	28	22	23	1	
	強制性交等	65	48	52	38	40	2	
	凶器準備集合	21	25	14	4	2	-2	
	暴行	1,134	1,115	1,261	1,043	993	-50	
	傷害	2,696	2,596	2,514	2,095	2,042	-53	
	脅迫	627	592	534	513	550	37	
	恐喝	1,084	1,042	830	803	772	-31	
	窃盗	2,296	2,121	2,044	1,874	1,627	-247	
	詐欺	2,337	2,281	2,072	1,813	1,749	-64	
	横領	71	63	43	51	43	-8	
	文書偽造	311	268	297	191	154	-37	
	法	賭博	366	515	423	289	292	3
わいせつ物頒布等		91	63	52	13	30	17	
公務執行妨害		323	293	271	220	186	-34	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0	
犯人蔵匿		53	36	55	54	46	-8	
証人威迫		8	1	10	7	7	0	
逮捕監禁		133	124	172	130	96	-34	
信用毀損・威力業務妨害		48	38	81	30	46	16	
器物損壊		412	369	382	310	247	-63	
暴力行為		18	29	10	28	15	-13	
その他刑法犯		603	616	622	503	484	-19	
刑法犯合計		13,253	12,690	12,177	10,393	9,825	-568	
特		出入国管理・難民認定法	88	62	37	38	57	19
		軽犯罪法	110	93	102	96	87	-9
	酩酊者規制法	7	5	10	2	0	-2	
	迷惑防止条例	449	432	470	375	275	-100	
	暴力団対策法	4	6	5	5	4	-1	
	自転車競技法	25	9	8	6	4	-2	
	競馬法	0	6	1	0	0	0	
	モーターボート競走法	38	12	4	4	4	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	495	542	327	250	210	-40	
	青少年保護育成条例	59	26	35	32	16	-16	
	売春防止法	149	104	79	48	54	6	
	児童福祉法	87	95	57	39	20	-19	
	出資法	27	26	20	24	12	-12	
法	貸金業法	49	39	35	39	29	-10	
	宅地建物取引業法	10	2	1	3	0	-3	
	建設業法	20	7	17	16	4	-12	
	銃刀法	246	195	198	193	140	-53	
	火薬類取締法	0	0	0	2	1	-1	
	麻薬等取締法	107	80	64	67	49	-18	
	あへん法	1	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	477	580	636	738	744	6	
	覚せい剤取締法	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	-124	
	毒劇物法	54	54	39	29	31	2	
	廃棄物処税法	77	90	98	78	74	-4	
	労働基準法	8	25	10	4	15	11	
	職業安定法	19	27	10	27	31	4	
	健康保険法	0	0	0	0	4	4	
犯	労働者派遣法	34	23	7	6	12	6	
	旅券法	22	8	3	6	2	-4	
	麻薬等特例法	66	105	78	64	95	31	
	その他の特別法犯	548	682	519	460	513	53	
特別法犯合計	9,242	8,953	7,873	7,344	7,056	-288		
総計	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	-856		

図表 1-6 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		H26	H27	H28	H29	H30	前年比	
刑	殺人	43	48	34	54	25	-29	
	強盗	65	41	47	43	58	15	
	放火	0	13	10	5	3	-2	
	強制性交等	7	9	5	6	6	0	
	凶器準備集合	1	11	7	2	2	0	
	暴行	274	259	318	264	211	-53	
	傷害	650	617	638	564	444	-120	
	脅迫	222	213	196	187	232	45	
	恐喝	432	431	344	362	360	-2	
	窃盗	309	294	254	229	190	-39	
	詐欺	770	803	778	645	518	-127	
	横領	14	11	7	7	5	-2	
	文書偽造	137	119	159	98	67	-31	
	法	賭博	34	60	57	39	18	-21
わいせつ物頒布等		6	7	6	1	1	0	
公務執行妨害		64	45	61	38	30	-8	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0	
犯人蔵匿		16	13	13	21	23	2	
証人威迫		2	0	9	4	4	0	
逮捕監禁		60	32	53	38	20	-18	
信用毀損・威力業務妨害		23	5	44	9	21	12	
器物損壊		68	91	109	72	39	-33	
暴力行為		7	15	8	13	5	-8	
その他刑法犯		111	119	170	127	99	-28	
刑法犯合計		3,315	3,256	3,327	2,828	2,381	-447	
特		出入国管理・難民認定法	5	4	1	6	6	0
		軽犯罪法	37	31	49	31	33	2
	酩酊者規制法	0	0	3	0	0	0	
	迷惑防止条例	34	22	35	22	20	-2	
	暴力団対策法	3	5	4	3	4	1	
	自転車競技法	9	5	4	3	2	-1	
	競馬法	0	1	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	3	3	3	2	2	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	24	17	13	10	10	0	
	青少年保護育成条例	8	2	3	8	4	-4	
	売春防止法	4	5	3	2	4	2	
	児童福祉法	14	11	15	5	1	-4	
	出資法	5	10	7	7	7	0	
法	貸金業法	12	18	9	7	12	5	
	宅地建物取引業法	3	0	0	1	0	-1	
	建設業法	2	1	1	3	0	-3	
	銃刀法	61	61	67	74	60	-14	
	火薬類取締法	0	0	0	1	0	-1	
	麻薬等取締法	15	12	8	11	6	-5	
	あへん法	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	50	58	58	84	51	-33	
	覚せい剤取締法	979	910	845	786	644	-142	
	毒劇物法	2	1	2	0	2	2	
	廃棄物処理法	8	15	17	15	14	-1	
	労働基準法	2	5	3	1	1	0	
	職業安定法	6	4	2	2	12	10	
	健康保険法	0	0	0	0	0	0	
犯	労働者派遣法	18	3	2	2	1	-1	
	旅券法	13	6	3	3	0	-3	
	麻薬等特例法	14	13	18	14	4	-10	
	その他の特別法犯	88	110	110	129	124	-5	
特別法犯合計	1,419	1,333	1,285	1,232	1,024	-208		
総計	4,734	4,589	4,612	4,060	3,405	-655		

図表 1-7 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		H26	H27	H28	H29	H30	前年比	
罪種名								
刑	殺人	94	76	57	71	61	-10	
	強盗	271	243	224	159	165	6	
	放火	32	54	22	28	30	2	
	強姦等	62	54	54	39	47	8	
	凶器準備集合	6	3	3	1	0	-1	
	暴行	1,235	1,189	1,276	1,085	1,055	-30	
	傷害	2,298	2,191	2,112	1,818	1,758	-60	
	脅迫	610	596	527	523	512	-11	
	恐喝	862	865	700	596	592	-4	
	窃盗	15,703	15,017	14,415	11,303	10,194	-1,109	
	詐欺	2,821	3,144	2,944	2,379	2,270	-109	
	横領	69	71	49	61	49	-12	
	文書偽造	301	300	326	211	154	-57	
	法	賭博	106	122	283	70	74	4
わいせつ物頒布等		55	39	24	11	13	2	
公務執行妨害		432	387	344	292	276	-16	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0	
犯人蔵匿		49	27	42	42	40	-2	
証人威迫		5	3	9	6	8	2	
逮捕監禁		84	86	97	81	74	-7	
信用毀損・威力業務妨害		37	41	40	33	31	-2	
器物損壊		666	595	582	492	452	-40	
暴力行為		11	19	7	11	6	-5	
その他刑法犯		1,074	1,109	1,433	965	820	-145	
刑法犯合計		26,883	26,231	25,570	20,277	18,681	-1,596	
特		出入国管理・難民認定法	106	68	40	48	58	10
		軽犯罪法	130	106	122	113	99	-14
	酩酊者規制法	7	6	11	2	0	-2	
	迷惑防止条例	450	432	464	374	269	-105	
	暴力団対策法	5	9	8	4	5	1	
	自転車競技法	12	5	4	3	2	-1	
	競馬法	0	1	2	0	0	0	
	モーターボート競走法	8	6	2	2	2	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	456	384	274	243	178	-65	
	青少年保護育成条例	68	43	44	45	24	-21	
	売春防止法	271	157	88	57	35	-22	
	児童福祉法	75	66	52	29	19	-10	
	出資法	39	26	31	30	27	-3	
法	貸金業法	40	47	41	40	32	-8	
	宅地建物取引業法	11	2	2	2	0	-2	
	建設業法	8	6	11	13	2	-11	
	銃刀法	321	269	250	237	184	-53	
	火薬類取締法	11	2	1	4	1	-3	
	麻薬等取締法	222	192	182	200	168	-32	
	あへん法	2	2	1	0	1	1	
	大麻取締法	756	860	1,002	1,086	1,151	65	
	覚せい剤取締法	8,665	8,382	7,493	6,844	6,662	-182	
	毒劇物法	62	59	49	36	39	3	
	廃棄物処理法	83	66	85	75	75	0	
	労働基準法	5	19	10	7	6	-1	
	職業安定法	12	20	11	21	21	0	
	健康保険法	0	0	0	0	2	2	
犯	労働者派遣法	26	20	8	5	6	1	
	旅券法	24	9	3	6	2	-4	
	麻薬等特例法	103	154	124	90	129	39	
	その他の特別法犯	610	833	695	572	454	-118	
特別法犯合計	12,588	12,251	11,110	10,188	9,653	-535		
総計	39,471	38,482	36,680	30,465	28,334	-2,131		

図表 1-8 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総数	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881
うち覚せい剤取締法違反	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569
うち傷害	3,123	3,016	3,040	2,970	2,807	2,696	2,596	2,514	2,095	2,042
うち窃盗	3,136	3,329	3,538	2,794	2,470	2,296	2,121	2,044	1,874	1,627
うち詐欺	2,072	1,960	2,077	2,190	2,321	2,337	2,281	2,072	1,813	1,749
うち恐喝	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772

## 2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体等の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しているところ、30年においては、13,498人で80.0%となっている。このうち、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、5,396人と暴力団構成員等の検挙人員の約3割を占めている（図表1-9）。

図表 1-9 主要団体等の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	26,503 (6,776)	25,686 (6,216)	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)
うち六代目山口組	14,208 (3,217)	13,728 (2,859)	13,808 (2,755)	12,566 (2,366)	11,308 (2,325)	10,854 (2,047)	9,656 (1,865)	6,631 (1,411)	5,539 (1,149)	5,396 (1,004)
うち神戸山口組	—	—	—	—	—	—	732 (176)	3,368 (861)	3,255 (819)	2,288 (476)
うち任侠山口組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	467 (93)
うち住吉会	3,632 (1,059)	3,369 (997)	3,770 (969)	3,411 (964)	3,708 (944)	3,785 (834)	3,769 (809)	3,530 (753)	3,095 (698)	3,165 (615)
うち稲川会	3,687 (1,079)	3,725 (1,067)	3,887 (1,059)	3,645 (1,059)	3,252 (1,014)	3,585 (850)	3,445 (771)	2,715 (662)	2,312 (595)	2,182 (543)
主要団体等合計	21,527 (5,355)	20,822 (4,923)	21,465 (4,783)	19,622 (4,389)	18,268 (4,283)	18,224 (3,731)	17,602 (3,621)	16,244 (3,687)	14,201 (3,261)	13,498 (2,731)
全体に占める割合(%)	81.2 (79.0)	81.1 (79.2)	81.7 (80.0)	81.3 (79.7)	79.9 (80.3)	81.0 (78.8)	81.3 (78.9)	81.0 (79.9)	80.1 (80.3)	80.0 (80.2)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

### 3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るために、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

30年においては、六代目山口組直系組長等12人、弘道会直系組長等11人、弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）18人を検挙している（図表1-10）。

図表1-10 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減
六代目山口組直系組長等		6	25	17	23	8	14	15	18	16	12	-4
弘道会直系組長等		3	11	19	5	10	11	9	18	18	11	-7
弘道会直系組織幹部		14	32	42	27	31	30	23	29	20	18	-2

#### 【六代目山口組直系組長等の主要検挙事例】

- 六代目山口組直系組長（50）が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例（1月検挙、警視庁）
- 六代目山口組直系組長（57）らが、トラブルの仲裁に入った男性に対し、襟首を掴むなどの暴行を加えた事例（6月検挙、大阪）

#### 【弘道会直系組長等、直系組織幹部の主要検挙事例】

- 弘道会直系組織幹部（57）が、他人になりすまして利用する目的で他人名義のキャッシュカード1枚を譲り受けるなどした事例（3月検挙、愛知）
- 弘道会直系組織幹部（49）らが、プロ野球の公式戦等を利用した賭博場を開張して利益を図った事例（4月検挙、神奈川）
- 弘道会直系組織組長（45）らが、暴力団排除条例により定められた暴力団排除特別区域において、用心棒の役務を提供することの対償として、特定接客業者から現金の供与を受けた事例（7月検挙、愛知）
- 弘道会直系組織幹部（52）が、被害者の顔面を手拳で複数回殴るなどの暴行を加え、傷害を負わせた事例（9月検挙、愛知）

## 六代目山口組・神戸山口組の対立抗争等

### 1 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争等

○ 27年8月末、六代目山口組が分裂し、神戸山口組が結成されて以降、両団体の傘下組織構成員らによる傷害事件等が各地で発生した。警察庁は、事件の発生頻度の高まりや全国への広がり、凶悪化等を総合的に勘案して、28年3月7日、両団体が対立抗争の状態にあると判断した。

同年4月には、兵庫県公安委員会が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)に基づき、神戸山口組を指定暴力団として新たに指定した。また、同年6月には、六代目山口組についても、同公安委員会から9回目の指定を受けた。

○ 29年4月、神戸山口組においては、傘下組織の一部が任侠山口組の結成を表明し、内部対立状態となった。同年9月には、任侠山口組の代表である織田絆誠こと金禎紀に対する拳銃使用の襲撃事件が発生し、関係者が死亡した。

このような情勢を受けて、30年3月、同公安委員会は、暴力団対策法に基づき、任侠山口組を指定暴力団として新たに指定した。

○ 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる不法行為の発生頻度は減少しているものの、30年においても未だ発生している。また、30年中、神戸山口組傘下組織の代表等が相次いで六代目山口組傘下に加わるなど、六代目山口組による神戸山口組構成員に対する切り崩し工作が積極的に行われており、両団体は依然として対立抗争状態にある。

○ 任侠山口組を巡る動向としては、同団体において役職の新設や新人事の発表による組織強化に向けた動きがある中で、六代目山口組が積極的な切り崩し工作により、任侠山口組幹部構成員等を傘下に加えた一方、神戸山口組も組織的な切り崩し工作に向けた動きを見せている。

### 2 六代目山口組及び神戸山口組に対する集中取締り

抗争状態にあると判断した28年3月7日から30年12月末までに、両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為は、20都道府県で57件発生しているところ、うち40件で179人の暴力団構成員等を検挙している。

#### 【主要検挙事例】

○ 29年6月、兵庫県加古郡内において、六代目山口組傘下組織組長らが神戸山口組関連施設に拳銃を発砲した事件が発生し、30年5月から6月までに、同組長ら3人を逮捕した。

○ 30年3月、兵庫県尼崎市内の路上において、六代目山口組傘下組織幹部らが神戸山口組傘下組織幹部を棒様のもので殴るなどして負傷させた傷害事件が発生し、5月、同幹部ら3人を逮捕した。

○ 30年7月、宮崎県日向市内の駐車場において、六代目山口組傘下組織組長らが神戸山口組傘下組織幹部らを警棒様のもので殴るなどして負傷させた傷害事件が発生し、8月、同組長ら3人を逮捕した。

○ 30年11月、宮崎県宮崎市内の路上において、六代目山口組傘下組織幹部が神戸山口組傘下組織組員らに催涙スプレー様のものを噴射するなどして負傷させた傷害事件が発生し、同月、同幹部を逮捕した。

### 3 神戸山口組と任侠山口組の傘下組織関係者が絡む事件の発生及び検挙状況

29年4月末に任侠山口組が結成を表明して以降、30年12月末までに神戸山口組と任侠山口組の傘下組織関係者が絡む事件は、8件発生しているところ、うち6件で27人の暴力団構成員等を検挙している。

#### 4 六代目山口組と任侠山口組の傘下組織関係者が絡む事件の発生及び検挙状況

29年4月末に任侠山口組が結成を表明して以降、30年12月末までに六代目山口組と任侠山口組の傘下組織関係者が絡む事件は、2件発生しているところ、うち2件で4人の暴力団構成員等を検挙している。

#### 4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

##### (1) 事業者襲撃等事件の発生状況

近年、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件<sup>注1</sup>が相次いで発生してきたが、26年以降大きく減少し、30年においては、1件発生している（図表1-11）。

##### 【事例】

- 工藤會傘下組織組長（45）らが、北九州市内で、刃物で飲食店経営会社社員の身体を数回刺し、傷害を負わせた事例（24年9月発生、30年4月検挙、福岡）
- 工藤會傘下組織幹部（51）らが、福岡市内で、建設会社社員らが乗車する車両に向けて拳銃を発射し、同車両を損壊した事例（20年1月発生、30年6月検挙、福岡）
- 工藤會傘下組織幹部（46）らが、北九州市内で、車両に乗車中の建設会社社長に向けて、殺意を持って拳銃を発射した事例（20年9月発生、30年11月検挙、福岡）

図表1-11 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

件数 \ 年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
発生事件数 <sup>注2</sup>	18	15	29	21	23	8	1	3	2	1

注1：事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 2 上記1に該当しない次の事件
  - (1) 銃器の使用
  - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
  - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
  - (4) 放火（未遂を含む。）
  - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
  - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

注2：事件数とは、都道府県警察から事件単位で報告があった数を計上したもので、検挙件数とは異なる（以下同じ。）。

## (2) 対立抗争事件の発生状況

30年においては、対立抗争に起因するとみられる不法行為は6件発生している（図表1-12）。これらはいずれも六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関するものである。これらの事件においては、拳銃を使用した事件の発生はなかったものの、住宅街の路上で凶器を用いた襲撃事件が発生するなど、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表1-12 対立抗争事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
対立抗争認定数(回)	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
うち六代目山口組関与事件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
発生件数(件)	4	0	13	14	27	18	0	42	9	6
うち銃器使用回数	1	0	9	7	20	9	0	6	1	0
銃器使用率(%)	25.0	0.0	69.2	50.0	74.1	50.0	0.0	14.3	11.1	0.0
死者数(人)	2	0	5	1	0	0	0	4	1	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)	0	0	3	6	3	3	0	15	4	9
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：28年末までは、対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これらに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としていたが、29年からは、「発生事件数」を「対立抗争認定数」、「発生回数」を「発生件数」と表記した。

## 工藤會に対する集中取締り等

### 1 工藤會幹部の波状的検挙

- 27年8月から28年1月にかけて、工藤會傘下組織組長らがバイクチームの代表者に同チームのロゴマークの変更等を強要した事件が発生し、30年1月、同組長らを逮捕した。
- 24年9月、工藤會傘下組織組長らが飲食店経営会社役員の男性を刃物で負傷させた事件が発生し、30年4月、同組長らを逮捕した。
- 20年1月、工藤會傘下組織幹部らが建設会社社員の男性らの乗車している車両に対し拳銃を発射する事件が発生し、30年6月、同幹部らを逮捕した。
- 30年6月、工藤會傘下組織組長らが暴力団の威力を示して路上をうろつくなどする事件が発生し、30年7月、同組長らを逮捕した。
- 20年9月、工藤會傘下組織幹部らが車両に乗車中の建設会社社長に向けて拳銃を発射する事件が発生し、30年11月、同幹部らを逮捕した。

### 2 暴力団対策法の活用

24年12月、福岡県公安委員会及び山口県公安委員会が工藤會を特定危険指定暴力団等として指定し、以降1年ごとに指定の期限を延長しているところ、30年も効力が継続している。また、26年11月、福岡県公安委員会が当該指定に係る警戒区域内に所在する工藤會の4か所の事務所について、さらに27年2月、1か所の事務所について、事務所使用制限命令を発出しているところ、30年もこれらの命令の効力が継続している。さらに、特定危険指定暴力団等の組員が警戒区域内において暴力的要求行為をしたとして、30年中、工藤會傘下組織組長ら3人を逮捕した。

### 3 民事訴訟

福岡県警察では、事件検挙等による取締りのほか、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

- 工藤會傘下組織幹部が、歯科医師を刃物で負傷させた事件（26年発生）について、30年2月、同歯科医師が、襲撃を指示した工藤會総裁らに対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

### 4 今後の対策等

近年、工藤會総裁、同会長等を含む主要幹部を波状的に検挙し、これらの者を長期的に隔離したことにより、工藤會の組織基盤及び指揮命令系統に打撃を与えている。また、福岡県における30年中の離脱支援による工藤會離脱者数は38人であった。今後とも、未解決事件の捜査を徹底するなど取締りの更なる強化を図るとともに、資金源対策や離脱者の社会復帰対策を更に推進していく。

## 5 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、30年においては4件発生し、これらの事件による負傷者は1人で、死者はなかった（図表1-13）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件<sup>※</sup>は、依然として市民の身近な場所である住宅街等で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

### 【発生事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部宅が銃撃されて、門扉等が損壊した事例（12月発生、岡山）
- 住吉会傘下組織関連施設が銃撃されて、玄関ドアが損壊した事例（12月発生、警視庁）

### 【検挙事例】

- 稲川会傘下組織組長（47）らが、車両に乗車中の元稲川会傘下組織幹部を狙って拳銃を発射して同乗者を負傷させた事例（29年5月発生・30年3月検挙、千葉）
- 工藤會傘下組織組員（36）らが、福岡県内の路上において、拳銃を発射した事例（23年6月発生・30年2月検挙、福岡）
- 六代目山口組傘下組織幹部（58）らが、神戸山口組関連施設に向けて拳銃を発射した事例（29年6月発生・30年5月、6月検挙、兵庫）
- 神戸山口組傘下組織幹部（48）が、神戸市内の路上において拳銃を発射した事例（10月発生・11月検挙、兵庫）

図表1-13 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分	年次										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
発 砲 事 件 数 ( 件 )	22	17	33	25	35	19	8	17	13	4	
うち対立抗争によるもの	1	0	9	7	20	9	0	6	1	0	
死 者 数 ( 人 )	6	6	5	3	2	0	1	2	2	0	
負 傷 者 数 ( 人 )	8	3	7	11	2	3	3	1	4	1	

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

## 6 拳銃押収丁数

近年、暴力団からの拳銃押収丁数は減少傾向にあり、30年においては、73丁と前年に比べ減少している（図表1-14）。依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

### 【事例】

- 稲川会傘下組織幹部（40）が、自宅に拳銃3丁及びこれらに適合する実包26発を隠匿していた

事例（3月押収、警視庁・神奈川）

- 神戸山口組傘下組織組員（57）が、車両内に拳銃1丁及びこれに適合する実包13発等を隠匿していた事例（5月押収、兵庫）
- 七代目合田一家傘下組織組長（52）が、所持品内に拳銃1丁を隠匿していた事例（10月押収、山口）

図表1-14 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
押収拳銃総数(丁)	148	98	123	95	74	104	63	54	79	73
真正銃(丁)	129	96	112	89	69	98	56	54	68	70
	87.2%	98.0%	91.1%	93.7%	93.2%	94.2%	88.9%	100.0%	86.1%	95.9%
改造銃(丁)	19	2	11	6	5	6	7	0	11	3
	12.8%	2.0%	8.9%	6.3%	6.8%	5.8%	11.1%	0.0%	13.9%	4.1%

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

## 7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

30年における暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数は4件であり、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙事件数は1件である（図表1-15）。

### 【事例】

- 稲川会傘下組織組長（56）らが、組織の活動として、トラブルの相手方住居等に向けて拳銃を発射し、玄関ドア等を損壊するなどした事例（3月訴因変更、千葉）
- 六代目山口組傘下組織組長（66）らが、組織の活動として、傷害事件の証拠となる監視カメラの録画映像データを警察が差し押さえる前に意図的に消去した事例（11月検挙、大阪）

図表1-15 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	17	18	6	3	6	6	4	13	5	4
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	2	3	1	0	0	0	0	0	1	1

## 8 資金獲得犯罪の検挙状況

### (1) 30年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等<sup>註</sup>（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）は、依然として、暴力団等の有力な資金源になっていることがうかがえる。これらのうち、暴力団構成員等の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員に占める覚せい剤取締法違反の割合は近年、約8割で推移しており、30年中においても同様である（図表1-18）。

また、暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団構成員等の総検挙人員に占める詐欺の検挙人員は、近年、増加傾向にあったところ、ここ数年で高止まりしており、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえる（図表1-8）。

その他、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が敢行されており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

注：公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。

### (2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

30年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反事件数が36件であり、犯罪収益等收受について規定した第11条違反事件数が26件である。

また、第23条に規定する起訴前没収保全命令の適用事件数は27件である（図表1-16）。

#### 【犯罪収益等隠匿事件】

- 道仁会傘下組織幹部（50）が、飲食店経営者からみかじめ料名目で他人名義の口座に現金を振り込ませて脅し取り、犯罪収益の取得につき事実を仮想した事例（6月訴因変更、福岡）
- 住吉会傘下組織組長（51）が、高齢者に健康食品を送り付け、購入代金名目で他人名義の口座に現金を振り込ませてだまし取り、犯罪収益の取得につき事実を仮想した事例（3月起訴、埼玉・千葉）

#### 【犯罪収益等收受事件】

- 六代目山口組傘下組織組長（66）らが、風俗店経営者が売春場所を提供したことにより得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら收受した事例（3月訴因変更、愛媛）

図表1-16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（事件数）

区分	年次										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
犯罪収益等隠匿(10条)	49	46	43	27	35	26	43	45	22	36	
犯罪収益等收受(11条)	41	44	38	28	40	28	46	25	24	26	
起訴前の没収保全命令(23条)	23	36	30	39	54	45	46	34	27	27	

図表 1-17 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）  
の適用状況（30年・前提犯罪の内訳・事件数）

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
恐喝	4		1	5
強盗・窃盗	3	3	1	7
詐欺	19	7		26
賭博等	1	4	4	9
売春防止法		6	4	10
風営適正化法	2	1	6	9
貸金業法・出資法等	6	3	3	12
著作権法等	1	1	2	4
商標法		1	1	2
関税法等			3	3
自転車競争法違反等			2	2
合計	36	26	27	89

### (3) 伝統的資金獲得犯罪

伝統的資金獲得犯罪の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、近年、50%前後で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合が6～7%台で推移していることからすると、高いといえる。

30年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は、5,641人で、暴力団構成員等の総検挙人員の33.4%を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる（図表 1-18、1-19）。

#### 【覚醒剤事犯】

- 稲川会傘下組織組員（65）が、営利目的で覚醒剤約100グラムを所持した事例（6月検挙、北海道）
- 七代目合田一家傘下組織幹部（57）が、営利目的で覚醒剤約1キログラムを輸入した事例（7月検挙、山口）

#### 【恐喝事犯】

- 住吉会傘下組織組員（39）らが、会社役員に対し、「お前、何してくれるんだ。どう責任取るんだ。俺らがどういう人間か分かってるんだろ。」などと告げ、謝罪金名目で現金等を脅し取った事例（3月検挙、警視庁）
- 五代目工藤會傘下組織組長（53）らが、飲食店従業員に対し、「月4万でいいけんどげんやろうか。付き合いができませんなら一斉に潰しにかかるけの。」などと告げ、みかじめ料等名目で現金を脅し取った事例（7月検挙、福岡）

- 五代目共政会傘下組織組員（37）らが、知人男性に対し、「返済が残っとるだろうが。熱湯と、斬られるのと、どっちがいいんや。」などと告げ、借金返済名目で現金を脅し取った事例（11月検挙、広島）

**【賭博事犯】**

- 六代目山口組傘下組織組員（43）が、全国高校野球大会の試合を利用した賭博場を開張して利益を図った事例（5月検挙、佐賀）
- 神戸山口組傘下組織組長（53）らが、全国高校野球大会の試合を利用した賭博場を開張して利益を図った事例（5月検挙、山口）
- 二代目親和会組員（43）が、全国高校野球大会の試合を利用した賭博場を開張して利益を図った事例（6月検挙、香川）

**図表 1－18 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移**

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
暴力団構成員等の総検挙人員（人）		26,503 (6,776)	25,686 (6,216)	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)
うち伝統的資金獲得 犯罪検挙人員（人）		8,921 (2,270)	8,742 (2,222)	8,680 (2,010)	8,209 (1,796)	7,478 (1,651)	7,479 (1,457)	7,202 (1,410)	6,269 (1,253)	5,795 (1,192)	5,641 (1,026)
	割合（%）	33.7 (33.5)	34.0 (35.7)	33.0 (33.6)	34.0 (32.6)	32.7 (31.0)	33.2 (30.8)	33.3 (30.7)	31.3 (27.2)	32.7 (29.4)	33.4 (30.1)
	覚せい剤取締法違反	6,153 (1,286)	6,283 (1,313)	6,513 (1,207)	6,285 (1,150)	6,045 (1,109)	5,966 (979)	5,618 (910)	5,003 (845)	4,693 (786)	4,569 (644)
	恐喝	1,800 (799)	1,684 (802)	1,559 (741)	1,334 (572)	1,084 (462)	1,084 (432)	1,042 (431)	830 (344)	803 (362)	772 (360)
	賭博	789 (133)	652 (81)	405 (26)	511 (49)	294 (56)	366 (34)	515 (60)	423 (57)	289 (39)	292 (18)
	ノミ行為等	179 (52)	123 (26)	203 (36)	79 (25)	55 (24)	63 (12)	27 (9)	13 (7)	10 (5)	8 (4)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表 1-19 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

区分 \ 年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
伝統的資金獲得犯罪の合計	8,921	8,742	8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795	5,641
暴力団構成員等が占める割合	52.2%	51.2%	53.6%	53.3%	52.9%	53.3%	51.7%	49.0%	47.1%	47.3%
覚せい剤取締法違反	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569
暴力団構成員等が占める割合	53.3%	52.9%	55.3%	55.2%	56.1%	55.3%	52.1%	48.8%	47.4%	47.3%
恐喝	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772
暴力団構成員等が占める割合	45.4%	44.8%	46.9%	43.7%	42.3%	44.1%	47.6%	46.3%	45.5%	46.2%
賭博	789	652	405	511	294	366	515	423	289	292
暴力団構成員等が占める割合	57.3%	49.7%	44.9%	58.3%	40.6%	49.8%	55.8%	58.3%	45.4%	48.5%
ノミ行為等	179	123	203	79	55	63	27	13	10	8
暴力団構成員等が占める割合	87.7%	96.9%	97.6%	94.0%	82.1%	98.4%	84.4%	46.4%	90.9%	80.0%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

区分 \ 年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総検挙人員	415,076	399,998	378,201	356,389	328,113	316,965	304,868	289,016	277,472	268,988
うち暴力団構成員等の検挙人員	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881
暴力団構成員等が占める割合	6.4%	6.4%	6.9%	6.8%	7.0%	7.1%	7.1%	6.9%	6.4%	6.3%

(4) 詐欺事犯

近年、暴力団は資金を獲得する手段の一つとして、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺、特に組織的に行われる特殊詐欺を敢行している実態がうかがえる（図表 1-20）。

【詐欺事犯】

- 任侠山口組傘下組織組長（51）らが、国民健康保険被保険者証を不正に利用し、接骨院において柔道整復師から施術を受けた事実がないのに、施術を受けたように装うなどして、柔道整復施術療養費をだまし取った事例（2月検挙、兵庫）
- 六代目山口組傘下組織幹部（49）らが、不慮の交通事故を偽装して、保険会社から車両保険金等をだまし取った事例（8月検挙、静岡）

【特殊詐欺事犯】

- 六代目山口組傘下組織組長（41）らが、金融機関職員をかたり、高齢者からキャッシュカードをだまし取り、現金100万円を引き出して窃取した事例（1月検挙、北海道）
- 工藤會傘下組織組員（32）らが、弁護士等をかたり、高齢者から現金200万円及びキャッシュカードをだまし取り、現金1200万円を引き出して窃取した事例（2月検挙、福岡）
- 稲川会傘下組織幹部（33）らが、息子をかたり、高齢者から現金300万円及びキャッシュカ

ードをだまし取り、現金合計200万円を引き出して窃取した事例（2月検挙、神奈川県・秋田）

- 六代目山口組傘下組織組員（58）らが、弁護士等をかたり、高齢者から現金をだまし取ろうとした事例（8月検挙、警視庁）
- 六代目山口組傘下組織幹部（56）らが、区役所職員等をかたり、高齢者からキャッシュカードをだまし取り、現金300万円を引き出して窃取した事例（10月検挙、警視庁・京都・和歌山・高知）

**図表 1-20 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移**

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30 <sup>注3</sup>
特殊詐欺 <sup>注1</sup> （検挙人員全体）		1,985	2,506	2,369	2,448	2,747
うち暴力団構成員等		698	826	623	618	630
暴力団構成員等が占める割合 <sup>注2</sup>		35.2%	33.0%	26.3%	25.2%	22.9%

注1：特殊詐欺とは、振り込み詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）及び振り込み詐欺以外の特殊詐欺（金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目等）をいう。  
 注2：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、特殊詐欺の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。  
 注3：30年の数値は暫定値である。

**(5) 企業活動を利用した資金獲得犯罪**

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

**ア 金融業**

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（**図表 1-21、1-22**）。

**【事例】**

- 六代目山口組傘下組織組長（50）が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例（1月検挙、警視庁）

**図表 1-21 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移**

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
暴力団構成員等の検挙人員		104	116	80	53	73	49	39	35	39	29
うち暴力団構成員の検挙人員		42	46	22	12	19	12	18	9	7	12
暴力団構成員等が占める割合		37.8%	39.2%	37.9%	29.4%	43.7%	33.3%	23.5%	27.6%	30.2%	29.3%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 1-22 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	暴力団構成員等の検挙人員		89	74	104	43	46	27	26	20	24
	うち暴力団構成員の検挙人員	29	18	18	15	12	5	10	7	7	7
	暴力団構成員等が占める割合	22.5%	25.1%	34.2%	22.9%	27.7%	16.5%	24.3%	15.6%	19.7%	9.7%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

### イ 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

### ウ 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる（図表 1-23）。

#### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（31）らが、労働者を工事現場に派遣し、足場施工等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（2月検挙、富山）

図表 1-23 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	暴力団構成員等の検挙人員		13	10	17	31	32	34	23	7	6
	うち暴力団構成員の検挙人員	8	5	12	13	15	18	3	2	2	1
	暴力団構成員等が占める割合	43.3%	58.8%	41.5%	73.8%	86.5%	87.2%	62.2%	21.9%	42.9%	48.0%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

### エ 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして売春等に関与し、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

#### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織組長（64）らが、飲食店内において、売春を周旋した事例（5月検挙、大阪）
- 五代目共政会傘下組織組員（50）らが、自己が管理する場所に女性を居住させ、売春させるこ

とを業とした事例（10月検挙、広島）

## (6) 企業対象暴力及び行政対象暴力

30年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は399件となっており、このうち、企業対象暴力事犯は317件、行政対象暴力事犯は82件となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は84人、検挙件数は51件である。依然として暴力団構成員等の反社会的勢力が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（48）が、飲食店の経営に関与する男性に対し、「これからも仙台で商売やっていくんだろ。」「形作れよ。」などと告げ、現金を脅し取った事例（5月検挙、宮城）

## (7) 金融・不良債権関連事犯

30年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は8件であり、いずれも企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものであった（図表1-24）。

図表1-24 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分 \ 年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
融資過程 <sup>注1</sup>	39	33	45	28	34	26	12	12	23	8
債権回収過程 <sup>注2</sup>	6	2	9	11	2	0	0	2	2	0
合計	45	35	54	39	36	26	12	14	25	8

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

## 第4 暴力団対策法の施行状況等

### 1 指定状況

30年における暴力団の指定状況は次のとおりである。

なお、6月末現在、24団体が指定暴力団として指定されている（図表1-25）。

- (1) 2月5日、松葉会が東京都公安委員会により9回目の指定を受け、三代目福博会が福岡県公安委員会により7回目の指定を受けた。
- (2) 3月22日、任侠山口組が兵庫県公安委員会により新たに指定された。
- (3) 4月25日、関東関根組が茨城県公安委員会により新たに指定された。

### 2 行政命令の発出状況

#### (1) 中止命令

近年、中止命令の発出件数は減少傾向にあり、29年においては増加に転じたものの、30年においては、1,267件と前年に比べ102件減少している（図表1-26）。

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、49,709件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが938件と全体の74.0%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが113件と全体の8.9%を、それぞれ占めている（図表1-27）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが436件、みかじめ料要求（4号）に対するものが93件、用心棒料等要求（5号）に対するものが303件となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が5件、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が103件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが343件と最も多く、全体の27.1%を占め、次いで六代目山口組187件、稲川会174件、神戸山口組124件の順となっている（図表1-27）。

#### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（55）が、債権取立ての依頼を受けて報酬を得る約束をし、債務者に対し、「給料の未払いが、17、8万あるやろ。払ったれや。」「わしの立場もわかるやろう。俺の顔を立てなあかんやろ。」などと告げて、暴力団の威力を示して債務の履行を要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（2月、京都）
- 神戸山口組傘下組織組員（49）が、知人男性に対し、「組の緊急集会があつて、金がいるんです。250万円貸して下さいよ。」などと告げて、暴力団の威力を示して金銭の貸付けをみだりに要求したことから、これを継続等してはならないことを命じた事例（5月、大阪）
- 住吉会傘下組織幹部（56）が、所属する暴力団事務所の出入口付近の外壁に付近住民等が視認

することができる状態で、組織の名称が記載された看板を掲示するなどして、付近の住民等に不安を覚えさせるおそれがある表示をしたことから、当該看板を取り外すなどして、見えなくする措置を講じることなどを命じた事例（5月、警視庁）

- 六代目山口組傘下組織組員（23）が、金銭の貸付けを受けている知人女性から返済を請求されたところ、「組の当番で行けんわ。事務所の引っ越しがあるけん無理やわ。」などと告げて、暴力団の威力を示して知人女性に対して負う債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（8月、大分）
- 三代目福博会傘下組織幹部（54）が、縄張内でアパート経営を営む者のために、当該アパートの家賃を滞納している居住者に面会し、「家賃はちゃんと払わんばだめやろうが。これからは月々5万6千円ずつ払わんばぞ。家賃を払うかアパートを出て行くか、どっちかに決めろ。」などと告げて滞納している家賃の取立てをしたことから、その取立て等をしてはならないことを命じた事例（8月、長崎）
- 六代目山口組傘下組織組長（70）が、組事務所兼自宅を競売で落札した所有者に対し、「もう若い衆を止められないぞ。」「買戻しはできないのか。いくらなら俺に売ってくれるんだ。」などと告げて、暴力団の威力を示して、土地及び建物の売買をみだりに要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（11月、静岡）

図表 1-26 行政命令の発出件数の推移

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
中止命令		2,119	2,130	2,064	1,823	1,747	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267
再発防止命令		65	85	93	81	62	39	36	33	35	43
請求妨害防止命令		0	8	5	2	5	3	2	0	1	0
用心棒行為等防止命令		—	—	—	—	9	4	8	2	1	6
賞揚等禁止命令		30	8	14	12	2	2	4	6	11	16
事務所使用制限命令		0	0	27(1)	17	0	4	4	0	0	2

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

## (2) 再発防止命令

近年、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあったが、29年においては、増加に転じ、30年においても、43件と前年に比べ8件増加している（図表 1-26）。

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,898件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが36件と全体の83.7%を、準暴力的要求行為の要求等（12条の3）に対するものが2件と全体の4.7%を、それぞれ占めている（図表 1-27）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが11件、みかじめ料要求（4号）に対するものが6件、用心棒料等要求

(5号)に対するものが13件となっている。

団体別では、六代目山口組に対するものが17件と最も多く、全体の39.5%を占め、次いで稲川会6件、住吉会5件となっている(図表1-27)。

#### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員(48)が、少年に対し入れ墨を施し、さらに他の少年に対しても入れ墨を施すなどしたことから、1年間、更に反復して少年に対して入れ墨を施すことなどをしてはならないことを命じた事例(2月、石川)
- 稲川会傘下組織幹部(47)が、飲食店従業員に対し、「話というのは簡単なことなだけで。俗に言うエンソのことです。付き合ってくださいよ。」「1ヶ月1万円をお願いします。」「月末に集金させてもらいますので、顔を出させていただきます。月末は30日くらいですね。」などと告げて、暴力団の威力を示して同所で営業することを容認する対償として金品等を要求し、さらに他の者に対しても同様の要求をしたことなどから、1年間、更に反復して類似の暴力的要求行為をしてはならないことを命じた事例(5月、千葉)
- 六代目山口組傘下組織組員(37)が、旧車會構成員に対して、「これからは〇〇に代わってチームをまとめてくれよ。ケツ持ち代を回収して、ちゃんと俺の所へ持ってこいよ。俺の名前を出せば良いからな。しっかり頑張れよ。」などと告げて、暴力団の威力を示して金品等を徴収するように要求し、さらに、他の者に対しても同様の要求をしたことなどから、1年間、更に反復して類似の準暴力的要求行為の要求等をしてはならないことを命じた事例(5月、愛知)
- 六代目山口組傘下組織組長(66)が、知人男性に対して、「△△の代わりにチケット代、取りに行ってくれや。行ったら、相手方がお金を準備してくれとるけん。」などと告げて、暴力団の威力を示して営業を営む者に対しその営業を営むことを容認する対償として金品等を要求するよう求め、さらに、同男性が暴力団の威力を示して金品等を徴収することを容認するなどしたことから、1年間、更に反復して類似の準暴力的要求行為の要求等をしてはならないことを命じた事例(6月、愛媛)

### (3) 請求妨害防止命令

30年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出はなかった(図表1-26)。

### (4) 用心棒行為等防止命令

30年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は6件である(図表1-26)。団体別では、六代目山口組に対するものが4件と最も多く、次いで稲川会及び神戸山口組がそれぞれ1件となっている(図表1-27)。

#### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員(42)が、縄張内に所在する風俗店の経営者から、「店のことだけ

ど、5万円でもいいかい。」などと依頼され、「やっぱりそれ位だよ。分かったよ。」などと告げて、用心棒の役務を提供することを約束したことから、その役務提供等をしてはならないことを命じた事例（4月、北海道）

- 神戸山口組傘下組織組長（59）が、縄張内に所在する飲食店を運営する会社の代表取締役から、「店の面倒見て貰えませんか。」などと依頼され、「何かあったら俺の名前を出したらええ。」などと告げて、用心棒の役務を提供することを約束したことから、その役務提供等をしてはならないことを命じた事例（4月、兵庫）
- 稲川会傘下組織組員（26）が、縄張内に所在する飲食店の経営者に対し、「〇〇がいない間、俺がケツ持ちを引き継ぐことになった。金は、月末に取りに来る。」などと告げ、同経営者の承諾を受け、用心棒の役務を提供することを約束したことから、その役務提供等をしてはならないことを命じた事例（8月、北海道）

#### (5) 賞揚等禁止命令

30年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は16件であり、前年に比べて5件増加している（**図表 1-26**）。団体別では、道仁会に対するものが12件と最も多く、次いで五代目工藤會が3件となっている（**図表 1-27**）。

#### 【事例】

- 道仁会会長(62)らが、九州誠道会（現浪川会）との対立抗争において九州誠道会傘下組織組員に拳銃を発射するなどの暴力行為を敢行して刑に処せられた道仁会傘下組織組長らに対し、賞揚等をする目的で金品等の供与をするおそれが認められたことから、同会長らに対して、出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品等を供与することなどをしてはならない旨命じた事例(7月、福岡・熊本)
- 五代目山口組と親和会との対立抗争において、拳銃を発射するなどの暴力行為を敢行した六代目山口組傘下組織組員（51）に対し、六代目山口組の暴力団員から出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品等の供与を受けてはならないことを命じた事例（11月、香川）

#### (6) 事務所使用制限命令

30年における事務所使用制限命令の発出件数は2件であり、前年に比べて2件増加している（**図表 1-26**）。これらの命令は、全て特定危険指定暴力団等に指定されている五代目工藤會に対するものであり、いずれも事務所を管理する暴力団員の変更に係るものである（**図表 1-27**）。

### 3 命令違反事件の検挙状況

30年における命令違反事件の検挙事件数は11件である。これらの検挙は、全て再発防止命令違反であり、六代目山口組傘下組織幹部らによるものが5件、松葉会傘下組織組員によるものが4件、神戸

山口組傘下組織幹部及び稲川会傘下組織組員によるものがそれぞれ1件となっている。

**【事例】**

- 稲川会傘下組織組員（43）は、縄張内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求することなどを禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、同組員らが、風俗店の経営者に対し、「トラブルがあった時は守ってやる。」「払わないと店の営業はできないぞ。」「こういう店はみんな払って貰うんだよ。」などと告げて、現金の供与を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（2月、群馬）
- 六代目山口組傘下組織組員（27）は、人に対し、名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益の贈与をみだりに要求することなどを禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、知人男性対し、「どうやって、お前けじめつけんの。」「1時間以内に10万円振り込めば許してやるよ。」などと告げて、現金の贈与を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（7月、静岡）

指定暴力団一覽表(24団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府39県	約4,400人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約2,200人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	関 功	1都1道1府15県	約2,800人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約330人
5	旭 琉 會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永 清	1県	約320人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約70人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	1県	約140人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約70人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約60人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約70人
11	道 仁 会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約480人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双 愛 会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約140人
14	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約80人
15	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約90人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	1府	約30人
17	極 東 会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都12県	約520人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約130人
19	松 葉 会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都7県	約420人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	3県	約110人
21	浪 川 会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約210人
22	神戸山口組	兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上 邦雄	1都1道2府28県	約1,700人
23	任侠山口組	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道2府11県	約400人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約130人

注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成30年末現在のものを示している。

2: 30年末における全暴力団構成員数(約15,600人)に占める指定暴力団構成員数(約15,000人)の比率は96.2%である。

図表 1-27 平成30年における中止命令等適用状況

○ 形態別

形態別	区分	中止命令	その他の命令	
9 条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	3	0
	2号	不当贈与要求行為	436	11
	3号	不当下請等要求行為	2	0
	4号	みかじめ料要求行為	93	6
	5号	用心棒料等要求行為	303	13
	6号	高利債権取立行為	37	4
	7号	不当債権取立行為	2	0
	8号	不当債務免除要求行為	30	0
	9号	不当貸付要求行為	17	0
	10号	不当金融商品取引要求行為	0	0
	11号	不当自己株式買取等要求行為	0	0
	12号	不当預貯金受入要求行為	0	0
	13号	不当地上げ行為	6	0
	14号	競売等妨害行為	0	0
	15号	不当宅地等取引要求行為	0	0
	16号	不当宅地賃借要求行為	1	0
	17号	不当建設工事要求行為	0	0
	18号	不当施設利用要求行為	0	0
	19号	不当示談介入行為	0	0
	20号	因縁をつけての金品等要求行為	8	2
	21号	不当許認可等要求行為	0	0
	22号	不当許認可等排除要求行為	0	0
	23号	不当入札参加要求行為	0	0
	24号	不当入札排除要求行為	0	0
	25号	談合入札要求行為	0	0
	26号	不当公契約排除要求行為	0	0
	27号	不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0
	小計	938	36	
10 条	1項	暴力的要求行為の要求等	—	0
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	200	—
	小計	200	0	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	0	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	2	
12条の5	準暴力的要求行為	8	0	
15 条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	—	0
	3項	指定暴力団内部の対立抗争	—	0
	小計	—	0	
16 条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	5	1
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	103	1
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	5	0
	小計	113	2	
17条	加入の強要の命令等	—	0	
20条	指詰めの強要等	1	0	
21条	指詰めの強要の命令等	—	0	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	0	1	
25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	
29条	事務所における禁止行為	5	—	
30条の2	損害賠償請求等の妨害	1	0	
30条の5	暴力行為の賞揚等	—	16	
30条 の6	1項	用心棒の役務提供等	1	7
	2項	用心棒行為等の要求等	—	1
	小計	1	8	
30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0	
30条の11-1項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	2	
	合計	1,267	67	

※ 「その他の命令」のうち、15条及び30条の11-1項は事務所使用制限命令、30条の2は請求妨害防止命令、30条の5は賞揚等禁止命令、30条の6-1項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令で、これら以外は再発防止命令のことである。

○ 団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		187	17	0	4	1	0
稲川会		174	6	0	1	0	0
住吉会		343	5	0	0	0	0
五代目工藤會		1	0	0	0	3	2
旭琉會		21	1	0	0	0	0
六代目会津小鉄会		1	0	0	0	0	0
五代目共政会		2	0	0	0	0	0
七代目合田一家		3	0	0	0	0	0
四代目小桜一家		0	0	0	0	0	0
五代目浅野組		1	0	0	0	0	0
道仁会		23	2	0	0	12	0
二代目親和会		1	0	0	0	0	0
双愛会		25	1	0	0	0	0
三代目俠道会		2	1	0	0	0	0
太州会		5	2	0	0	0	0
九代目酒梅組		0	0	0	0	0	0
極東会		46	1	0	0	0	0
二代目東組		7	0	0	0	0	0
松葉会		69	3	0	0	0	0
三代目福博会		2	0	0	0	0	0
浪川会		11	0	0	0	0	0
神戸山口組		124	3	0	1	0	0
任侠山口組		15	0	0	0	0	0
関東閩根組		0	0	0	0	0	0
指定暴力団員以外		204	1	0	0	0	0
	合計	1,267	43	0	6	16	2

※ 「団体別」の名称については、平成30年末のものを示している。

## 第5 暴力団排除条例の施行状況等

### 1 条例の制定及び施行

23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。

なお、市町村における条例については、30年末までに44都道府県内の全市町村で制定されている。

### 2 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。30年における実施件数は、勧告43件、指導4件、中止命令14件、再発防止命令9件、検挙13件となっている。

#### 【勧告、命令等事例】

- 解体工事会社の役員（35）が、六代目山口組傘下組織組員が違法に労働者派遣を行っていることを知りながら、労働者派遣の依頼を行ったことから、同社に対し、勧告を実施した事例（3月、北海道）
- 自動車販売会社の役員（50）が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、六代目山口組傘下組織組長（48）に正月用飾り物の購入名目に現金を供与したことから、同社に対して勧告を実施し、同組長については、勧告を受けていたにもかかわらず、勧告に従わなかったことから、その氏名等を公表した事例（3月勧告、4月公表、愛知）
- 稲川会傘下組織幹部（29）が、条例で定める暴力団排除特別強化地域に所在する飲食店において、暴力団員が立ち入ることを禁止する旨を告知する標章が掲示してあるにもかかわらず、同店に立ち入ったため中止命令を発出していたが、他の飲食店に対しても同様の行為を行ったことから、再発防止命令を発出した事例（5月、山梨）
- 不動産管理会社の役員（46）が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、住吉会傘下組織組長（50）に対し、暴力団の威力を示すための活動を行う場所である暴力団事務所として、同社が所有する不動産を賃貸したことから、同社及び同組長に対し、勧告を実施した事例（6月、埼玉）
- 飲食店経営者（44）が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、任侠山口組傘下組織組長（54）が主催する会合の場所と料理を提供したことから、同経営者及び同組長に対し、指導を実施した事例（7月、大阪）
- 解体工事会社の顧問（49）が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、京都府内の建設会社から解体工事費を請求するに際し、正規の費用とは別に六代目会津小鉄会会長（77）への近隣対策費を上乗せして請求し、これを供与したことから、同解体工事会社及び同会長に対し、勧告を実施した事例（7月、京都）

#### 【検挙事例】

- 極東会傘下組織幹部（65）らが、条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に暴力

団事務所を開設し、運営したことから、条例違反として検挙した事例（1月検挙、警視庁）

- 六代目山口組傘下組織幹部（45）らが、条例で定める暴力団排除特別区域において、用心棒の役務を提供することの対償として、特定接客業者から現金の供与を受けたことから、条例違反として検挙した事例（7月検挙、愛知）

## 第6 暴力団排除等の推進

### 1 公共部門における暴力団排除

#### (1) 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国や地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

#### ア 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（18年12月開催）において、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び②「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、24年9月までに、警察庁と全ての省庁（1府11省1庁）が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築した。

#### イ 地方自治体における取組

##### ① 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

なお、28年までに、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

##### ② 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

#### (参考) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

30年12月末現在

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,731	47	1,684	47	1,491
測量・建設コンサルタント	47	1,729	47	1,674	47	1,489
役務提供	47	1,656	—	—	47	1,406
物品・資材調達	47	1,658	—	—	47	1,398
公有財産売払い	47	1,508	—	—	—	—

注：自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,741

### 【事例】

- 建設会社代表者らを恐喝で検挙したところ、その捜査の過程で、同代表者が暴力団員と社会的に非難される関係を有していたことが判明したことから、同社を国等に通報し、公共工事から排除した事例（5月、福岡）
- 建設会社代表者らを賭博で検挙したところ、その捜査の過程で、同代表者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有していたことが判明したことから、同社を県に通報し、公共工事から排除した事例（9月、三重）

## (2) 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用により、暴力団関係企業の排除を進めている。

### 【事例】

- 府からの照会に基づいて解体工事業の登録申請業者を調査したところ、同業者の代表者が元会津小鉄会傘下組織組員であることが判明したことから、その旨を府に回答し、府から同業者に対し登録することはできない旨を告げたところ、同業者が申請を取り下げた事例（4月、京都）
- 県からの照会に基づいて建設業の許可申請業者を調査したところ、同業者は、元六代目山口組傘下組織幹部がその事業活動を実質的に支配していることが判明したことから、その旨を県に回答し、県から同業者に対し許可することはできない旨を告げたところ、同業者が申請を取り下げた事例（4月、愛知）
- 県からの照会に基づいて建設業の許可を有する会社の営業所長を調査したところ、同所長が住吉会傘下組織幹部であることが判明したことから、その旨を県に回答し、県が許可を取り消した事例（7月、和歌山）
- 県からの照会に基づいて建設業の許可申請業者を調査したところ、同業者の役員が元六代目山口組傘下組織組員であることが判明したことから、その旨を県に回答し、県から同業者に対し許可することはできない旨を告げたところ、同業者が申請を取り下げた事例（11月、福井）

## (3) その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

### 【事例】

- 区からの照会に基づいて生活保護受給申請書について調査したところ、六代目山口組傘下組織組員であることが判明したことから、その旨を区に回答し、申請が却下された事例（11月、北海

道)

- 六代目山口組傘下組織組員による恐喝の捜査の過程で、同人が公営住宅に居住していることが判明したことから、その旨を県に通報し、公営住宅から排除した事例（11月、鳥取県）

## 2 民間部門における暴力団排除

### (1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

### (2) 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、18年、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、証券保安連絡会を立ち上げ、21年3月、日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに25年1月には、警察庁と同協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について各社から照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

### (3) 銀行取引における暴力団排除

銀行業界においては、20年11月、銀行取引約定書に、21年9月、普通預金、当座勘定及び貸金庫の各規定にそれぞれ暴力団排除条項の導入を開始し、銀行取引からの暴力団排除を推進してきた。さらに30年1月には、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

### (4) 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。27年4月には、日本商工会議所が、会員からの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

## (5) 祭礼・露店からの暴力団排除

警察においては、暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

### 【事例】

- 市からの照会に基づいて、祭礼の露店出店に係る事前申請者を調査したところ、六代目山口組傘下組織組員が出店申請をしていることが判明したことから、その旨を市に回答し、同組員を同祭礼から排除した事例（5月、新潟）
- 祭礼当日の巡回により、六代目山口組傘下組織幹部が、露店の使用人として事前に申請することなく稼働している事実を認めたことから、祭礼主催者にその旨通知して、同幹部を祭礼から排除した事例（10月、岐阜）

## 3 地域・住民による暴力団排除

### (1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求に対して必要な支援を行っている。

### (2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

### 【事例】

- 購入したビルを暴力団事務所として使用していた神戸山口組傘下組織組長らに対し、29年4月、同ビルの売り主が警察、都道府県センター、仙台民暴委員会等と連携して、同ビルの建物明渡等を求める訴訟を提起したところ、30年3月、売買契約を解除する旨の和解が成立し、事務所が撤去された事例（3月、宮城）

## 4 暴力団排除活動に対する支援

### (1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員（略称「PO」(Protection Officer)）をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を發揮した保護対策に取り組んでいる。

## (2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、23年12月及び25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

## 5 都道府県センターの活動状況

### (1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

30年中の暴力団関係相談の受理件数は4万8,116件であり、このうち警察で2万1,085件、都道府県センターで2万7,031件を受理した（図表1-28）。

図表1-28 暴力団関係相談の受理件数

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	相談受理件数		35,127	36,870	40,971	46,351	47,098	53,487	52,619	51,967	47,978
	うち警察	16,186	17,035	19,472	22,369	23,630	24,183	22,637	21,823	19,930	21,085
	うちセンター	18,941	19,835	21,499	23,982	23,468	29,304	29,982	30,144	28,048	27,031

### (2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

29年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は1,605回、同講習の受講人数は延べ7万9,236人であった。

### (3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、26年7月までに全て適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けており、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行っている。

#### 【事例】

- 適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが、県内所在の任侠山口組の主たる事務所である同組傘下組織事務所について、付近住民から委託を受け

て、30年6月、使用禁止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、9月、暴力団事務所として使用してはならないなどとする仮処分命令が決定された事例（9月、兵庫）

#### (4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況

30年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員の数については、約640人となっている（図表1-29）。

##### 【事例】

- 元六代目山口組傘下組織幹部から警察に対し、「暴力団からきっぱりと足を洗って、就職先を探しているが、全身に刺青が入っているので就職先が見つからない。就職先の面倒を見てもらいたい。組とは反目の状態なので、できれば県外で就職をしたい。」旨の相談がなされたことから、「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」に基づき、同協定に加入する他都道府県警察及び関係機関と連携して就労支援を行った結果、就労に至った事例（8月）

図表1-29 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）

区分	年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	離脱者	660	630	690	600	520	490	600	640	640	640

## 第2章：薬物・銃器情勢

### 凡 例

- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 平成26年11月25日、薬事法の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器法」という。）に変更された。
- 本資料における「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

### 第1 薬物情勢

30年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 薬物事犯検挙人員は近年横ばいが続く中、13,862人と前年からわずかに増加した。

このうち、覚醒剤事犯検挙人員は、近年わずかな減少が続く中、30年においても9,868人と引き続きわずかに減少し、1万人を下回った。一方で、大麻事犯検挙人員は3,578人と若年層を中心に26年以降増加が続き、過去最多となった前年を大幅に更新しており、大麻事犯検挙人員の増加が薬物事犯検挙人員全体を押し上げた。

- 覚醒剤の密輸入事犯検挙件数は127件で、ほぼ前年並みであり、このうち航空機利用の携帯密輸についても80件とほぼ前年並みであった。

覚醒剤の密輸入押収量は784.4キログラムと減少したものの、覚醒剤の総押収量は1,138.6キログラムと前年よりわずかに増加し、3年連続で1,000キログラムを超えた。

- 大麻栽培事犯の検挙件数は近年増加傾向にあるが、175件と3年ぶりに減少し、大麻草押収量（本数）は4,456本と2年連続1万本を超えた28年、29年から大幅に減少した。

- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は396人と、前年に引き続き大幅に減少した。

上記のとおり、覚醒剤事犯検挙人員はわずかに減少しているものの、覚醒剤の密輸入事犯検挙件数は高止まりであり、覚醒剤の総押収量は3年連続で1,000キログラムを超えていることなどから、密輸・密売事犯の検挙を通じた薬物の供給網の遮断に向けた取締りを推進することとしている。また、大麻事犯検挙人員は前年に引き続いて過去最多を更新し、若年層を中心とした増加傾向が継続していることなどから、大麻事犯の取締りの強化及び大麻乱用防止に係る広報啓発活動を推進することとしている。

## 1 薬物事犯の検挙状況

### (1) 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯（覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。以下同じ。）の検挙人員は、近年横ばいで推移している中、13,862人と前年からわずかに増加した。このうち暴力団構成員等の検挙人員は5,457人で、薬物事犯の検挙人員の39.4%を占めているが、検挙人員・薬物事犯に占める割合とも減少傾向にある。外国人の検挙人員は近年増加傾向にあったところ、1,018人と前年からわずかに減少したものの1,000人を超えるほぼ前年並みであり、薬物事犯の検挙人員の7.3%を占めている（**図表2-1**）。

図表2-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤事犯	検挙件数		15,355	15,980	15,219	14,325	14,135
	検挙人員		10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
	暴力団構成員等		6,024	5,712	5,067	4,751	4,645
	構成比率(%)		55.0	51.8	48.5	47.0	47.1
	外国人		595	591	605	706	632
	構成比率(%)		5.4	5.4	5.8	7.0	6.4
大麻事犯	検挙件数		2,362	2,771	3,439	3,965	4,687
	検挙人員		1,761	2,101	2,536	3,008	3,578
	暴力団構成員等		484	591	649	742	762
	構成比率(%)		27.5	28.1	25.6	24.7	21.3
	外国人		133	154	181	250	253
	構成比率(%)		7.6	7.3	7.1	8.3	7.1
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		637	706	784	840	862
	MDMA等合成麻薬		129	109	86	107	122
	コカイン		144	230	364	392	434
	ヘロイン		11	8	3	19	14
	その他		353	359	331	322	292
	検挙人員		378	398	412	409	415
	暴力団構成員等		108	80	65	69	50
	構成比率(%)		28.6	20.1	15.8	16.9	12.0
	外国人		49	71	82	102	133
	構成比率(%)		13.0	17.8	19.9	24.9	32.0
	MDMA等合成麻薬		62	45	38	42	50
	暴力団構成員等		21	11	6	11	5
	構成比率(%)		33.9	24.4	15.8	26.2	10.0
	外国人		6	6	7	5	18
	構成比率(%)		9.7	13.3	18.4	11.9	36.0
	コカイン		61	86	142	177	197
	暴力団構成員等		14	14	34	38	36
	構成比率(%)		23.0	16.3	23.9	21.5	18.3
	外国人		14	32	50	70	83
	構成比率(%)		23.0	37.2	35.2	39.5	42.1
	ヘロイン		5	3	0	9	10
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		1	3	0	9	6	
構成比率(%)		20.0	100.0	0.0	100.0	60.0	
その他		250	264	232	181	158	
暴力団構成員等		73	55	25	20	9	
構成比率(%)		29.2	20.8	10.8	11.0	5.7	
外国人		28	30	25	18	26	
構成比率(%)		11.2	11.4	10.8	9.9	16.5	
あへん事犯	検挙件数		24	6	11	12	6
	検挙人員		24	3	6	12	1
	暴力団構成員等		1	0	0	0	0
	構成比率(%)		4.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		1	1	0	0	0
	構成比率(%)		4.2	33.3	0.0	0.0	0.0
合計	検挙件数		18,378	19,463	19,453	19,142	19,690
	検挙人員		13,121	13,524	13,411	13,542	13,862
	暴力団構成員等		6,617	6,383	5,781	5,562	5,457
	構成比率(%)		50.4	47.2	43.1	41.1	39.4
	外国人		778	817	868	1,058	1,018
	構成比率(%)		5.9	6.0	6.5	7.8	7.3

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2：本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の71.2%を占め、その割合は24年以降減少している一方で、大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の25.8%を占め、その割合は25年以降増加している（図表2-2）。

図表2-2 薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移

区分	年別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤事犯(%)		78.0	82.5	86.1	86.0	84.2	83.5	81.5	78.0	74.7	71.2
大麻事犯(%)		19.5	15.3	12.0	11.9	12.0	13.4	15.5	18.9	22.2	25.8
その他(%)		2.5	2.2	1.9	2.1	3.8	3.1	3.0	3.1	3.1	3.0

## (2) 薬物の押収状況

薬物種類別で見ると、覚醒剤が1,138.6キログラムと増加し、3年連続で1,000キログラムを超えた。

乾燥大麻は海上貨物の利用による大量密輸入事犯の検挙に伴い、280.4キログラムと前年から大幅に増加した。大麻樹脂は2.9キログラム、大麻草は4,456本とそれぞれ前年から減少した（図表2-3）。

図表2-3 薬物種類別押収量の推移

種類	年別	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤	(kg)	487.5	429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6
	(錠)	51	741	138	5	261
乾燥大麻	(kg)	165.0	101.0	133.1	176.3	280.4
大麻樹脂	(kg)	36.7	3.9	0.9	20.7	2.9
大麻草	(本)	5,195	3,355	13,660	17,324	4,456
	(kg)	120.1	87.6	42.3	67.5	23.0
合成麻薬	(錠)	479	1,055	5,021	3,181	12,303
MDMA	(錠)	471	981	5,019	3,109	12,274
コカイン	(kg)	2.2	18.5	18.3	9.6	42.0
ヘロイン	(kg)	0.0	2.0	0.0	70.3	0.0
あへん	(kg)	0.2	0.0	0.7	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。

注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

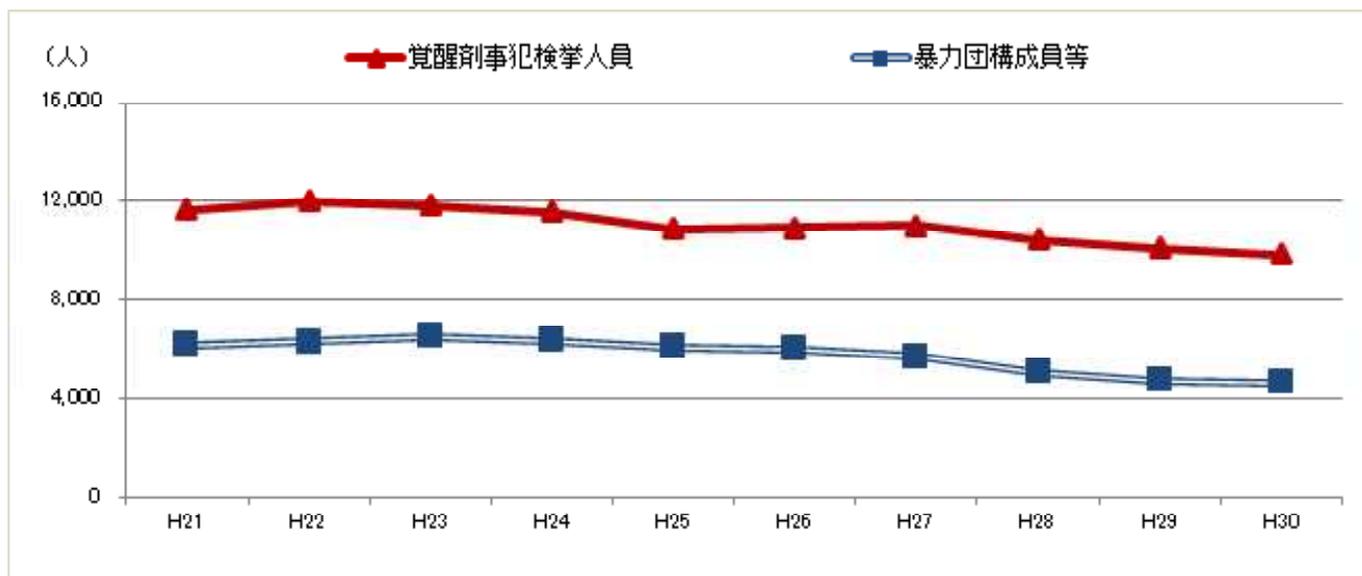
## (3) 主な薬物事犯の傾向、特徴

### ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は9,868人と、第三次覚醒剤乱用期のピークである9年以降、長期的にみて減少傾向にあり、昭和50年以来43年ぶりに1万人を下回った。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は4,645人と検挙人員の47.1%（図表2-4）、外国人は632人と検挙人員の6.4%を占めている。

図表 2-4 覚醒剤事犯検挙人員の推移

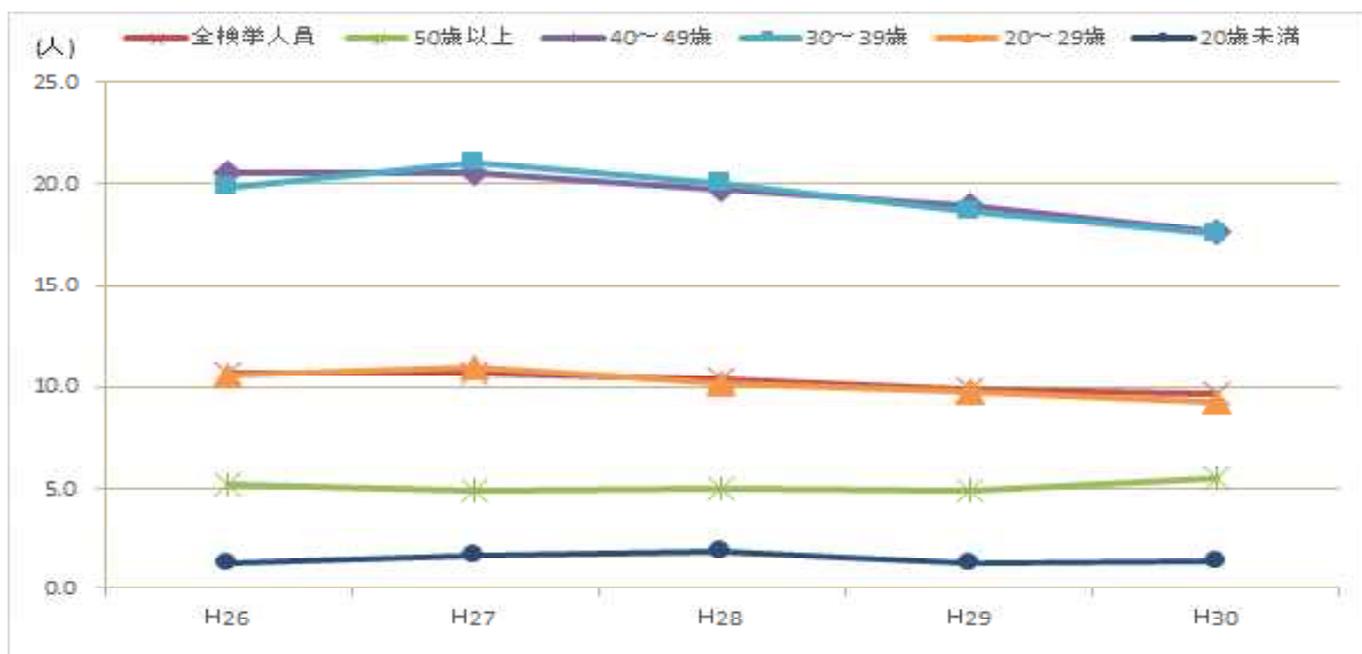


区別	年別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤事犯検挙人員		11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
暴力団構成員等		6,201	6,322	6,553	6,373	6,096	6,024	5,712	5,067	4,751	4,645
構成比率(%)		53.2	52.7	55.3	55.0	55.9	55.0	51.8	48.5	47.0	47.1

(7) 年齢層別の検挙状況

30年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が1.4人、20歳代が9.3人、30歳代が17.6人、40歳代が17.7人、50歳以上が5.5人であり、最も多い年齢層は40歳代、次いで30歳代となっている（図表2-5、2-6）。

図表 2-5 人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移



図表 2-6 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別		H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤事犯	検挙人員			10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
	人口10万人当たりの検挙人員			10.7	10.7	10.4	9.9	9.7
	年齢別	50歳以上		2,486	2,324	2,353	2,347	2,615
		人口10万人当たりの検挙人員		5.2	4.9	5.0	4.9	5.5
		構成比率(%)		22.7	21.1	22.5	23.2	26.5
		40～49歳		3,697	3,779	3,592	3,587	3,352
		人口10万人当たりの検挙人員		20.5	20.5	19.7	18.9	17.7
		構成比率(%)		33.7	34.3	34.4	35.5	34.0
		30～39歳		3,301	3,383	3,089	2,862	2,642
	人口10万人当たりの検挙人員		19.8	21.0	20.0	18.6	17.6	
	構成比率(%)		30.1	30.7	29.5	28.3	26.8	
	20～29歳		1,382	1,417	1,287	1,226	1,163	
	人口10万人当たりの検挙人員		10.6	11.0	10.2	9.8	9.3	
構成比率(%)		12.6	12.9	12.3	12.1	11.8		
20歳未満		92	119	136	91	96		
人口10万人当たりの検挙人員		1.3	1.7	1.9	1.3	1.4		
構成比率(%)		0.8	1.1	1.3	0.9	1.0		
	うち中学生		2	1	7	0	3	
	うち高校生		11	14	18	8	13	
		大学生	11	18	8	19	15	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は、19年以降12年連続で増加しており、30年は66.1%となっている(図表2-7)。

図表 2-7 覚醒剤事犯の再犯者率の推移

区分		年別		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤事犯	検挙人員			11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
	再犯者数			6,765	7,114	7,038	7,116	6,899	7,067	7,147	6,804	6,647	6,521
	再犯者率(%)			58.0	59.3	59.4	61.5	63.2	64.5	64.8	65.1	65.7	66.1
	年齢別	50歳以上		82.1	81.2	81.5	81.3	79.8	80.2	83.1	82.3	82.4	82.6
		40～49歳		69.6	72.2	70.4	70.0	69.7	71.2	72.2	72.1	72.1	71.8
		30～39歳		55.3	56.2	56.1	56.8	58.9	57.3	57.9	56.9	58.5	57.9
		20～29歳		35.8	35.3	32.9	37.6	39.0	39.2	36.0	38.9	35.6	35.4
		20歳未満		18.7	12.7	12.0	14.9	15.3	5.4	16.0	12.5	16.5	13.5

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、使用事犯が5,678人、所持事犯が3,227人、譲渡事犯が420人、譲受事犯が156人、密輸入事犯が157人となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員の90.2%を占めている。

(イ) 覚醒剤事犯の主な特徴

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の71.2%を占めており、依然として我が国

の薬物対策における最重要課題となっている。

その主な特徴としては、暴力団構成員等が検挙人員の約半数を占めていることや、30歳代及び40歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ他の年齢層に比べて多いことが挙げられる。

また、再犯者率が他の薬物に比べて高いことから、覚醒剤がとりわけ強い依存性を有しており、一旦乱用が開始されてしまうと継続的な乱用に陥る傾向があることがうかがわれる。

## イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は3,578人と、26年以降増加が続き、過去最多となった前年を大幅に更新した。

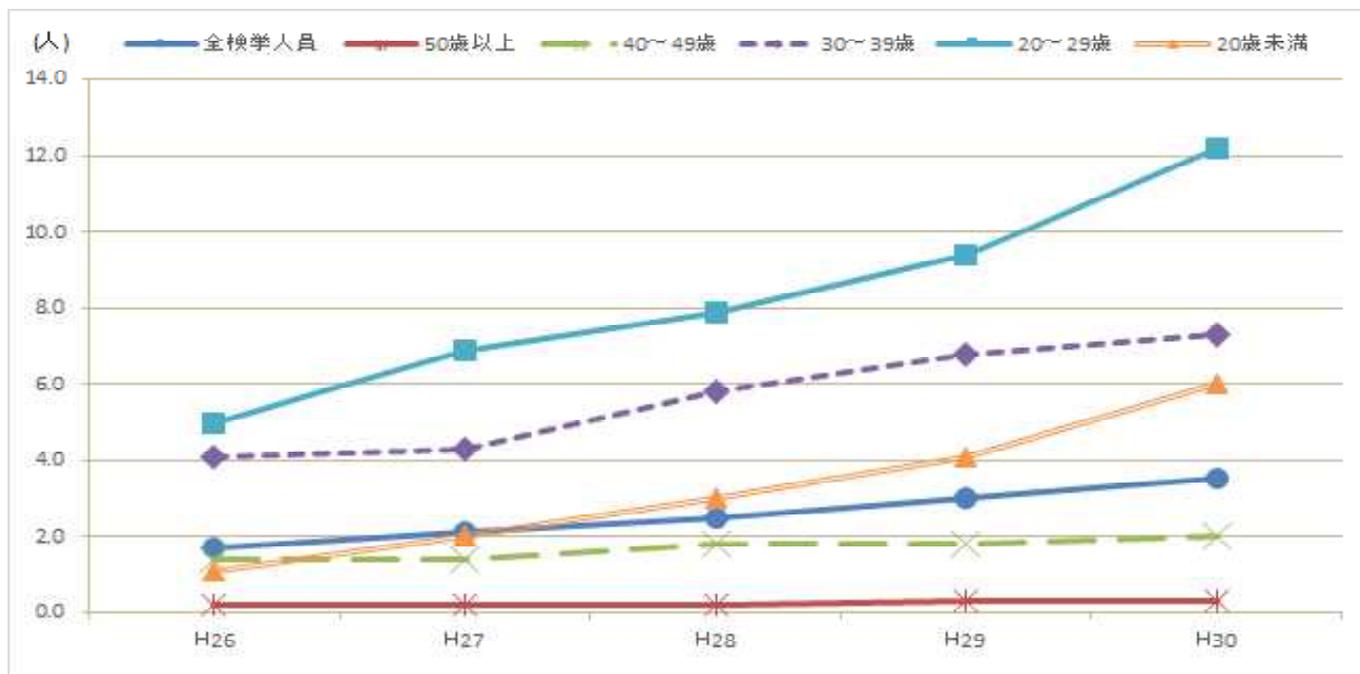
また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は762人と検挙人員の21.3%、外国人は253人と検挙人員の7.1%を占めている。

### (7) 年齢層別の検挙状況

人口10万人当たりの検挙人員で見ると、近年、50歳以上においては、横ばいで推移している一方、その他の年齢層においては増加傾向にあり、特に若年層による増加が顕著である。

30年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が6.0人、20歳代が12.2人、30歳代が7.3人、40歳代が2.0人、50歳以上が0.3人であり、最も多い年齢層は20歳代、次いで30歳代となっている（図表2-8、2-9）。

図表2-8 人口10万人当たりの大麻事犯検挙人員の推移



図表 2-9 大麻事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別		H26	H27	H28	H29	H30
大麻事犯	検挙人員			1,761	2,101	2,536	3,008	3,578
	人口10万人当たりの検挙人員			1.7	2.1	2.5	3.0	3.5
	年齢別	50歳以上	88	104	113	152	157	
		人口10万人当たりの検挙人員	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	
		構成比率(%)	5.0	5.0	4.5	5.1	4.4	
		40～49歳	257	263	326	347	370	
		人口10万人当たりの検挙人員	1.4	1.4	1.8	1.8	2.0	
		構成比率(%)	14.6	12.5	12.9	11.5	10.3	
		30～39歳	678	700	899	1,038	1,101	
	人口10万人当たりの検挙人員	4.1	4.3	5.8	6.8	7.3		
	構成比率(%)	38.5	33.3	35.4	34.5	30.8		
	20～29歳	658	890	988	1,174	1,521		
	人口10万人当たりの検挙人員	5.0	6.9	7.9	9.4	12.2		
	構成比率(%)	37.4	42.4	39.0	39.0	42.5		
20歳未満	80	144	210	297	429			
人口10万人当たりの検挙人員	1.1	2.0	3.0	4.1	6.0			
構成比率(%)	4.5	6.9	8.3	9.9	12.0			
	うち中学生	3	3	2	2	7		
	うち高校生	18	24	32	53	74		
大学生				27	31	40	55	100

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は76.6%と、近年の横ばい傾向が継続している（図表2-10）。

図表 2-10 大麻事犯の初犯者率の推移

区分		年別		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
大麻事犯	検挙人員			2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578
	初犯者数			2,475	1,803	1,323	1,292	1,208	1,385	1,613	1,962	2,294	2,741
	初犯者率(%)			84.8	81.4	80.3	80.6	77.7	78.6	76.8	77.4	76.3	76.6
	年齢別	50歳以上	63.2	65.5	62.7	62.0	46.3	71.6	57.7	66.4	60.5	64.3	
		40～49歳	78.1	64.2	74.1	71.0	71.1	69.3	66.5	70.6	66.0	64.9	
		30～39歳	82.0	82.0	77.8	79.2	78.0	79.4	75.1	74.6	70.9	69.7	
		20～29歳	88.0	84.0	83.6	85.0	81.5	81.0	80.9	80.5	82.6	81.2	
20歳未満	87.7	89.6	91.4	93.9	93.2	91.3	91.7	91.0	89.9	92.8			

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、所持事犯が2,928人、譲渡事犯が201人、譲受事犯が138人、密輸入事犯が63人、栽培事犯が152人（図表2-11）となっており、所持事犯が検挙人員の81.8%を占めている。また、栽培事犯が検挙人員に占める割合は小さいものの、近年増加傾向にある。

図表 2-11 大麻栽培事犯の検挙状況の推移

区分		年別	H26	H27	H28	H29	H30
検挙件数			130	115	144	191	175
検挙人員			116	107	116	138	152

**(イ) 大麻事犯の主な特徴**

大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の25.8%を占めており、その割合は覚醒剤事犯に次いで多くなっている。

その主な特徴としては、初犯者率が高いことのほか、特に20歳未満、20歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ大幅に増加しており、若年層による乱用傾向が増大していることが挙げられる。

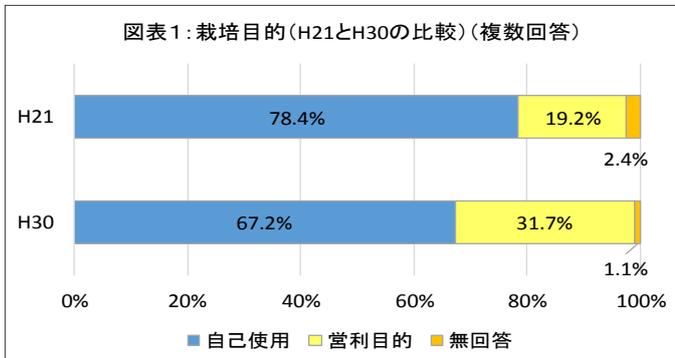
★ トピックス I

大麻栽培事犯の実態に関する調査結果

警察庁では、大麻栽培事犯の実態を把握するため、30年1月1日から同年10月31日までの間に大麻取締法違反の違反態様が栽培で検挙された者を対象に調査を行い、都道府県警察から回答を得た178人分のデータを集約した。これを、21年上半期に実施した同様の調査（回答159人分）と比較した結果は次のとおりであった。

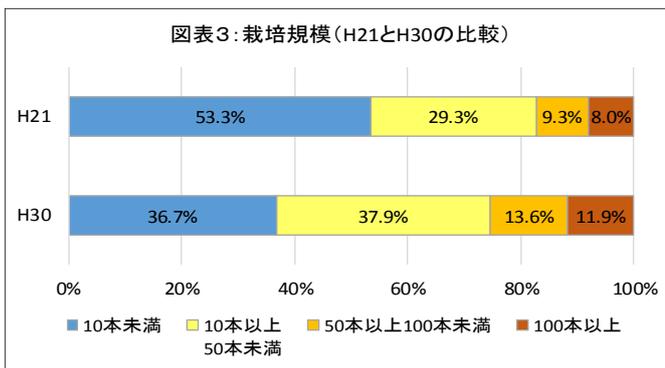
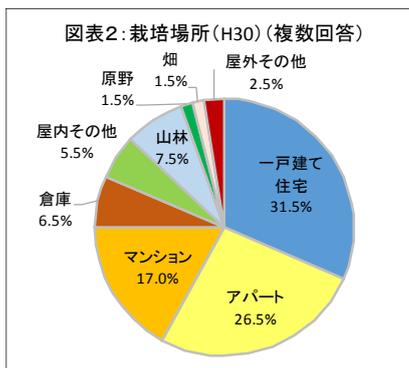
○ 大麻栽培の目的

大麻栽培の目的については、「自己使用」が67.2%、「営利目的」が31.7%であり、「自己使用」が半数以上を占めているが、21年調査と比較すると、「営利目的」が12.5ポイント増加した（図表1）。



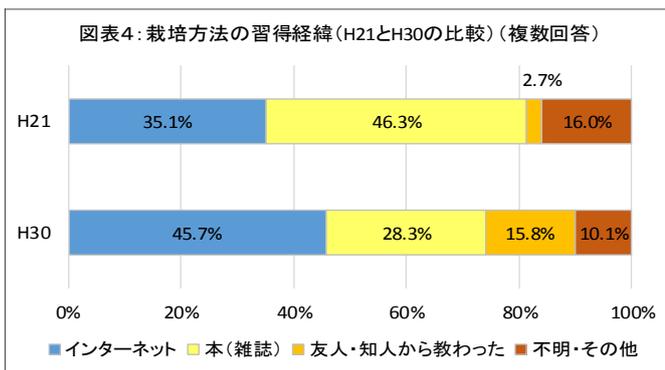
○ 大麻栽培の場所、規模

大麻栽培の場所は、屋内栽培が87.0%、屋外栽培は13.0%と屋内栽培が圧倒的に多く、「一戸建て住宅」、「アパート」、「マンション」が全体の75.0%を占め、住居を利用した大麻栽培が圧倒的に多い（図表2）。屋内栽培の中には、建物内全てを栽培場所とする大規模な栽培も含まれていた。また、栽培の規模は「50本以上100本未満」、「100本以上」が25.5%であり、21年調査より8.2ポイント増加し、「10本未満」が16.6ポイント減少していることから、栽培規模が大きくなっていることがうかがわれ、この結果は「営利目的」が増えていることとも合致する（図表3）。



○ 大麻栽培の方法の習得経緯

栽培方法を習得した経緯については、21年調査と比較すると、「本（雑誌）」が減少して、「インターネット」が45.7%と最も比率が高くなり、「友人・知人から教わった」も13.1ポイント増加した（図表4）。



21年の調査では、自己使用を目的とする小規模な大麻栽培を行っている者が多数を占めていたが、今回の調査では、営利目的で大規模に栽培する者の割合が増加していることが認められた。

同じ調査では、営利目的の100本以上の大規模な大麻栽培は暴力団構成員等に関わるものが7割以上を占めていることが判明しており、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となっていることがうかがわれる。

また、インターネットで容易に大麻栽培に関する情報を入手できる環境があり、大麻乱用者の裾野の広がりが懸念されることから、今後、大麻栽培事犯に対する取締り及び乱用防止の広報啓発活動をより一層強化する必要がある。

## 2 薬物密輸入事犯の検挙状況

### (1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙状況は、324件と増加し、前年に引き続き300件を超えた。薬物事犯別で見ると、覚醒剤事犯は127件と前年に引き続き100件を超え、大麻事犯は75件とわずかに減少、麻薬及び向精神薬事犯は122件と増加傾向にある（**図表2-12**）。

図表2-12 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別				
		H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤事犯	検挙件数	150	73	82	126	127
	検挙人員	176	96	97	153	157
	暴力団構成員等	25	19	11	14	32
	構成比率(%)	14.2	19.8	11.3	9.2	20.4
	外国人	135	72	73	120	103
	構成比率(%)	76.7	75.0	75.3	78.4	65.6
大麻事犯	検挙件数	40	65	42	81	75
	検挙人員	40	59	42	67	63
	暴力団構成員等	4	2	3	8	12
	構成比率(%)	10.0	3.4	7.1	11.9	19.0
	外国人	23	21	21	36	25
	構成比率(%)	57.5	35.6	50.0	53.7	39.7
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	55	102	77	95	122
	MDMA等合成麻薬	8	16	14	27	32
	コカイン	9	6	7	10	32
	ヘロイン	1	2	1	6	0
	その他	37	78	55	52	58
	検挙人員	63	94	78	69	92
	暴力団構成員等	9	21	5	3	5
	構成比率(%)	14.3	22.3	6.4	4.3	5.4
	外国人	30	26	28	27	54
	構成比率(%)	47.6	27.7	35.9	39.1	58.7
	MDMA等合成麻薬	10	13	13	10	19
	暴力団構成員等	3	6	0	1	3
	構成比率(%)	30.0	46.2	0.0	10.0	15.8
	外国人	3	3	3	2	9
	構成比率(%)	30.0	23.1	23.1	20.0	47.4
	コカイン	10	6	12	10	32
	暴力団構成員等	2	2	3	1	0
	構成比率(%)	20.0	33.3	25.0	10.0	0.0
	外国人	6	3	8	9	31
	構成比率(%)	60.0	50.0	66.7	90.0	96.9
ヘロイン	2	0	0	2	0	
暴力団構成員等	0	0	0	0	0	
構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
外国人	0	0	0	2	0	
構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
その他	41	75	53	47	41	
暴力団構成員等	4	13	2	1	2	
構成比率(%)	9.8	17.3	3.8	2.1	4.9	
外国人	21	20	17	14	14	
構成比率(%)	51.2	26.7	32.1	29.8	34.1	
あへん事犯	検挙件数	0	0	0	0	0
	検挙人員	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	検挙件数	245	240	201	302	324
	検挙人員	279	249	217	289	312
	暴力団構成員等	38	42	19	25	49
	構成比率(%)	13.6	16.9	8.8	8.7	15.7
	外国人	188	119	122	183	182
	構成比率(%)	67.4	47.8	56.2	63.3	58.3

注：本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

## (2) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収量は784.4キログラムと、前年から減少したものの、引き続き高い水準にある。乾燥大麻は海上貨物の利用による大量密輸入事犯の検挙に伴い、120.6キログラムと大幅に増加した一方、大麻樹脂は0.2キログラムと減少した（図表2-13）。

図表2-13 薬物種類別密輸入押収量の推移

種類		年別				
		H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤	(kg)	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4
	(錠)	5	497	113	0	200
乾燥大麻	(kg)	28.0	16.0	3.9	5.6	120.6
大麻樹脂	(kg)	36.4	2.7	0.1	7.6	0.2
合成麻薬	(錠)	28	5	1,595	826	11,639
	MDMA (錠)	28	3	1,595	826	11,639
コカイン	(kg)	1.9	18.0	13.9	8.3	40.2
ヘロイン	(kg)	0.0	2.0	0.0	70.3	0.0
あへん	(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

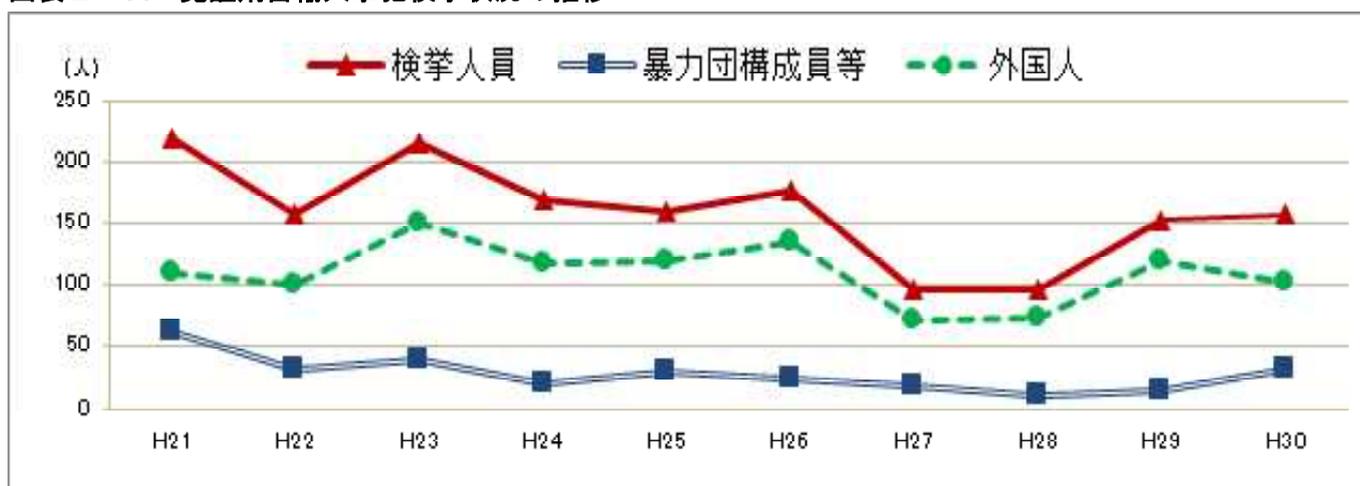
注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

## (3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴

### ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は127件と、前年に引き続き100件を超えた。検挙人員については、暴力団構成員等は32人と増加し、外国人は103人と減少した（図表2-14）。また、国籍・地域別でみると、日本が54人と最も多く、次いでマレーシアが23人、タイ及びメキシコが12人となっている。

図表2-14 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



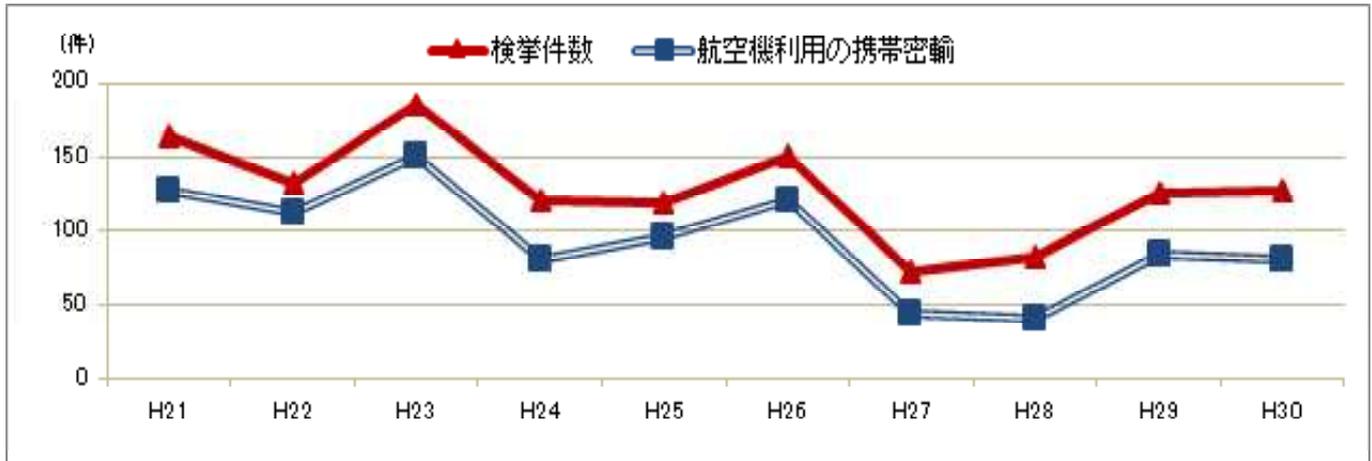
区分		年別									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
検挙人員		219	158	216	170	160	176	96	97	153	157
	暴力団構成員等	62	31	39	20	30	25	19	11	14	32
	外国人	111	100	151	118	119	135	72	73	120	103

## (7) 態様別の検挙状況

態様別でみると、航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯の検挙件数は80件と前年並みであり、密輸入事犯全体の63.0%を占めている（図表2-15）。その手口は、二重底にしたスーツケースや着衣・下着の内部に隠匿したり、身体に巻きつけたりして、数百グラムから数キログラムを密輸するものがある。

このほか、国際宅配便が21件、郵便物が18件、事業用貨物が6件となっている。

図表2-15 航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯検挙状況の推移

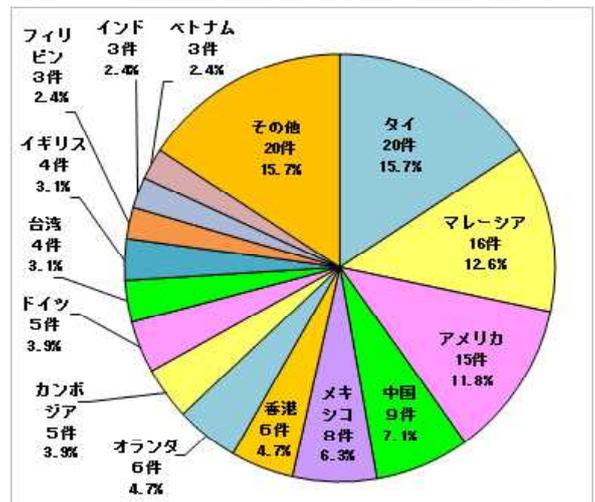


区分	年別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
検挙件数		164	132	185	120	119	150	73	82	126	127
航空機利用の携帯密輸		127	112	151	81	96	121	44	41	84	80

## (イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、タイが20件（構成比率15.7%）と最も多く、次いでマレーシアが16件（同12.6%）、以下、アメリカが15件（同11.8%）、中国（台湾、香港及びマカオを除く。以下同じ）が9件（同7.1%）、メキシコが8件（同6.3%）となっている（図表2-16）。

図表2-16 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



## (ウ) 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は2年連続で100件を超え、航空機利用の携帯密輸が密輸入事犯全体の検挙件数の63.0%を占めている。

また、押収量は前年比で減少したものの、海上貨物の利用による大量密輸入事犯の検挙により、依然として高水準にある。

こうした状況の背景には、我が国に根強い薬物需要が存在していることのほか、国際的な

ネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと推認される。

## イ 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙件数は75件と、前年からわずかに減少した。

### (7) 態様別の検挙状況

態様別でみると、主なものは、国際宅配便が32件、郵便物が27件、航空機利用の携帯密輸が15件、事業用貨物が1件となっている。覚醒剤事犯と比べると、航空機利用の携帯密輸によるものの割合は低く、国際宅配便や郵便物を利用したものの占める割合は高くなっている。

### (イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、アメリカが35件と最も多く、次いでカナダ及びベルギーが各7件となっている。

## 3 薬物犯罪組織の動向

### (1) 薬物密売の概要

薬物の密売関連事犯（営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。）の検挙人員は539人であり、このうち、暴力団構成員等は316人（構成比率58.6%）、外国人は47人（同8.7%）となっている。

覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員は402人であり、このうち暴力団構成員等は263人（同65.4%）と、依然として覚醒剤の密売関連事犯に暴力団が深く関与している状況が続いている。また、外国人は41人（同10.2%）となっている（**図表2-17**）。

大麻の密売関連事犯の検挙人員は130人であり、このうち暴力団構成員等が49人（同37.7%）と、その割合は覚醒剤事犯に比べ低いものの、大麻の密売関連事犯にも暴力団の関与が認められる。また、外国人は6人（同4.6%）となっている。

図表2-17 覚醒剤の密売関連事犯検挙人員の推移

区分		年別				
		H26	H27	H28	H29	H30
密売関連事犯		413	445	492	458	402
暴力団構成員等		303	318	322	290	263
構成比率(%)		73.4	71.5	65.4	63.3	65.4
外国人		30	34	57	49	41
構成比率(%)		7.3	7.6	11.6	10.7	10.2
国籍・地域別	イラン	14	10	21	15	12
	インドネシア	0	0	0	1	0
	韓国・朝鮮	8	13	13	15	12
	ベトナム	1	0	0	2	0
	タイ	1	1	1	1	1
	台湾	0	1	5	1	3
	中国(台湾及び香港等を除く)	0	1	8	0	2
	香港等	0	0	0	0	0
	フィリピン	0	3	3	3	0
	ブラジル	2	2	1	4	9
	イギリス	1	0	0	1	0
その他	3	3	5	6	2	

注：香港等は香港及びマカオをいう。

## (2) 暴力団の関与

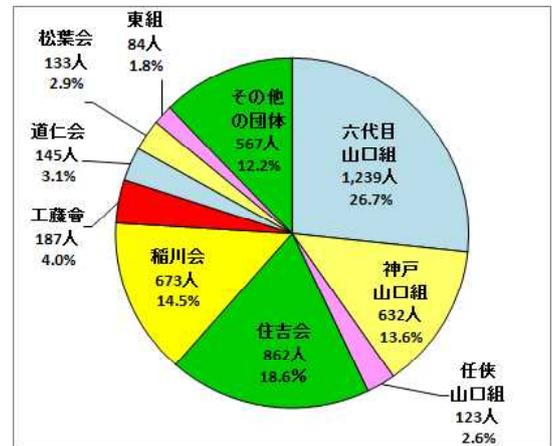
暴力団構成員等による刑法犯及び特別法犯検挙人員は16,881人であり、このうち、薬物事犯検挙人員は5,457人（構成比率32.3%）と最も多くなっており、暴力団による不法行為に占める薬物事犯の割合は高い。

### ア 暴力団構成員等の検挙状況

#### (7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組、住吉会及び稲川会の構成員等は3,529人と、これらで覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の76.0%を占めている（図表2-18）。

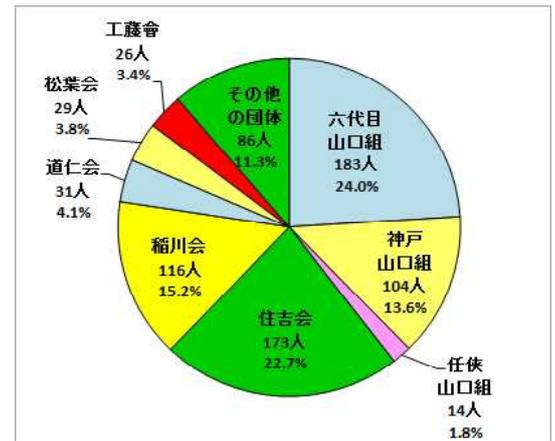
図表2-18 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率



#### (4) 大麻事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組、住吉会及び稲川会の構成員等は590人と、これらで大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の77.4%を占めている（図表2-19）。

図表2-19 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



### イ 違反態様別の検挙状況

#### (7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員を主な違反態様別にみると、使用事犯が2,743人、所持事犯が1,486人、譲渡事犯が256人、譲受事犯が43人、密輸入事犯が32人となっている。

また、暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は295人と、全営利犯検挙人員（535人）の55.1%を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

#### (4) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯の検挙人員は79人と、全営利犯検挙人員（212人）の37.3%を占めており、大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。

### (3) 外国人の営利犯

#### ア 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は126人と、覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員（535人）の23.6%を占めている。また、このうち密輸入事犯は85人（構成比率67.5%）となっている。

国籍・地域別で見ると、マレーシアが22人と最も多く、全て密輸入事犯となっている。次いで韓国・朝鮮が14人で、このうち密輸入事犯が2人、密売関連事犯が12人となっている。以下、イランが13人で、このうち密輸入事犯が1人、密売関連事犯が12人、メキシコが12人で、このうち密輸入事犯が11人、密売関連事犯が1人、ブラジルが10人で、このうち密輸入事犯が1人、密売関連事犯が9人となっている。

#### イ 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯の検挙人員は12人と、大麻事犯の全営利犯検挙人員（212人）の5.7%を占めている。

国籍・地域別で見ると、ベトナムが5人と最も多く、このうち密輸入事犯が2人、所持事犯が3人となっており、次いで中国が2人で、全て密輸入事犯となっている。

## 4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

### (1) 国籍・地域別

外国人による薬物事犯を国籍・地域別で見ると、韓国・朝鮮が212人と最も多く、次いでブラジルが163人、フィリピンが107人、以下、アメリカが87人、ベトナムが59人、中国が39人、タイが37人、ペルーが27人、マレーシアが26人、イランが21人となっている。

### (2) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、韓国・朝鮮が169人と最も多く、次いでフィリピンが96人、以下、ブラジルが95人、タイが33人、中国が29人、ベトナムが28人、マレーシアが23人、イラン及びアメリカが各20人、トルコ、ペルー及びメキシコが各13人となっている。

### (3) 大麻事犯

大麻事犯では、ブラジルが63人と最も多く、次いでアメリカが39人、韓国・朝鮮が36人となっている（図表2-20）。

図表2-20 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	MDMA等		コカイン		ヘロイン		H29	H30		
							H29	H30	H29	H30	H29	H30				
計	1,058	1,018	706	632	250	253	102	133	5	18	70	83	9	6	0	0
イスラエル	0	3				1		2				2				
イラン	26	21	21	20	2	1	3		1		2					
サウジアラビア	0	4				2		2				2				
トルコ	9	14	5	13	3	1	1				1					
韓国・朝鮮	214	212	185	169	26	36	3	7		1	3	5				
シンガポール	2	3		2	1		1	1								
スリランカ	7	19	3	9	3	8	1	2			1					
タイ	67	37	62	33	4	1	1	3		1	1	1				
台湾	26	14	20	10	1	3	5	1					1			
中国(台湾・香港等を除く)	47	39	34	29	8	8	5	2			1					
ネパール	4	1			4	1										
パキスタン	3	6	2	1	1	3		2						2		
バングラデシュ	0	3		2		1										
フィリピン	121	107	116	96	5	10		1				1				
ベトナム	82	59	39	28	35	19	8	12	2	7		1	6	2		
香港等	18	13	16	8	2	5										
マレーシア	10	26	10	23				3				2				
ミャンマー	1	4		4			1									
ラオス	3	5	3	5												
アメリカ	70	87	11	20	39	39	20	28	1	3	15	14	1			
アルゼンチン	0	4		1		2		1				1				
カナダ	10	13	2	3	6	3	2	7		1	2	6				
キューバ	2	1					2	1			2	1				
コロンビア	4	4	2	1	1	3	1				1					
ブラジル	161	163	98	95	57	63	6	5			4	4				
ペルー	35	27	12	13	13	12	10	2			10	2				
ボリビア	7	13	3	6	4	4		3				2				
メキシコ	10	18	7	13	1	3	2	2			2	2				
イギリス	10	19	3	6	4	2	3	11		2	2	9				
スウェーデン	2	3		1	2			2				2				
スペイン	1	3		2		1	1				1					
ドイツ	11	7	10	2	1	1		4				4				
フランス	12	8	2		4	5	6	3			6	3				
リトアニア	1	2		1			1	1			1	1				
ルーマニア	2	2	2					2				2				
ロシア	2	2	2	1		1										
ガーナ	5	3	3	2	2			1				1				
チュニジア	6	1	4		1	1	1				1					
ナイジェリア	8	4	5	2	2	2	1				1					
オーストラリア	7	13	2	3		2	5	8			4	7	1			
ニュージーランド	4	1	1		1		2	1			2	1				
その他	48	30	21	8	17	9	10	13	1	3	7	7	0	2	0	0

注：香港等は香港及びマカオをいう。

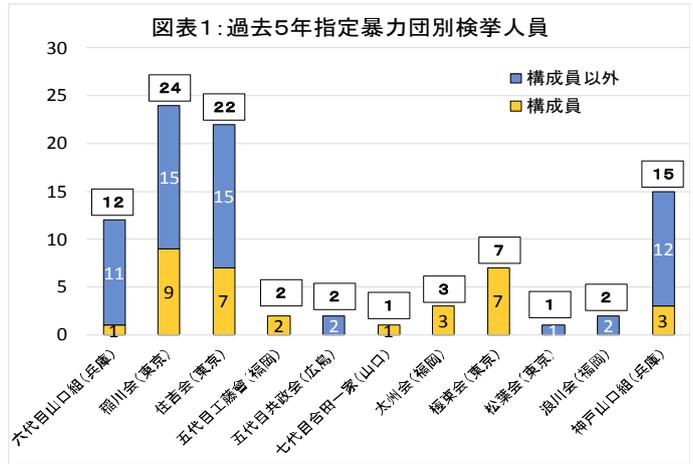
指定暴力団別薬物営利犯の検挙状況

警察庁では、暴力団が深く関与している覚醒剤営利密輸入及び密売関連事犯並びに大麻営利栽培事犯の検挙人員について過去5年間を指定暴力団別に集計した。その結果は下記のとおりであった。

注：主要団体とは、六代目山口組、稲川会、住吉会及び神戸山口組を、構成員以外とは、準構成員その他の周辺者をいう。

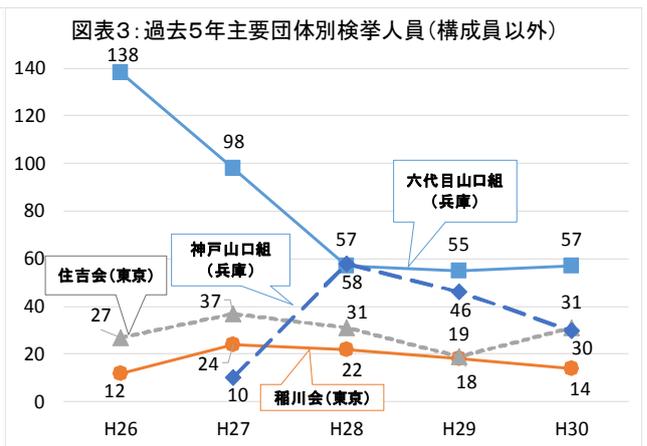
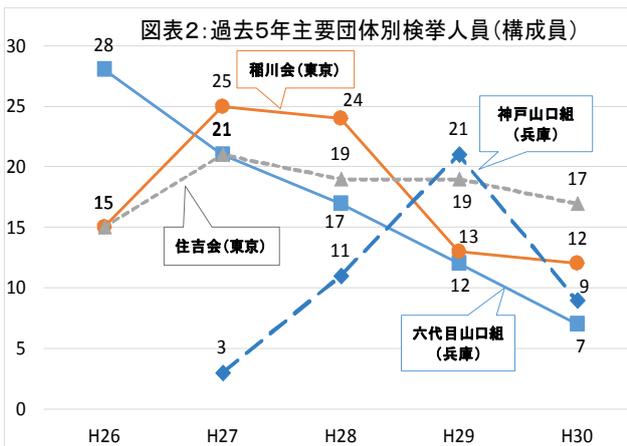
○ 覚醒剤営利密輸入事犯

- 過去5年の検挙人員を合計すると、構成員、構成員以外ともに稲川会が最多。
- 六代目山口組は、構成員の検挙は少ないが、構成員以外では上位に位置することから、周辺者等を使用して密輸入を敢行している状況がうかがわれる。また、神戸山口組の台頭が顕著（図表1）。



○ 覚醒剤密売関連事犯

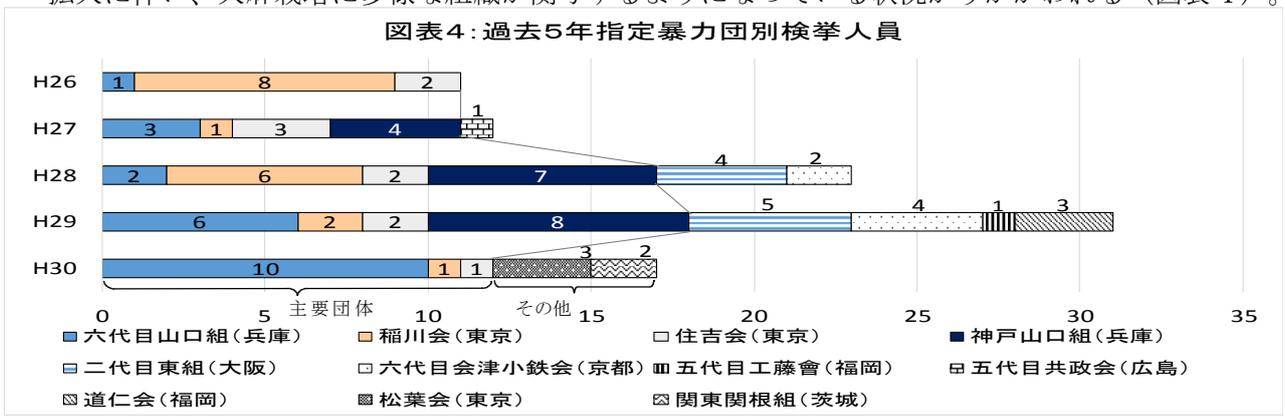
- 暴力団構成員では、六代目山口組、稲川会及び住吉会が上位であるが、山口組分裂後、神戸山口組が台頭（図表2）。
- 構成員以外では、六代目山口組が圧倒的多数である一方、分裂後は神戸山口組が台頭しており、両組織が周辺者等を使い、密売を敢行している状況がうかがわれる（図表3）。



○ 大麻営利栽培事犯

28年以降、二代目東組、六代目会津小鉄会等の主要団体以外の検挙も増加しており、大麻乱用の拡大に伴い、大麻栽培に多様な組織が関与するようになってきている状況がうかがわれる（図表4）。

図表4: 過去5年指定暴力団別検挙人員



## 5 危険ドラッグ事犯の検挙状況

### (1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ<sup>\*</sup>事犯の検挙状況は383事件、396人と前年に引き続き大幅に減少した。

適用法令別でみると、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反は、いずれも前年に引き続き減少した。（図表2-21）。

また、危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等による事犯は42事件、42人、外国人による事犯は43事件、48人、少年による事犯は1事件、1人となっている。

※ 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを含む。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

※ 危険ドラッグ事犯の検挙事件数及び人員は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

図表2-21 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況の推移

区分	年別		H26		H27		H28		H29		H30	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反	401	492	895	960	713	758	555	578	336	346		
乱用者による単純所持・使用等	312	326	671	695	495	519	390	404	231	235		
麻薬及び向精神薬取締法違反	80	98	133	148	115	126	56	56	45	48		
交通関係法令違反	157	160	36	36	8	7	1	1	1	1		
その他法令違反	68	90	36	52	28	29	16	16	1	1		
合計	706	840	1,100	1,196	864	920	628	651	383	396		

注1：同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

注2：複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。

注3：指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

注4：麻薬及び向精神薬取締法違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。

注5：交通関係法令違反は、刑法（危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷）、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。

注6：適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上（交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のものあり）。

注7：乱用者による単純所持・使用等とは、26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。

注8：交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。

注9：26年から指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

### (2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者<sup>\*</sup>の検挙人員は368人（構成比率92.9%）となっている。

※ 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。

#### ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別の構成比率をみると、20歳代及び30歳代の占める割合の減少に伴い、40歳代及び50歳以上の占める割合が増加傾向となっている（図表2-22）。

図表 2-22 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移

区分		年別	H27	H28	H29	H30
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		966	838	605	368
	年齢層別	50歳以上	75	125	105	67
		構成比率(%)	7.8	14.9	17.4	18.2
	40～49歳	236	293	208	135	
		構成比率(%)	24.4	35.0	34.4	36.7
	30～39歳	330	261	196	109	
		構成比率(%)	34.2	31.1	32.4	29.6
	20～29歳	297	145	94	56	
		構成比率(%)	30.7	17.3	15.5	15.2
20歳未満	28	14	2	1		
	構成比率(%)	2.9	1.7	0.3	0.3	

イ 薬物経験別の検挙状況

薬物経験別でみると、薬物犯罪の初犯者が209人（構成比率56.8%）、薬物犯罪の再犯者が159人（同43.2%）となっている。

ウ 危険ドラッグの入手状況

入手先別でみると、インターネットを利用して危険ドラッグを入手した者の割合が45.1%と最も高い（図表 2-23）。

図表 2-23 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分		年別	H27	H28	H29	H30
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		966	838	605	368
	入手先別	街頭店舗	265	130	84	33
		構成比率(%)	27.4	15.5	13.9	9.0
	インターネット	336	353	227	166	
		構成比率(%)	34.8	42.1	37.5	45.1
	友人・知人	110	93	77	45	
		構成比率(%)	11.4	11.1	12.7	12.2
	密売人	109	71	55	32	
		構成比率(%)	11.3	8.5	9.1	8.7
その他・不明	146	191	162	92		
	構成比率(%)	15.1	22.8	26.8	25.0	

エ 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は1人と減少傾向にある（図表 2-24）。

図表 2-24 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数の推移

区分	年別	H27	H28	H29	H30
死者数		11	6	3	1

注 1：30年12月末現在で警察庁に報告があったものを計上。

注 2：発生日ではなく、認知日を基準として計上。

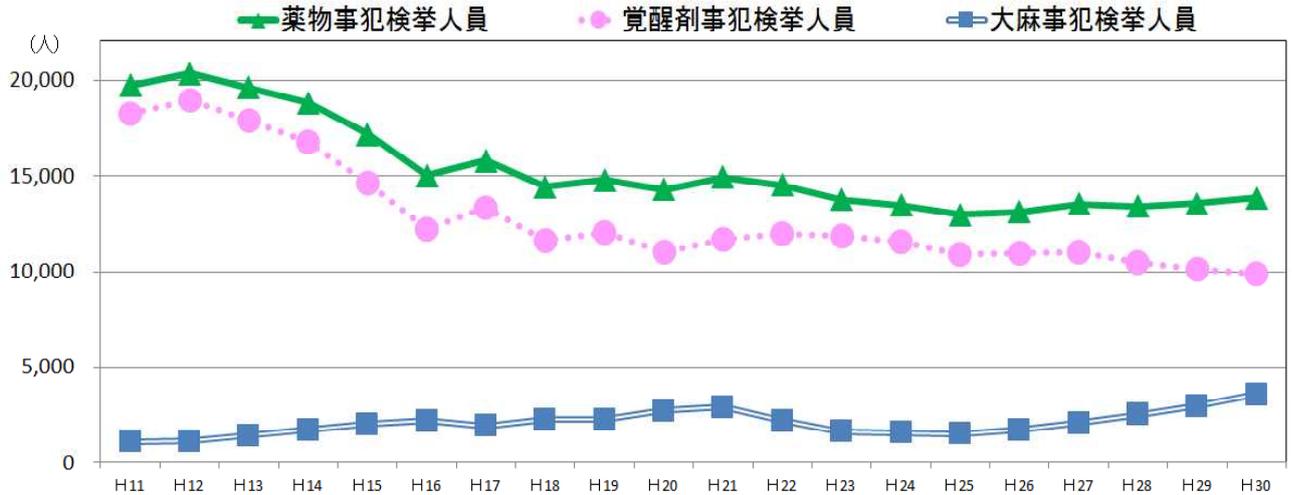
### (3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況は98事件、102人と減少した。

仕出国・地域別で見ると、中国が27事件と最も多く、次いでアメリカが15事件となっている。

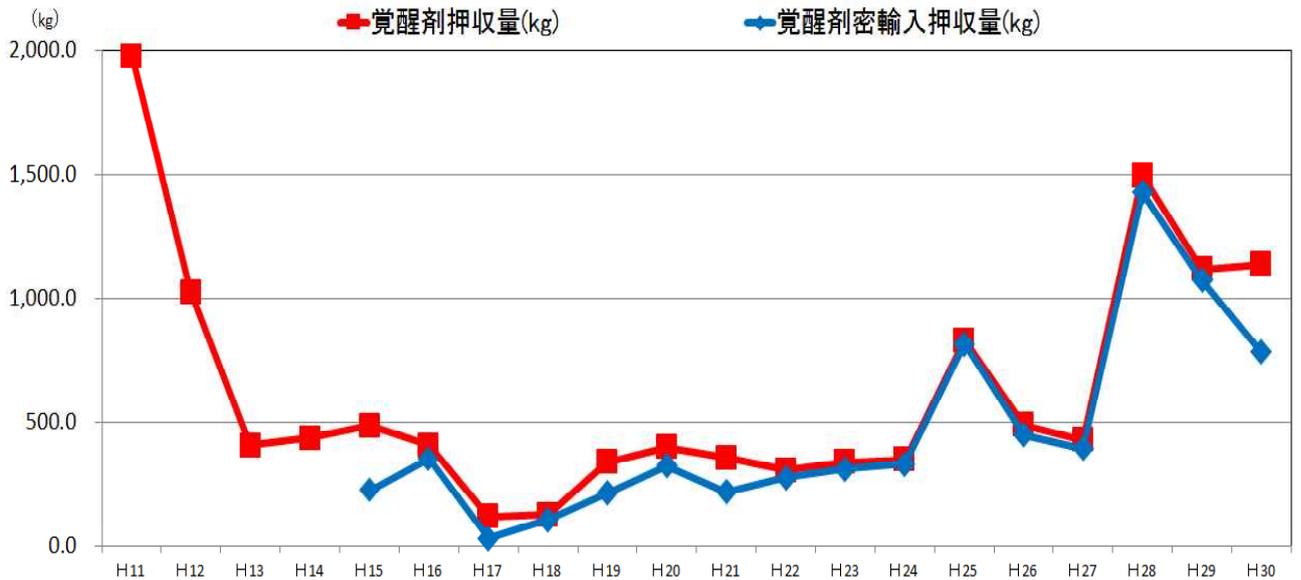
## 6 参考資料

### (1) 薬物事犯検挙状況の推移（11～30年）



区分	年別	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
薬物事犯検挙人員		19,764	20,382	19,647	18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	14,947	14,529	13,768	13,466	12,951	13,121	13,524	13,411	13,542	13,862
覚醒剤事犯検挙人員		18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
大麻事犯検挙人員		1,124	1,151	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578

### (2) 覚醒剤押収量の推移（11～30年）



区分	年別	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤押収量(kg)		1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8	348.5	831.9	487.5	429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6
覚醒剤密輸入押収量(kg)		-	-	-	243.5	223.8	350.0	32.2	106.8	213.1	324.3	217.9	275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4

## 7 薬物事犯の検挙事例

### (1) 覚醒剤事犯

#### 【覚醒剤密輸入事犯】

##### ○ コーヒー豆袋内に隠匿したケニア来覚醒剤密輸入事件（4月、神奈川）

ケニアから航空機に搭乗し、コーヒー豆袋内に覚醒剤を隠匿して密輸入したペットショップ経営の男女2人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約30キログラムを押収した。

##### ○ 海上貨物を利用した中国来覚醒剤密輸入事件（11月、福岡ほか）

30年11月までに、中国から海上貨物を利用し、木製品内に覚醒剤を隠匿して密輸入した日本人の男4人、中国人の男4人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、覚醒剤約100キログラムを押収した。

##### ○ ブラジル人による海上貨物を利用した香港来覚醒剤密輸入事件（4月、警視庁・群馬）

30年4月までに、香港から海上貨物を利用し、工作機械のレーザーカッター内に覚醒剤を隠匿して密輸入したブラジル人の男4人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入等）で逮捕し、覚醒剤約250キログラムを押収した。

##### ○ 七代目合田一家傘下組織幹部らによる国際スピード郵便を利用した台湾来覚醒剤密輸入事件（7月、山口）

台湾から国際スピード郵便を利用し、茶箱に覚醒剤を隠匿して密輸入した七代目合田一家傘下組織幹部ら2人を覚せい剤取締法（営利目的輸入）等で逮捕し、覚醒剤約1キログラムを押収した。

##### ○ イラン人らによる海上貨物を利用したタイ来覚醒剤密輸入事件（11月、神奈川）

30年11月までに、タイから海上貨物を利用し、木製パレット内に覚醒剤を隠匿して密輸入した、イラン人の男ら2人を覚せい剤取締法（営利目的輸入）等で逮捕し、覚醒剤約158キログラムを押収した。

#### 【覚醒剤密売事犯】

##### ○ 仙台市を拠点とする密売グループによる覚醒剤密売事件（2月、宮城）

30年2月までに、仙台市を中心に広域的に覚醒剤を密売していた韓国人の男ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕し、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客ら23人を同法違反（使用）等で逮捕した。

○ **姫路市を拠点とする密売グループによる覚醒剤密売事件（5月、兵庫）**

30年5月までに、姫路市を中心に広域的に覚醒剤を密売していた無職の男ら5人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で逮捕し、覚醒剤約200グラムを押収するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客85人を同法違反（所持）等で逮捕した。

○ **インターネット掲示板を利用した覚醒剤密売事件（3月、新潟）**

30年3月までに、インターネット掲示板に覚醒剤等を販売譲渡する内容の投稿を行うなどし、覚醒剤を密売していた無職の男を麻薬特例法違反（業としての譲渡）等で逮捕するとともに、同人から覚醒剤を購入するなどした密売客12人を覚せい剤取締法違反（譲受）等で検挙した。

○ **九代目酒梅組傘下組織組員らによる覚醒剤等密売事件（8月、奈良・兵庫・宮崎）**

30年8月までに、宅配便等により広域的に覚醒剤等を密売していた九代目酒梅組傘下組織組員ら6人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、同人らから覚醒剤等を購入するなどした密売客24人を同法違反（所持）等で検挙した。

○ **稲川会傘下組織幹部らによる覚醒剤密売事件（11月、千葉・埼玉）**

30年11月までに、関東を中心に広域的に覚醒剤を密売していた稲川会傘下組織幹部ら6人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客24人を同法違反（所持）等で検挙した。

○ **住吉会傘下組織幹部による浪川会傘下組織組長らに対する覚醒剤密売事件（12月、福岡）**

30年12月までに、暴力団組織間で覚醒剤を密売していた住吉会傘下組織幹部1人と浪川会傘下組織組長ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡、営利目的譲受）等で逮捕した。

**【大量所持事犯】**

○ **台湾人らによる大量覚醒剤所持事件（10月、愛知）**

愛知県内の倉庫内においてタイヤホイール内に大量の覚醒剤を隠匿していた台湾人の男ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕し、覚醒剤約340キログラムを押収した。

## (2) 大麻事犯

### 【大麻密輸入事犯】

#### ○ 海上貨物を利用した南アフリカ来大麻密輸入事件（3月、警視庁）

30年3月までに、南アフリカから海上貨物を利用し、木製品内に乾燥大麻を隠匿して密輸入した松葉会傘下組員の男ら4人及びナイジェリア人の男1人を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、乾燥大麻約106キログラムを押収した。

#### ○ 航空貨物を利用したアメリカ来大麻密輸入事件（6月、警視庁・秋田）

30年6月までに、アメリカから航空貨物を利用し、音響機器に乾燥大麻を隠匿して密輸入した自称ヒップホップミュージシャンの男ら3人を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕した。

### 【大麻栽培・密売事件】

#### ○ 京都市を拠点とする密売グループによる大麻栽培、密売事件（6月、京都）

30年6月までに、大麻の密売グループである無職の男ら5人を大麻取締法違反（営利目的所持）等で逮捕するとともに、同人らから大麻を購入するなどした密売客26人を同法違反（所持）等で検挙した。

#### ○ ビル等における大麻栽培事件（8月、岡山）

30年8月までに、ビルや工場等において大麻草を栽培していた会社役員の男ら6人を大麻取締法違反（営利目的栽培）等で逮捕し、大麻草214本、乾燥大麻約7.2キログラムを押収した。

#### ○ 六代目山口組傘下組織幹部らによる大麻栽培事件（12月、神奈川）

30年12月までに、一戸建て住宅において大麻草を栽培していた六代目山口組傘下組織幹部ら8人を大麻取締法違反（営利目的栽培等）で逮捕し、大麻草334本、乾燥大麻約10.7キログラムを押収した。

### 【大麻所持事犯】

#### ○ 少年らグループによる大麻所持等事件（11月、高知・茨城）

30年11月までに、乾燥大麻を所持、譲り渡すなどした少年6人及び配管工の男ら3人を大麻取締法違反（所持）等で検挙するとともに、同人らに乾燥大麻を譲り渡すなどした住吉会傘下組織組員の男ら5人を同法違反（譲渡）等で逮捕し、さらに大麻草を栽培していた無職の男ら7人を同法違反（営利目的栽培）等で逮捕した。

### (3) 危険ドラッグ事犯

#### ○ 危険ドラッグの販売目的貯蔵事件（3月、警視庁）

28年6月にアパートにおいて、指定薬物である通称4F- $\alpha$ -PVP等を含有する粉末等約185キログラムを販売目的で保管した事件で、30年3月までに男8人を医薬品医療機器法違反（販売目的貯蔵）等で逮捕した。

## 第2 銃器情勢

30年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は8件と前年から減少し、過去最少となった27年と同数であった。
- 拳銃押収丁数は、長期的に減少傾向にあるところ、30年は315丁で過去最少であり、このうち暴力団からの押収丁数は73丁で、前年から減少した。

依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しているほか、暴力団の組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化がみられることから、暴力団の組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた取締りを強化することとしている。

### 1 銃器犯罪情勢

#### (1) 銃器発砲事件の発生状況

##### ア 銃器発砲事件の発生状況

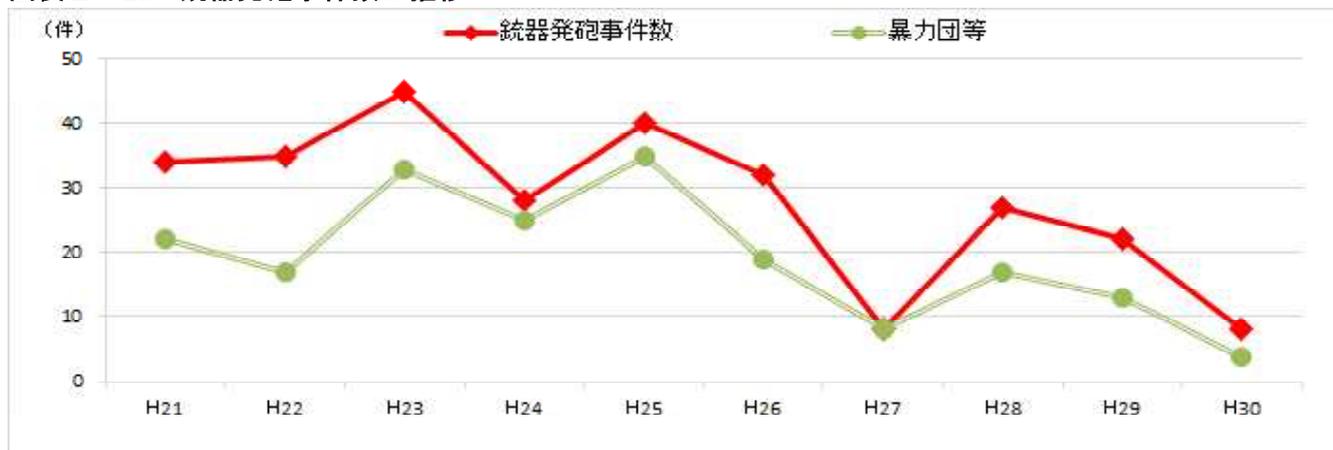
銃器発砲事件<sup>※</sup>の発生件数は8件であり、このうち暴力団等によるとみられるものは4件であり、対立抗争に起因するとみられるものの発生はなかった（図表2-25）。

銃器発砲事件による死傷者数は3人であり、このうち暴力団構成員等は1人となっている。死傷者数のうち、死者数は2人、負傷者数は1人である（図表2-26）。

※ 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

※ 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

図表2-25 銃器発砲事件数の推移



区分	年別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
銃器発砲事件数		34	35	45	28	40	32	8	27	22	8
暴力団等		22	17	33	25	35	19	8	17	13	4
対立抗争		1	0	9	7	20	9	0	6	1	0
その他・不明		12	18	12	3	5	13	0	10	9	4

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

図表 2-26 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分	年別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	死者数		20	17	18	16	8	10	4	11	8
死者数	暴力団構成員等	7	11	8	4	6	6	1	5	3	2
	暴力団構成員等	4	3	2	3	1	0	1	2	1	0
負傷者数		13	6	10	12	2	4	3	6	5	1
負傷者数	暴力団構成員等	5	3	5	7	2	3	3	1	2	1

イ 銃種別の発生状況

銃種別でみると、銃器発砲事件（8事件）は、全て拳銃使用である（図表 2-27）。

図表 2-27 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	H26	H27	H28	H29	H30
	銃器発砲事件数		32	8	27	22
銃器発砲事件数	拳銃	27	8	23	20	8
	猟銃等	5	0	3	2	0
	小銃等	0	0	0	0	0
	その他・不明	0	0	1	0	0

注 1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注 2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(2) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件\*の認知件数は83件と、近年減少傾向にある。

罪種別でみると、殺人が3件、強盗が12件、その他が68件となっている（図表 2-28）。

※ 銃器使用事件とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。

図表 2-28 銃器使用事件の認知件数の推移

区分	年別	H26	H27	H28	H29	H30
	認知件数		147	110	112	104
認知件数	拳銃及び拳銃様のもの	82	58	71	60	43
	殺人	15	5	13	9	3
殺人	拳銃及び拳銃様のもの	12	5	12	9	3
	強盗	26	17	25	19	12
強盗	拳銃及び拳銃様のもの	26	16	24	19	10
	その他	106	88	74	76	68
その他	拳銃及び拳銃様のもの	44	37	35	32	30

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備も含む。

## 2 銃器事犯取締状況

### (1) 拳銃の押収状況

#### ア 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数<sup>\*</sup>は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあるところ、30年は315丁と過去最少であった。このうち、真正拳銃は298丁（うち密造拳銃20丁）、改造拳銃は17丁となっている。

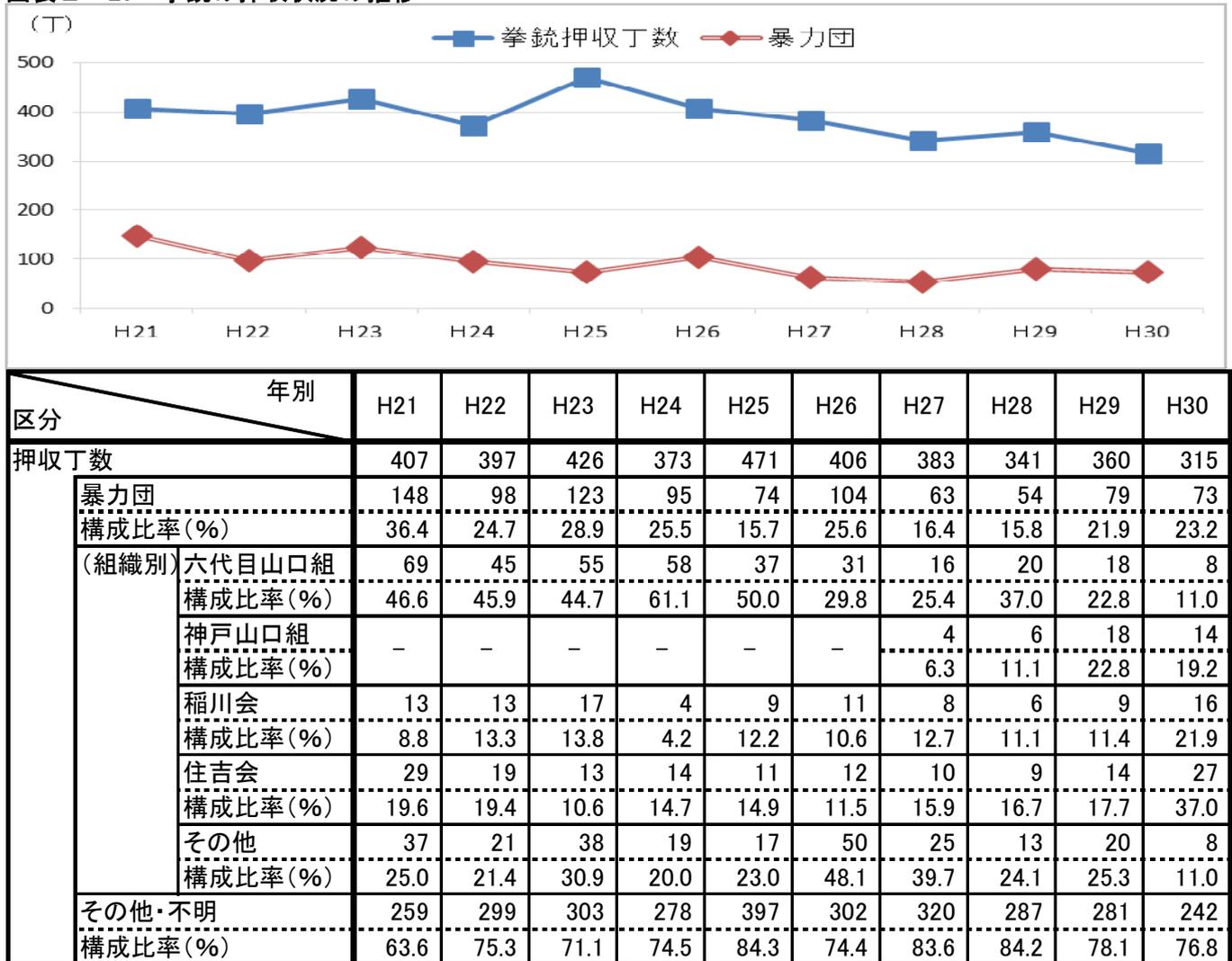
暴力団から押収した拳銃は73丁であり、組織別で見ると、六代目山口組が8丁（構成比率11.0%）、神戸山口組が14丁（同19.2%）、稲川会が16丁（同21.9%）、住吉会が27丁（同37.0%）、その他が8丁（同11.0%）となっている（図表2-29）。

これまでに押収された拳銃の隠匿場所をみると、レンタル倉庫やコインロッカー、自動車、土中に隠匿するものなどがみられ、隠匿の巧妙化・分散化がみられる。

暴力団以外から押収した拳銃242丁のうち、真正拳銃は228丁であり、このうち旧軍用拳銃が25丁（同11.0%）となっている。

※ 拳銃の押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

図表2-29 拳銃の押収状況の推移



注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

## イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃298丁を製造国別で見ると、アメリカ製が90丁（構成比率30.2%）と最も多く、次いで日本製が70丁（同23.5%）、以下、ベルギー製が30丁（同10.1%）、ドイツ製が15丁（同5.0%）、ロシア（旧ソ連を含む。）製が11丁（同3.7%）となっている（図表2-30）。

また、真正拳銃の名称別で見ると、ブローニングが25丁（同8.4%）、S&Wが23丁（同7.7%）、マカロフが8丁（同2.7%）となっている（図表2-31）。

図表2-30 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分		年別	H26	H27	H28	H29	H30
押収丁数			406	383	341	360	315
真正拳銃			379	340	313	320	298
構成比率(%)			93.3	88.8	91.8	88.9	94.6
(製造国別)	アメリカ		142	112	118	112	90
	中国		8	6	7	6	6
	フィリピン		10	8	6	6	9
	ロシア(旧ソ連)		10	9	12	9	11
	ブラジル		9	8	6	7	9
	ベルギー		30	27	33	46	30
	イタリア		8	6	5	6	8
	ドイツ		13	13	12	20	15
	スペイン		9	4	5	6	7
	日本		76	66	69	64	70
	その他		9	9	8	1	7
	不明		55	72	32	37	36
改造拳銃			27	43	28	40	17
構成比率(%)			6.7	11.2	8.2	11.1	5.4

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表2-31 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分		年別	H26	H27	H28	H29	H30
真正拳銃の押収丁数			379	340	313	320	298
トカレフ型	主に中国製		12	9	8	8	7
S&W	主にアメリカ製		32	35	23	29	23
パルティック	フィリピン製		6	3	11	4	7
ブローニング	主にベルギー製		22	19	30	37	25
マカロフ型	主にロシア製		11	6	8	4	8
ロッシ	ブラジル製		4	2	2	1	4
その他			292	266	231	237	224

## ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は29丁と近年減少傾向にある（図表2-32）。

図表2-32 インターネット関連の拳銃押収状況

区分		年別	H26	H27	H28	H29	H30
押収丁数			49	58	46	37	29

## エ 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃110番報奨制度」により受理した通報件数は1,920件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収丁数は1丁、報奨金額は20万円となっている。

### (2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は142件、検挙人員は150人であり、このうち、暴力団構成員等の検挙件数は60件、検挙人員は70人となっている（図表2-33）。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別でみると、六代目山口組が7人（構成比率10.0%）、神戸山口組が9人（同12.9%）、稲川会が17人（同24.3%）、住吉会が18人（同25.7%）となっており、これらで全体の72.9%を占めている。

図表2-33 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別				
		H26	H27	H28	H29	H30
検挙件数		186	144	121	146	142
検挙人員		183	147	142	157	150
暴力団構成員等		80	60	67	83	70
構成比率(%)		43.7	40.8	47.2	52.9	46.7
六代目山口組		32	23	31	22	7
構成比率(%)		40.0	38.3	46.3	26.5	10.0
神戸山口組		-	3	18	20	9
構成比率(%)		-	5.0	26.9	24.1	12.9
稲川会		12	7	5	13	17
構成比率(%)		15.0	11.7	7.5	15.7	24.3
住吉会		6	11	4	6	18
構成比率(%)		7.5	18.3	6.0	7.2	25.7
その他		30	16	9	22	19
構成比率(%)		37.5	26.7	13.4	26.5	27.1

### (3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件\*の検挙事件数は6事件、検挙人員は6人であり、密輸入事件に係る拳銃の押収丁数は5丁となっている（図表2-34）。

※ 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数、人員及び押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

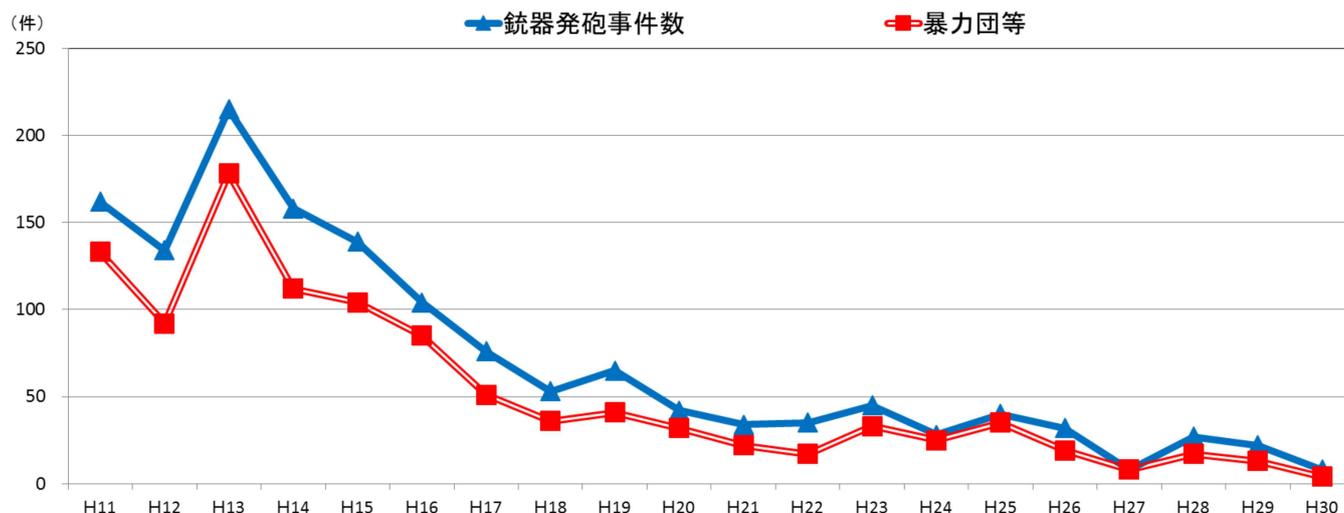
図表2-34 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

区分		年別				
		H26	H27	H28	H29	H30
検挙事件数		6	7	3	2	6
拳銃		4	5	3	0	2
検挙人員		9	7	3	2	6
暴力団構成員等		0	0	0	0	0
拳銃		5	5	3	0	2
拳銃押収丁数		8	5	3	0	5
暴力団		0	0	0	0	0

注：検挙事件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

### 3 参考資料

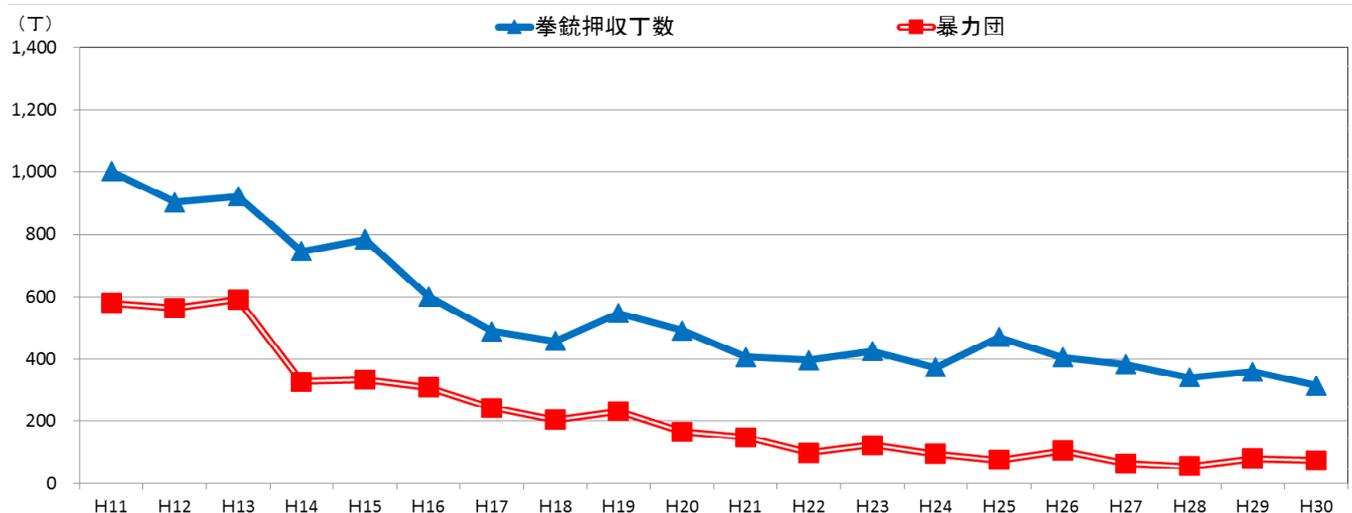
#### (1) 銃器発砲事件数の推移（11～30年）



区分	年別	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
銃器発砲事件数		162	134	215	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45	28	40	32	8	27	22	8
暴力団等		133	92	178	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33	25	35	19	8	17	13	4

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

#### (2) 拳銃押収丁数の推移（11～30年）



区分	年別	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
拳銃押収丁数		1,001	903	922	747	785	601	489	458	548	492	407	397	426	373	471	406	383	341	360	315
暴力団		580	564	591	327	334	309	243	204	231	166	148	98	123	95	74	104	63	54	79	73

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

## 4 銃器事犯の検挙事例

### (1) 拳銃発砲事件

#### 【事例】

#### ○ 在日本朝鮮人総聯合会中央本部に対する拳銃発砲事件（3月、警視庁）

30年3月までに、在日本朝鮮人総聯合会中央本部の門扉に拳銃を撃った男2人を建造物損壊及び銃刀法（拳銃加重所持）で逮捕した。

#### ○ マンション通路における拳銃使用の強盗殺人未遂等事件（5月、福島）

30年5月までに、郡山市内のマンション通路において、知人男性を拳銃で撃った男を強盗殺人未遂等で逮捕した。

#### ○ 稲川会傘下組織総長らによる拳銃使用の殺人未遂・建造物損壊等事件（7月、千葉）

29年5月から6月にかけて、松戸市内において発生した4件の拳銃発砲事件で、30年7月までに、稲川会傘下組織総長2人を含む20人を殺人未遂や建造物損壊等で逮捕した。

#### ○ 神戸山口組傘下組織幹部による拳銃発砲事件（11月、兵庫）

30年11月までに、神戸市の路上において、拳銃を発砲した神戸山口組傘下組織幹部を銃刀法違反（拳銃発射）等で逮捕した。

### (2) 拳銃所持事件

#### 【事例】

#### ○ 松葉会傘下組織組長らによる拳銃所持事件（1月、茨城）

30年1月までに、松葉会傘下組織組員の自宅において、拳銃4丁、機関銃1丁及び拳銃実包400個を保管して所持した同組織組長ら5人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で逮捕した。

#### ○ 六代目山口組傘下組織組長らによる拳銃所持事件（2月、埼玉）

30年2月までに、六代目山口組傘下組織組員の自宅において、拳銃1丁及び実包2個を保管して所持した同組織組長ら3人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

#### ○ 無銃身拳銃であるロシア製拳銃所持事件（2月、北海道）

自宅において、無銃身で電気起爆式のロシア製拳銃1丁及び実包1個を保管して所持したアル

バイトの男を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

○ **稲川会傘下組織組員らによる拳銃所持事件（4月、静岡）**

レンタル倉庫において、拳銃1丁及び実包6個を保管して所持した稲川会傘下組織組員ら3人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

○ **稲川会傘下組織組長らによる拳銃所持事件（6月、警視庁・神奈川県）**

30年6月までに、稲川会傘下組織の事務所が入るビルにおいて拳銃6丁及び実包169個を保管して所持した同組織組長ら3人を銃刀法違反（組織的拳銃加重所持）等で逮捕した。

○ **住吉会傘下組織組員らによる拳銃所持事件（7月、警視庁）**

30年7月までに、建設会社の寮において拳銃10丁及び実包233個を保管して所持した住吉会傘下組織組員ら5人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で逮捕した。

○ **稲川会傘下組織組員らによる拳銃所持事件（10月、神奈川県）**

コインロッカーにおいて、拳銃2丁及び実包21個を保管して所持した稲川会傘下組織組員ら2人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で逮捕した。

○ **大学生による3Dプリンターを使用した拳銃製造、所持事件（11月、愛知）**

30年11月までに、自宅において、3Dプリンターで拳銃1丁を製造し、同拳銃を保管して所持した大学生の男を武器等製造法違反等で検挙した。

○ **会社員による拳銃製造、所持事件（11月、兵庫・福岡）**

30年11月までに、自宅において、拳銃1丁及び実包188個を製造し、同拳銃等を保管して所持した会社員の男を武器等製造法違反等で逮捕した。

### 第3章：来日外国人犯罪情勢

#### 凡 例

- 本資料中の「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 本資料中の特別法犯に係る「検挙件数」、「検挙人員」は、それぞれ送致件数、送致人員である。
- 本資料中の「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 本資料中の「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 本資料中の「中国(香港等)」とは、中国の国籍を有する者のうち、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区の政府が発行した旅券又は中国、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区以外の政府（シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者等をいう。
- 本資料中の犯罪統計における在留資格について、平成22年7月1日に「就学」の在留資格が「留学」の在留資格に一本化されたことに伴い、それ以前の在留資格についても「留学」の在留資格に合算している。
- 本資料中の犯罪統計における在留資格について、22年7月1日に新設された「技能実習」の在留資格は、22年及び23年は「研修」の在留資格に含まれる。
- 本資料中の「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 本資料中の刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
  - 凶悪犯 ----- 殺人、強盗、放火、強姦性交等
  - 粗暴犯 ----- 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
  - 窃盗犯 ----- 窃盗
  - 知能犯 ----- 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
  - 風俗犯 ----- 賭博、わいせつ
  - その他の刑法犯 --- 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 本資料中の「入管法違反検挙状況等（第2の2の(4)関係）」の数値は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第2の2の(5)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第2の2の(6)関係）」の数値は警察庁（保安課）、「薬物事犯検挙状況（第2の2の(7)関係）」の数値は警察庁（薬物銃器対策課）において、それぞれ集計したものである。
- 本資料中の構成比率については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

## 第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等

来日外国人犯罪は、検挙件数については平成17年を、検挙人員については平成16年をピークにそれぞれ減少傾向が続いていたが、近年はほぼ横ばい状態で推移している。

来日外国人犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に敢行される傾向がうかがわれ、出身の国・地域別に組織化されている場合が多くみられる。

近年は、SNSで注文を受け付け、海外から偽造在留カードを密輸入して販売する入管法違反等事犯や短期滞在の在留資格により来日し、偽造クレジットカードを使用して高級ブランド品等をだまし取り、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪がみられるほか、指示役の指示により、化粧品等を大量に万引きした実行犯グループが、指定された配送先に盗品を発送するといった組織窃盗事犯も依然多数みられる。

このような情勢に対処するため、警察では、国内関係機関や外国捜査機関と連携を強化し、組織性・悪質性の高い犯罪の徹底検挙、水際対策の推進、国外逃亡被疑者に対する追跡捜査に努めている。また、犯罪組織の基盤に打撃を与えるべく、犯罪を助長し、容易にする偽造在留カード密売や不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りを強化している。

30年中の来日外国人犯罪情勢については、

- 総検挙状況をみると、前年と比べ、総検挙件数・人員ともわずかな増減はあるものの、近年のほぼ横ばい状態の傾向が継続している。内訳をみると、検挙件数・人員とも、窃盗は減少している一方、入管法違反が増加している。
- 総検挙状況を国籍等別にみると、ベトナム及び中国の2か国で全体の50%以上を占めており、前年に引き続き、総検挙件数ではベトナムが、総検挙人員では中国が最多となっている。
- 総検挙人員11,082人の国籍等別の内訳は、中国3,001人（構成比率27.1%）、ベトナム2,924人（同26.4%）、フィリピン771人（同7.0%）、韓国527人（同4.8%）、ブラジル484人（同4.4%）等となっている。
- 総検挙人員11,082人の在留資格別の内訳は「留学」2,218人（構成比率20.0%）、「短期滞在」2,091人（同18.9%）、「技能実習」1,793人（同16.2%）、「定住者」1,334人（同12.0%）、「日本人の配偶者等」1,018人（同9.2%）等となっている。
- 刑法犯検挙状況をみると、検挙件数・人員とも減少している。検挙件数が減少した主な要因として、中国、韓国及びベトナムによる侵入盗が減少したこと、ベトナムによる万引きが減少したことが挙げられる。また、検挙人員が減少した主な要因として、ベトナムによる万引きが減少したことが挙げられる。
- 特別法犯検挙状況をみると、検挙件数・人員とも増加している。検挙件数・人員が増加した主な要因として、ベトナム及び中国による入管法違反の増加が挙げられる。

などの特徴がみられた。

以下、来日外国人犯罪情勢について、その長期的・短期的推移のほか、来日外国人犯罪組織等の動向や犯罪インフラ事犯に関し、30年中の事件検挙等を踏まえて概説する。

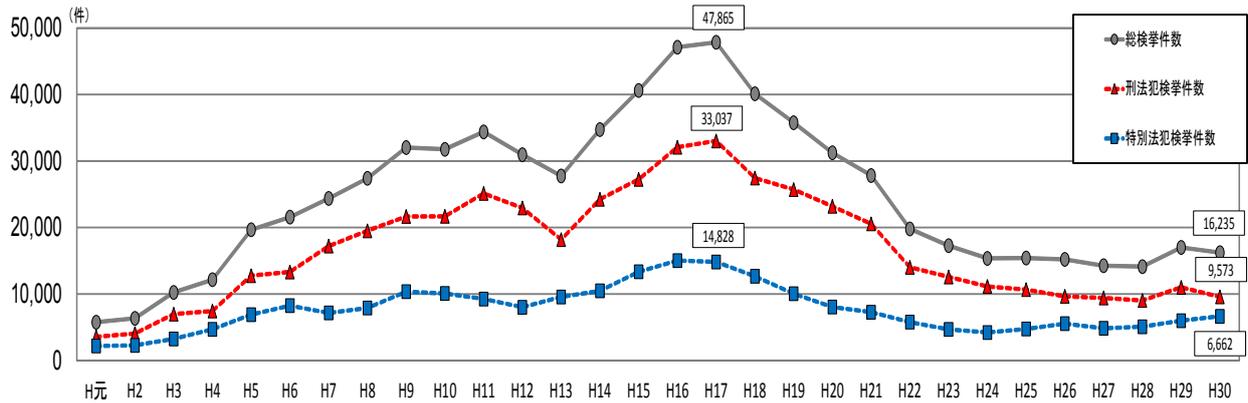
# 1 平成30年中の検挙状況の概要

## (1) 総検挙状況

来日外国人犯罪の総検挙（刑法犯及び特別法犯の検挙をいう。以下同じ。）状況をみると、近年、総検挙件数・人員ともほぼ横ばい状態で推移しているところ、30年は、前年に比べ、検挙件数・人員ともわずかな増減はあるものの、近年の傾向が継続している（図表3-1）。

図表3-1 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

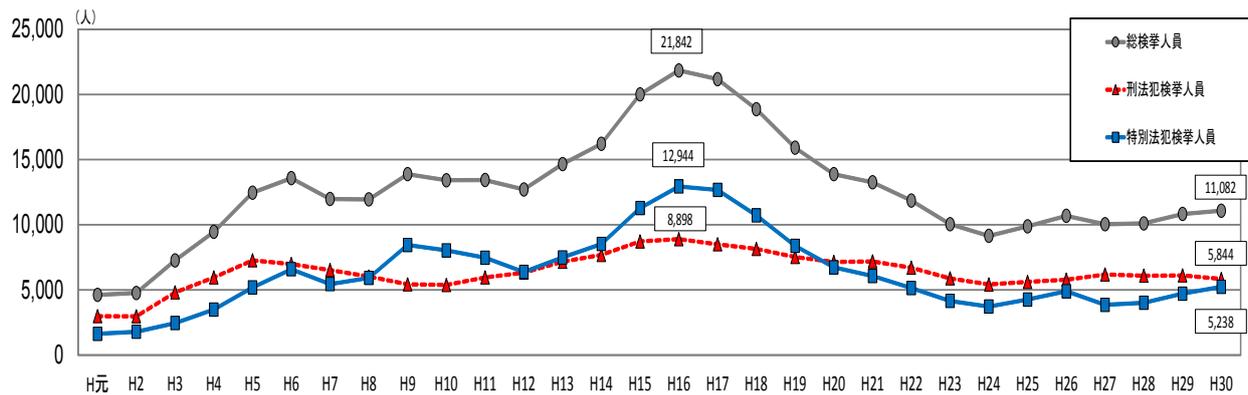
### 【検挙件数】



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総検挙件数	5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615
刑法犯検挙件数	3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258
特別法犯検挙件数	2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総検挙件数	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235	-771	-4.5%
刑法犯検挙件数	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	-1,439	-13.1%
特別法犯検挙件数	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	668	11.1%

### 【検挙人員】

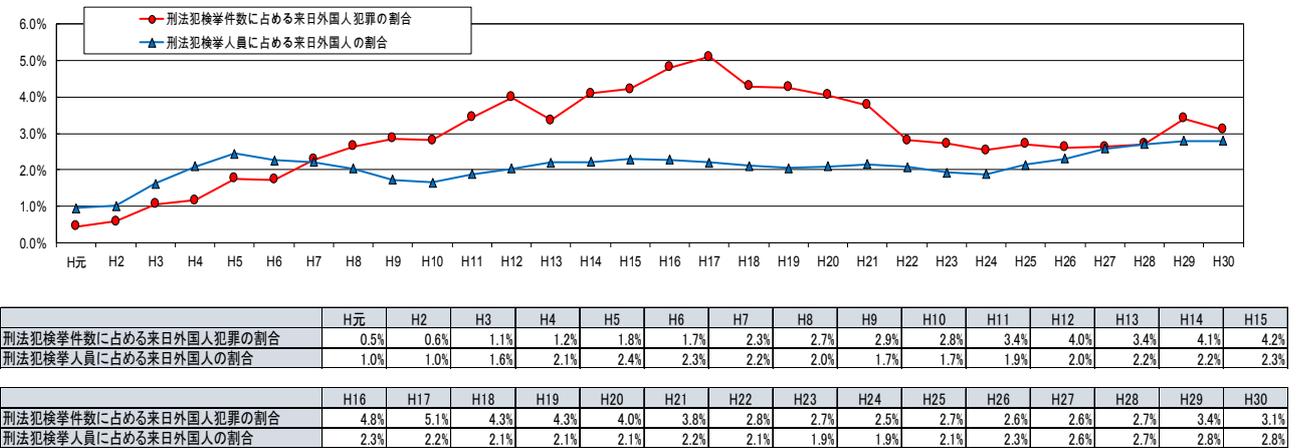


	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総検挙人員	4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007
刑法犯検挙人員	2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725
特別法犯検挙人員	1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総検挙人員	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	254	2.3%
刑法犯検挙人員	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	-269	-4.4%
特別法犯検挙人員	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	523	11.1%

刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、検挙件数が3.1%、検挙人員が2.8%となっている（図表3-2）。

図表3-2 刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合の推移



(2) 国籍等別検挙状況

総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙、刑法犯、特別法犯のいずれもベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている（図表3-3、3-4、3-5、3-6）。

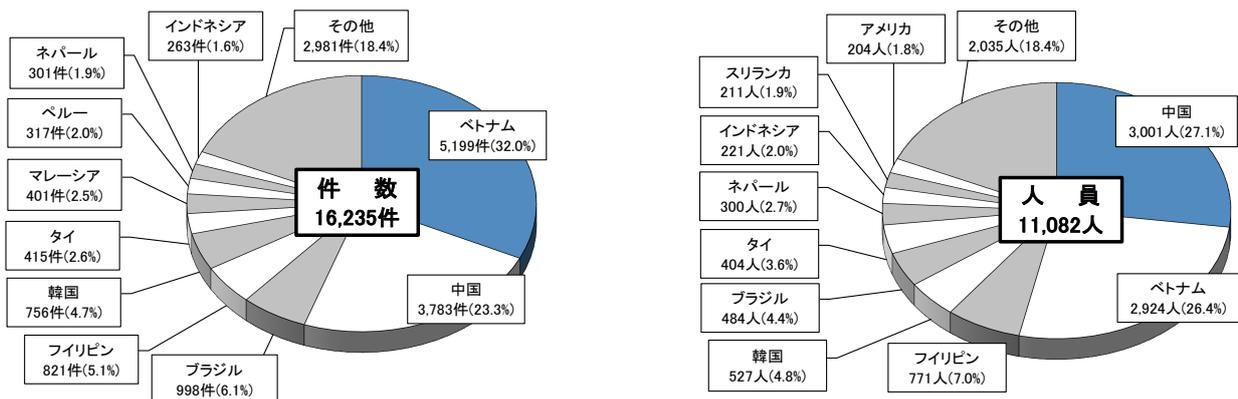
図表3-3 国籍等別 検挙状況

	総検挙件数			
	刑法犯	特別法犯	構成比率	
総数	9,573	6,662	16,235	100.0%
ベトナム	2,993	2,206	5,199	32.0%
中国	1,795	1,988	3,783	23.3%
ブラジル	795	203	998	6.1%
フィリピン	375	446	821	5.1%
韓国	566	190	756	4.7%
タイ	51	364	415	2.6%
マレーシア	364	37	401	2.5%
ペルー	270	47	317	2.0%
ネパール	227	74	301	1.9%
インドネシア	75	188	263	1.6%
その他	2,062	919	2,981	18.4%

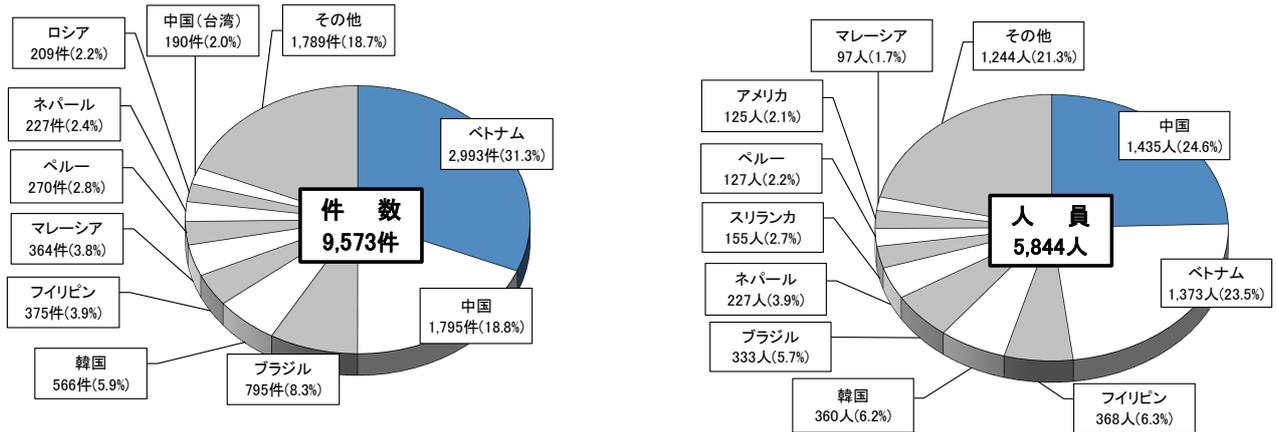
  

	総検挙人員			
	刑法犯	特別法犯	構成比率	
総数	5,844	5,238	11,082	100.0%
中国	1,435	1,566	3,001	27.1%
ベトナム	1,373	1,551	2,924	26.4%
フィリピン	368	403	771	7.0%
韓国	360	167	527	4.8%
ブラジル	333	151	484	4.4%
タイ	55	349	404	3.6%
ネパール	227	73	300	2.7%
インドネシア	68	153	221	2.0%
スリランカ	155	56	211	1.9%
アメリカ	125	79	204	1.8%
その他	1,345	690	2,035	18.4%

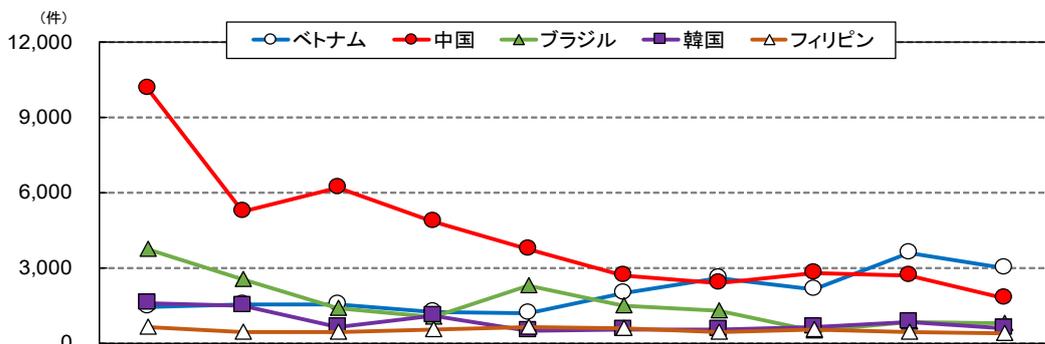
図表3-4 国籍等別 総検挙状況



図表3-5 国籍等別 刑法犯 検挙状況

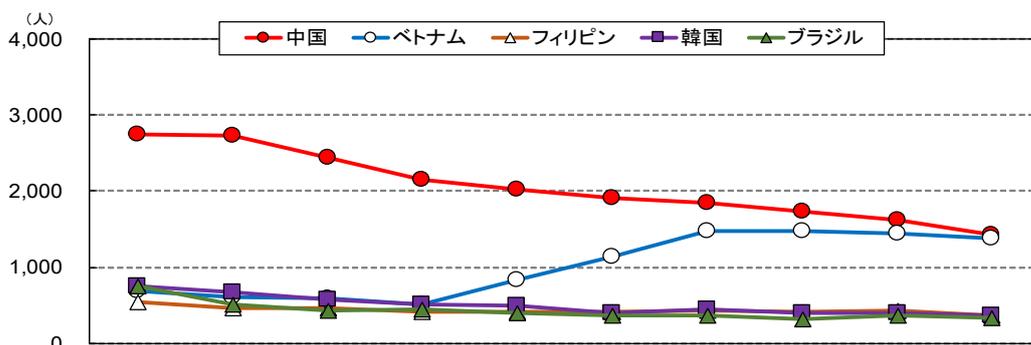


【検挙件数】



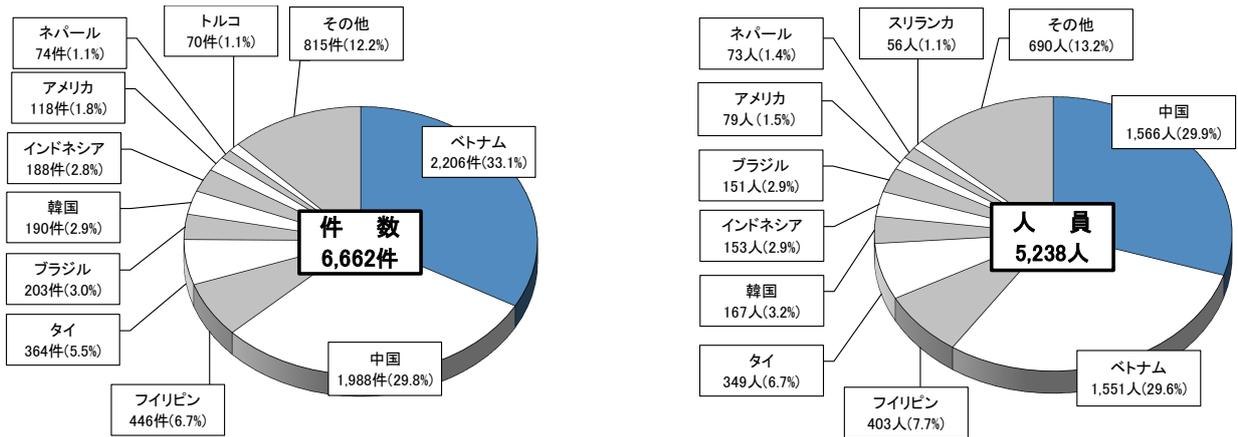
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
刑法犯検挙件数	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	-1,439	-13.1%
ベトナム	1,442	1,507	1,552	1,225	1,197	1,972	2,556	2,142	3,591	2,993	-598	-16.7%
	7.0%	10.7%	12.3%	11.0%	11.2%	20.4%	27.1%	23.7%	32.6%	31.3%	-1.3	ポイント
中国	10,109	5,243	6,185	4,847	3,709	2,684	2,390	2,761	2,682	1,795	-887	-33.1%
	49.2%	37.4%	49.2%	43.5%	34.7%	27.8%	25.4%	30.5%	24.4%	18.8%	-5.6	ポイント
ブラジル	3,720	2,531	1,366	1,004	2,270	1,474	1,282	495	839	795	-44	-5.2%
	18.1%	18.0%	10.9%	9.0%	21.3%	15.3%	13.6%	5.5%	7.6%	8.3%	0.7	ポイント
韓国	1,554	1,502	610	1,089	494	547	543	620	853	566	-287	-33.6%
	7.6%	10.7%	4.8%	9.8%	4.6%	5.7%	5.8%	6.9%	7.7%	5.9%	-1.8	ポイント
フィリピン	624	442	439	513	620	559	450	509	418	375	-43	-10.3%
	3.0%	3.2%	3.5%	4.6%	5.8%	5.8%	4.8%	5.6%	3.8%	3.9%	0.1	ポイント

【検挙人員】

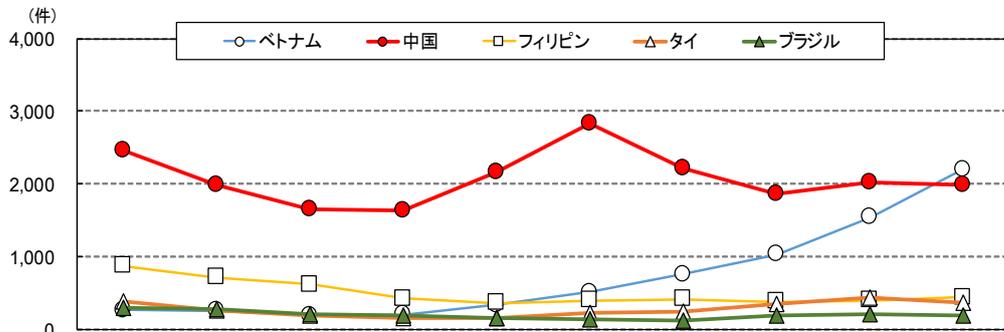


	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	-269	-4.4%
中国	2,747	2,740	2,445	2,160	2,028	1,904	1,848	1,737	1,623	1,435	-188	-11.6%
	38.2%	40.8%	41.5%	39.8%	36.1%	32.9%	29.9%	28.5%	26.5%	24.6%	-1.9	ポイント
ベトナム	689	608	582	510	839	1,136	1,475	1,470	1,443	1,373	-70	-4.9%
	9.6%	9.1%	9.9%	9.4%	14.9%	19.6%	23.8%	24.1%	23.6%	23.5%	-0.1	ポイント
フィリピン	541	464	455	408	415	410	435	420	422	368	-54	-12.8%
	7.5%	6.9%	7.7%	7.5%	7.4%	7.1%	7.0%	6.9%	6.9%	6.3%	-0.6	ポイント
韓国	750	675	569	513	488	391	444	397	389	360	-29	-7.5%
	10.4%	10.1%	9.7%	9.5%	8.7%	6.8%	7.2%	6.5%	6.4%	6.2%	-0.2	ポイント
ブラジル	744	515	426	438	393	356	358	322	362	333	-29	-8.0%
	10.3%	7.7%	7.2%	8.1%	7.0%	6.2%	5.8%	5.3%	5.9%	5.7%	-0.2	ポイント

図表3-6 国籍等別 特別法犯 検挙状況

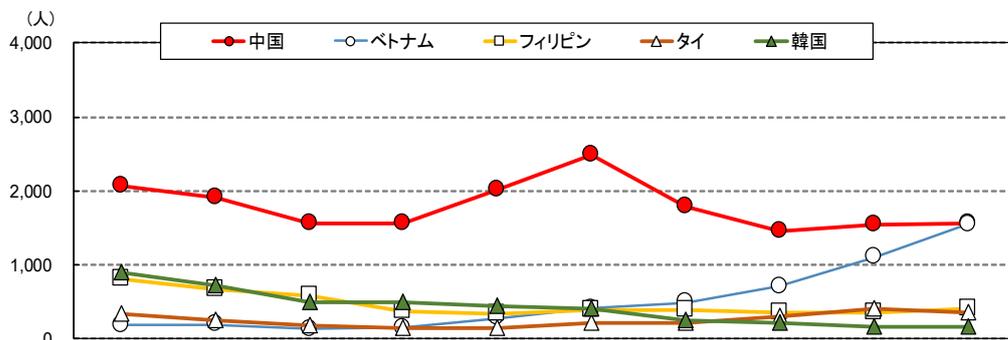


【検挙件数】



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
特別法犯検挙件数	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	668	11.1%
ベトナム	3.7%	4.4%	4.2%	4.9%	7.2%	9.3%	15.6%	20.3%	25.8%	33.1%	7.3	ポイント
中国	33.9%	34.4%	35.3%	38.7%	45.7%	50.9%	45.9%	36.5%	33.7%	29.8%	-31	-1.5%
フィリピン	12.1%	12.4%	13.2%	10.1%	7.8%	7.2%	8.6%	7.6%	6.8%	6.7%	41	10.1%
タイ	5.3%	4.6%	4.2%	4.0%	3.4%	4.2%	5.1%	6.9%	7.4%	5.5%	-78	-17.6%
ブラジル	4.0%	5.0%	4.4%	4.8%	3.3%	2.6%	2.6%	3.8%	3.7%	3.0%	-16	-7.3%

【検挙人員】



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	523	11.1%
中国	34.0%	37.2%	37.6%	41.8%	47.3%	50.6%	46.4%	36.3%	32.6%	29.9%	-2.7	ポイント
ベトナム	3.1%	3.7%	3.2%	4.1%	6.5%	8.4%	12.8%	17.7%	23.5%	29.6%	445	40.2%
フィリピン	13.4%	12.9%	13.9%	10.2%	8.1%	8.0%	10.3%	8.8%	7.7%	7.7%	41	11.3%
タイ	5.7%	4.9%	4.3%	4.1%	3.3%	4.3%	5.6%	7.7%	8.7%	6.7%	-62	-15.1%
韓国	14.7%	14.0%	12.1%	13.3%	10.5%	8.3%	6.5%	5.6%	3.4%	3.2%	5	3.1%

### (3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

#### ア 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、検挙件数・人員とも、窃盗犯及び知能犯が減少している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が60.2%、検挙人員が46.1%と、最も高い状態が続いている（図表3-7）。

#### イ 特別法犯検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反の検挙件数・人員が増加している。特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が71.2%、検挙人員が67.6%と、最も高い状態が続いている（図表3-8）。

図表3-7 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

		刑 法 犯			
		H29	H30	増減数	増減率
刑法犯	件数	11,012	9,573	-1,439	-13.1%
	人員	6,113	5,844	-269	-4.4%
凶悪犯	件数	138	156	18	13.0%
		構成比率 1.3%	構成比率 1.6%		
	人員	147	171	24	16.3%
		構成比率 2.4%	構成比率 2.9%		
粗暴犯	件数	1,152	1,176	24	2.1%
		構成比率 10.5%	構成比率 12.3%		
	人員	1,233	1,290	57	4.6%
		構成比率 20.2%	構成比率 22.1%		
窃盗犯	件数	6,955	5,763	-1,192	-17.1%
		構成比率 63.2%	構成比率 60.2%		
	人員	2,868	2,694	-174	-6.1%
		構成比率 46.9%	構成比率 46.1%		
知能犯	件数	1,214	1,010	-204	-16.8%
		構成比率 11.0%	構成比率 10.6%		
	人員	598	463	-135	-22.6%
		構成比率 9.8%	構成比率 7.9%		
風俗犯	件数	134	183	49	36.6%
		構成比率 1.2%	構成比率 1.9%		
	人員	131	153	22	16.8%
		構成比率 2.1%	構成比率 2.6%		
その他の刑法犯	件数	1,419	1,285	-134	-9.4%
		構成比率 12.9%	構成比率 13.4%		
	人員	1,136	1,073	-63	-5.5%
		構成比率 18.6%	構成比率 18.4%		

図表3-8 違反法令別 特別法犯 検挙状況

		特別法犯			
		H29	H30	増減数	増減率
特別法犯	件数	5,994	6,662	668	11.1%
	人員	4,715	5,238	523	11.1%
入管法	件数	3,992	4,744	752	18.8%
		構成比率 66.6%	構成比率 71.2%		
	人員	3,000	3,541	541	18.0%
		構成比率 63.6%	構成比率 67.6%		
風営適正化法	件数	153	162	9	5.9%
		構成比率 2.6%	構成比率 2.4%		
	人員	211	224	13	6.2%
		構成比率 4.5%	構成比率 4.3%		
売春防止法	件数	30	25	-5	-16.7%
		構成比率 0.5%	構成比率 0.4%		
	人員	18	14	-4	-22.2%
		構成比率 0.4%	構成比率 0.3%		
銃刀法	件数	143	141	-2	-1.4%
		構成比率 2.4%	構成比率 2.1%		
	人員	120	125	5	4.2%
		構成比率 2.5%	構成比率 2.4%		
薬物事犯	件数	838	809	-29	-3.5%
		構成比率 14.0%	構成比率 12.1%		
	人員	617	608	-9	-1.5%
		構成比率 13.1%	構成比率 11.6%		
その他	件数	838	781	-57	-6.8%
		構成比率 14.0%	構成比率 11.7%		
	人員	749	726	-23	-3.1%
		構成比率 15.9%	構成比率 13.9%		

### (4) 在留資格別検挙状況

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、30年中は、正規滞在の割合が全体の70.2%、不法滞在の割合が29.8%となっている。27年からは不法滞在の割合が上昇傾向にある。

また、総検挙人員の在留資格別の内訳（構成比率）は「留学」20.0%、「短期滞在」18.9%、「技能実習」16.2%、「定住者」12.0%、「日本人の配偶者等」9.2%となっている（図表3-9）。

図表 3-9 在留資格別検挙人員の推移

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率	
総 検 挙 人 員	合 計 (A)	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	254	2.3%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	-269	-4.4%
		正 規 滞 在 (B)	6,569	6,243	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	5,478	-236	-4.1%
		不 法 滞 在 (C)	621	467	388	321	307	283	358	398	399	366	-33	-8.3%
		うち不法残留(D)	426	315	278	225	232	227	293	331	338	303	-35	-10.4%
	特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	523	11.1%
		正 規 滞 在 (E)	2,184	2,404	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	25	1.1%
		不 法 滞 在 (F)	3,883	2,744	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	498	20.4%
		うち不法残留(G)	2,698	2,018	1,365	1,113	1,168	1,403	1,685	1,877	2,322	2,829	507	21.8%
	正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (B) + (E)		8,753	8,647	7,829	7,405	8,127	8,807	7,828	7,718	7,988	7,777	-211	-2.6%
構成比率 (B)+(E)/(A)		66.0%	72.9%	77.9%	80.9%	82.2%	82.4%	78.0%	76.3%	73.8%	70.2%	-3.6ポイント		
不 法 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (C) + (F)		4,504	3,211	2,219	1,744	1,757	1,882	2,214	2,391	2,840	3,305	465	16.4%	
構成比率 (C)+(F)/(A)		34.0%	27.1%	22.1%	19.1%	17.8%	17.6%	22.0%	23.7%	26.2%	29.8%	3.6ポイント		
うち不法残留の総検挙人員(D)+(G)		3,124	2,333	1,643	1,338	1,400	1,630	1,978	2,208	2,660	3,132	472	17.7%	
構成比率 (D)+(G)/(A)		23.6%	19.7%	16.4%	14.6%	14.2%	15.2%	19.7%	21.8%	24.6%	28.3%	3.7ポイント		
短 期 滞 在	合 計	2,372	1,824	1,270	1,137	1,055	1,198	1,102	1,413	1,829	2,091	262	14.3%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	456	464	317	367	356	420	474	526	628	721	93	14.8%
		正 規 滞 在 (A)	316	363	254	317	321	373	435	475	587	665	78	13.3%
		不 法 残 留 (B)	140	101	63	50	35	47	39	51	41	56	15	36.6%
		特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,916	1,360	953	770	699	778	628	887	1,201	1,370	169
	正 規 滞 在 (C)		290	217	247	224	255	289	187	252	353	395	42	11.9%
	不 法 残 留 (D)		1,626	1,143	706	546	444	489	441	635	848	975	127	15.0%
	正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)		606	580	501	541	576	662	622	727	940	1,060	120	12.8%
	不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)		1,766	1,244	769	596	479	536	480	686	889	1,031	142	16.0%
留 学	合 計	1,675	1,839	1,740	1,562	2,125	2,476	2,175	2,269	2,241	2,218	-23	-1.0%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,139	1,268	1,142	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	-155	-11.0%
		正 規 滞 在 (A)	1,016	1,202	1,051	853	1,062	1,210	1,436	1,397	1,273	1,146	-127	-10.0%
		不 法 残 留 (B)	123	66	91	61	68	64	112	109	130	102	-28	-21.5%
		特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	536	571	598	648	995	1,202	627	763	838	970	132
	正 規 滞 在 (C)		210	327	414	469	778	943	321	381	397	383	-14	-3.5%
	不 法 残 留 (D)		326	244	184	179	217	259	306	382	441	587	146	33.1%
	正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)		1,226	1,529	1,465	1,322	1,840	2,153	1,757	1,778	1,670	1,529	-141	-8.4%
	不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)		449	310	275	240	285	323	418	491	571	689	118	20.7%
技 能 実 習	合 計	—	—	—	331	643	961	1,352	1,387	1,642	1,793	151	9.2%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	—	—	—	237	411	507	604	678	736	687	-49	-6.7%
		正 規 滞 在 (A)	—	—	—	218	384	453	524	562	623	604	-19	-3.0%
		不 法 残 留 (B)	—	—	—	19	27	54	80	116	113	83	-30	-26.5%
		特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	—	—	—	94	232	454	748	709	906	1,106	200
	正 規 滞 在 (C)		—	—	—	50	54	133	135	117	146	213	67	45.9%
	不 法 残 留 (D)		—	—	—	44	178	321	613	592	760	893	133	17.5%
	正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)		—	—	—	268	438	586	659	679	769	817	48	6.2%
	不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)		—	—	—	63	205	375	693	708	873	976	103	11.8%
日 本 人 の 配 偶 者 等	合 計	2,244	2,237	1,956	1,762	1,619	1,641	1,416	1,280	1,097	1,018	-79	-7.2%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在	1,405	1,297	1,211	1,088	1,008	977	928	889	731	681	-50	-6.8%	
	特 別 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在	839	940	745	674	611	664	488	391	366	337	-29	-7.9%	
定 住 者	合 計	2,179	1,855	1,751	1,658	1,618	1,618	1,560	1,461	1,512	1,334	-178	-11.8%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在	1,754	1,424	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	-116	-10.6%	
	特 別 法 犯 検 挙 人 員 正 規 滞 在	425	431	416	406	391	420	353	374	419	357	-62	-14.8%	

※ 総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について、検挙時の在留資格の状態別（正規滞在、不法滞在（うち不法残留））に計上した数。

※ 「技能実習」は24年から集計を開始したもの。

★ トピックス

国際組織犯罪の近年の動向

人的ネットワーク、犯行態様等が一国内のみで完結せず、国際的に分担することで犯罪が巧妙かつ潜在化している実態がみられる。

【主要検挙事例】

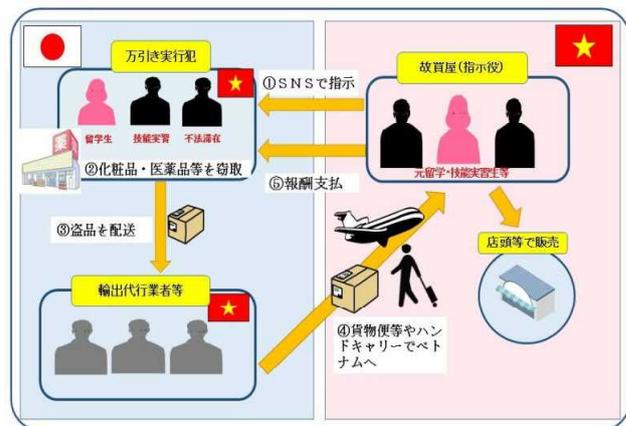
○ 中国人による偽造在留カードの密輸・提供等事件

中国人が、SNSに広告を掲載して偽造在留カードの注文を受け付け、中国国内の偽造グループに偽造在留カードの作成を依頼し、国際貨物の利用や、旅行客を装った運搬役がスーツケースに隠匿するといった方法により、日本国内に密輸入する事例がみられる。販売された偽造在留カードは、不法滞在者等によって、就労可能な身分の偽装等に悪用されているとみられる。



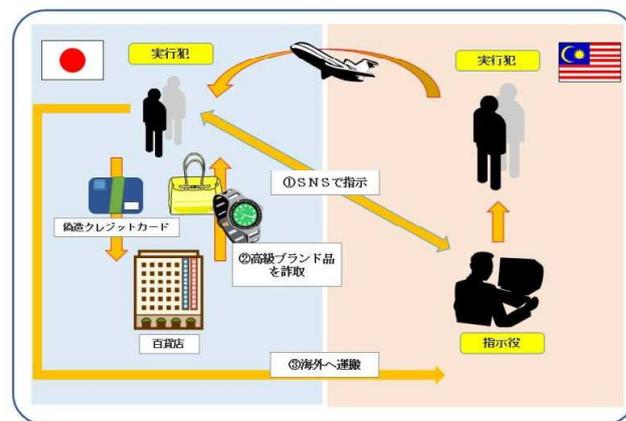
○ ベトナム人による組織窃盗事件

ベトナム人が、指示役、実行犯、運搬役等の役割を分担し、ベトナム国内の指示役からSNSを通じて具体的な犯行の指示を受けた実行犯が、商品を大量に万引きする事例がみられる。盗んだ商品は、輸出代行業者や旅行客を装った運搬役などによって、指示役や故買屋の下へ運ばれているとみられる。



○ マレーシア人による組織的詐欺等事件

マレーシア人が「短期滞在」の在留資格で来日し、マレーシア国内の指示役からSNSを通じて犯行の指示を受けながら、偽造クレジットカードを使用して百貨店等で高級ブランド品をだまし取る事例がみられる。だまし取った商品は、手荷物としてマレーシア国内へ持ち帰り、指示役の下へ運ばれているとみられる。



## 第2 統計からみる来日外国人犯罪の検挙状況

### 1 刑法犯検挙状況

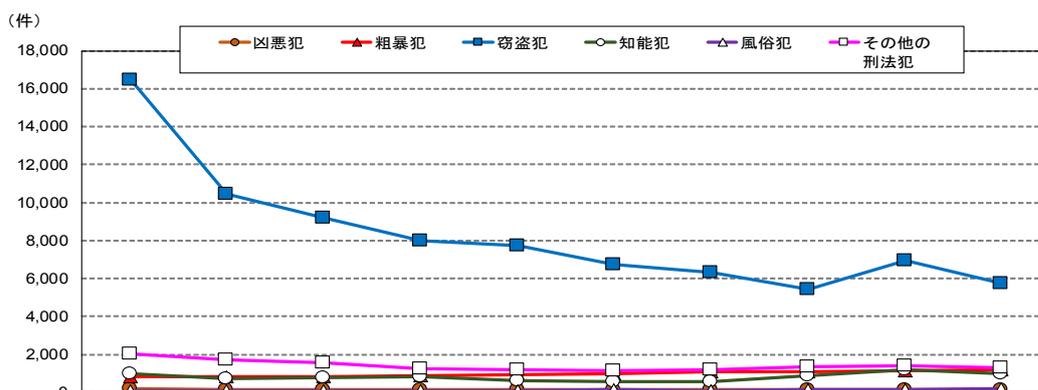
#### (1) 包括罪種別検挙状況

##### ア 包括罪種別検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、近年、検挙件数・人員とも、ほぼ横ばい状態で推移しているところ、30年は、前年に比べ、凶悪犯、粗暴犯及び風俗犯は検挙件数・人員ともわずかに増加している一方、窃盗犯及び知能犯は検挙件数・人員とも減少している（図表3-10）。

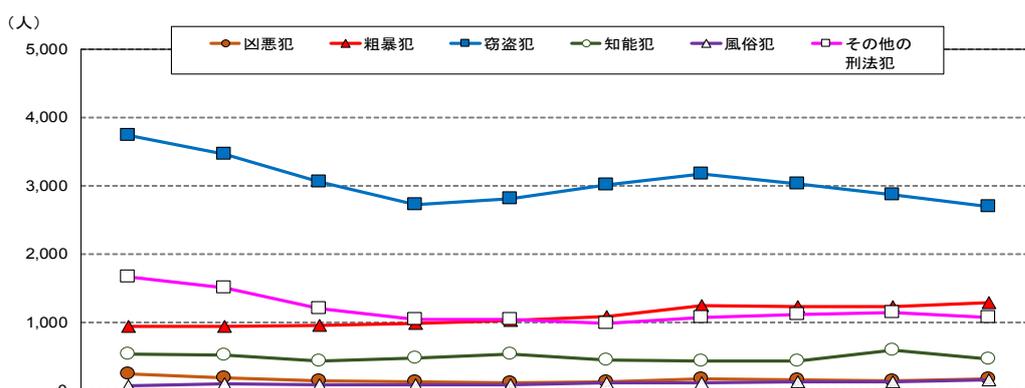
図表3-10 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

【検挙件数】



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
刑法犯件数	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	-1,439	-13.1%
凶悪犯	195	168	138	130	128	133	142	146	138	156	18	13.0%
粗暴犯	822	846	829	884	920	990	1,094	1,081	1,152	1,176	24	2.1%
窃盗犯	16,450	10,474	9,210	7,969	7,744	6,716	6,303	5,452	6,955	5,763	-1,192	-17.1%
知能犯	965	747	771	819	595	566	565	865	1,214	1,010	-204	-16.8%
風俗犯	77	96	88	103	97	137	121	169	134	183	49	36.6%
その他の刑法犯	2,052	1,694	1,546	1,237	1,190	1,122	1,192	1,330	1,419	1,285	-134	-9.4%

【検挙人員】



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
刑法犯人員	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	-269	-4.4%
凶悪犯	239	191	147	133	120	131	167	161	147	171	24	16.3%
粗暴犯	938	938	960	978	1,033	1,082	1,238	1,225	1,233	1,290	57	4.6%
窃盗犯	3,736	3,457	3,060	2,721	2,812	3,012	3,168	3,030	2,868	2,694	-174	-6.1%
知能犯	542	522	432	470	539	454	429	437	598	463	-135	-22.6%
風俗犯	76	103	84	83	81	122	120	127	131	153	22	16.8%
その他の刑法犯	1,659	1,499	1,206	1,038	1,035	986	1,065	1,117	1,136	1,073	-63	-5.5%

## イ 財産犯被害状況

30年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約22億1,000万円に上り、このうち約16億8,000万円(構成比率76.2%)が窃盗犯被害、約4億2,000万円(同19.0%)が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約5億6,000万円(同25.5%)、乗り物盗被害が約6億6,000万円(同30.1%)となっている。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約3億9,000万円(同18.0%)となっている。

### (2) 国籍等別検挙状況

#### ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、検挙件数・人員とも、ベトナム及び中国の2か国が上位を占めている。検挙件数ではベトナムが、検挙人員では中国が最多となっているが、2か国とも前年に比べ検挙件数・人員とも減少している。ベトナムの検挙件数が減少した主な要因として、侵入窃盗及び万引きが減少したこと、検挙人員が減少した主な要因として、万引きが減少したことが挙げられる。また、中国の検挙件数・人員が減少した主な要因として、侵入窃盗及び知能犯が減少したことが挙げられる(図表3-11)。

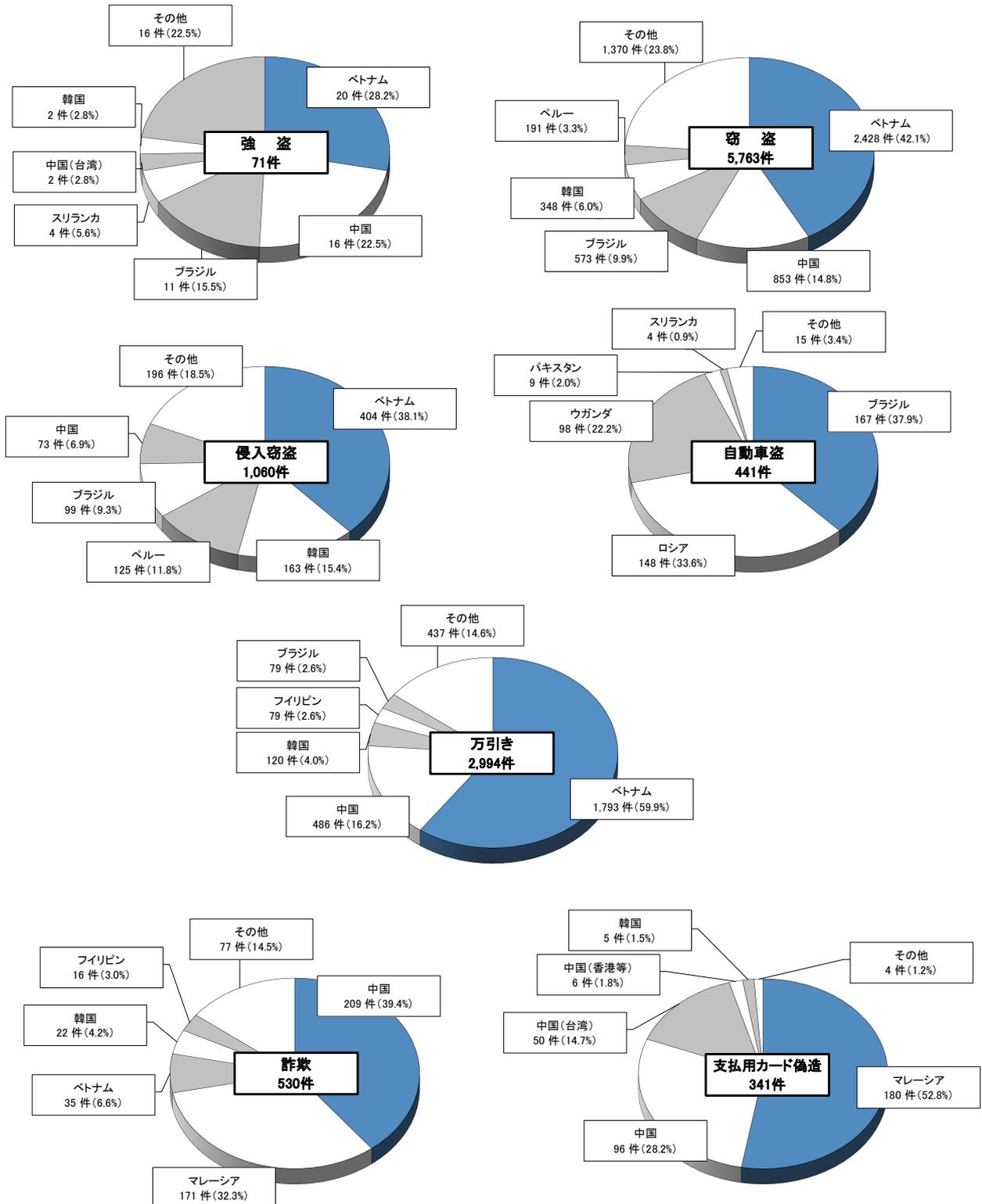
図表3-11 国籍等別・包括罪種等別 刑法犯検挙状況

		総数			うちベトナム			うち中国			うちブラジル			うち韓国			うちフィリピン		
		H29	H30	増減数	H29	H30	増減数	H29	H30	増減数	H29	H30	増減数	H29	H30	増減数	H29	H30	増減数
刑 法 犯	件数	11,012	9,573	-1,439	3,591	2,993	-598	2,682	1,795	-887	839	795	-44	853	566	-287	418	375	-43
	人員	6,113	5,844	-269	1,443	1,373	-70	1,623	1,435	-188	362	333	-29	389	360	-29	422	368	-54
凶 悪 犯	件数	138	156	18	27	30	3	32	41	9	9	15	6	9	7	-2	6	6	0
	人員	147	171	24	29	27	-2	39	47	8	11	16	5	11	8	-3	6	5	-1
殺 人	件数	35	41	6	6	10	4	13	15	2	0	1	1	3	2	-1	2	2	0
	人員	35	38	3	7	10	3	13	13	0	0	1	1	3	2	-1	1	3	2
強 盗	件数	59	71	12	17	20	3	14	16	2	5	11	6	2	2	0	1	1	0
	人員	71	95	24	19	16	-3	21	26	5	7	12	5	4	3	-1	2	1	-1
放 火	件数	4	5	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	2	1	-1	0	0	0
	人員	5	4	-1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	1	-1	0	0	0
強 制 性 交 等	件数	40	39	-1	4	0	-4	4	7	3	4	3	-1	2	2	0	3	3	0
	人員	36	34	-2	3	1	-2	3	6	3	4	3	-1	2	2	0	3	1	-2
粗 暴 犯	件数	1,152	1,176	24	76	85	9	272	278	6	117	106	-11	96	114	18	109	98	-11
	人員	1,233	1,290	57	75	99	24	306	335	29	120	111	-9	103	112	9	128	116	-12
窃 盗 犯	件数	6,955	5,763	-1,192	3,080	2,428	-652	1,332	853	-479	604	573	-31	563	348	-215	194	163	-31
	人員	2,868	2,694	-174	988	888	-100	749	685	-64	159	138	-21	164	168	4	159	133	-26
侵 入 窃 盗	件数	1,889	1,060	-829	477	404	-73	505	73	-432	59	99	40	389	163	-226	26	17	-9
	人員	180	147	-33	44	30	-14	44	23	-21	13	22	9	15	9	-6	11	8	-3
う ち 住 宅 対 象	件数	1,438	763	-675	341	281	-60	439	61	-378	27	46	19	356	138	-218	15	13	-2
	人員	110	78	-32	34	21	-13	29	13	-16	9	14	5	9	5	-4	8	5	-3
非 侵 入 窃 盗	件数	4,144	4,025	-119	2,213	1,962	-251	782	753	-29	242	282	40	156	165	9	145	122	-23
	人員	2,402	2,299	-103	886	803	-83	656	638	-18	107	86	-21	133	142	9	125	105	-20
う ち 万 引 き	件数	3,240	2,994	-246	2,037	1,793	-244	512	486	-26	82	79	-3	120	120	0	92	79	-13
	人員	1,903	1,804	-99	757	696	-61	481	468	-13	82	59	-23	114	113	-1	92	81	-11
乗 り 物 盗	件数	922	678	-244	390	62	-328	45	27	-18	303	192	-111	18	20	2	23	24	1
	人員	286	248	-38	58	55	-3	49	24	-25	39	30	-9	16	17	1	23	20	-3
う ち 自 動 車 盗	件数	372	441	69	17	1	-16	6	1	-5	276	167	-109	3	1	-2	4	2	-2
	人員	63	34	-29	6	1	-5	9	0	-9	15	6	-9	0	0	0	3	2	-1
知 能 犯	件数	1,214	1,010	-204	81	88	7	688	339	-349	23	17	-6	48	34	-14	26	37	11
	人員	598	463	-135	76	68	-8	260	148	-112	13	13	0	29	21	-8	46	50	4
風 俗 犯	件数	134	183	49	9	19	10	25	48	23	2	8	6	10	8	-2	8	8	0
	人員	131	153	22	8	12	4	22	33	11	2	7	5	18	7	-11	10	7	-3
そ の 他 の 刑 法 犯	件数	1,419	1,285	-134	318	343	25	333	236	-97	84	76	-8	127	55	-72	75	63	-12
	人員	1,136	1,073	-63	267	279	12	247	187	-60	57	48	-9	64	44	-20	73	57	-16

## イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗及び窃盗はベトナム及び中国が高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗はベトナム、韓国及びペルー、自動車盗はブラジル及びロシア、万引きはベトナム及び中国が高い割合を占めている。また、知能犯を罪種別にみると、詐欺及び支払用カード偽造は中国とマレーシアが高い割合を占めている（図表3-12）。

図表3-12 罪種等別・国籍等別 刑法犯検挙件数

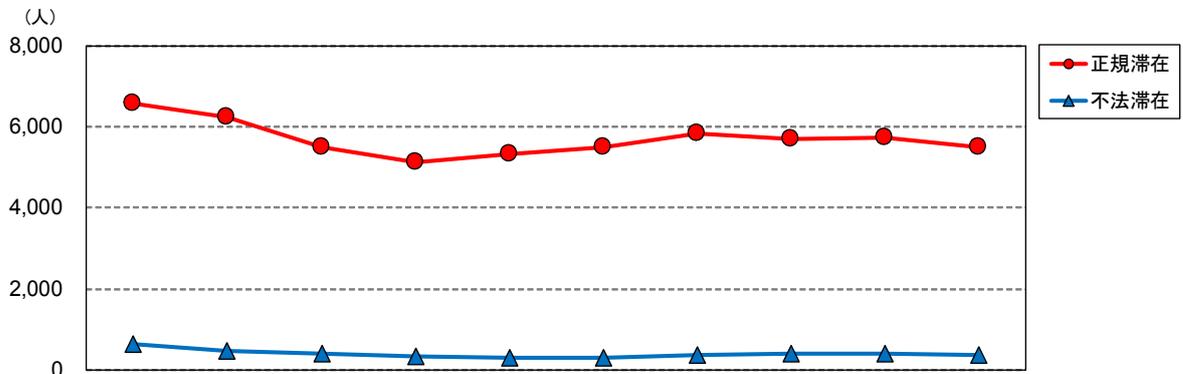


### (3) 在留資格別検挙状況

#### ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

刑法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、過去10年間、正規滞在の割合が9割以上を占め、ほぼ横ばい状態で推移している（図表3-13）。

図表3-13 正規滞在・不法滞在別 刑法犯検挙人員の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	-269	-4.4%
正規滞在	6,569	6,243	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	5,478	-236	-4.1%
構成比率	91.4%	93.0%	93.4%	94.1%	94.5%	95.1%	94.2%	93.5%	93.5%	93.7%	0.2ポイント	
不法滞在	621	467	388	321	307	283	358	398	399	366	-33	-8.3%
構成比率	8.6%	7.0%	6.6%	5.9%	5.5%	4.9%	5.8%	6.5%	6.5%	6.3%	-0.2ポイント	

#### イ 包括罪種等別・在留資格別検挙状況

包括罪種等別の構成比率を正規滞在・不法滞在別にみると、いずれの包括罪種等でも正規滞在が不法滞在を上回っている（図表3-14）。

図表3-14 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

	総数	凶悪犯	殺人	強盗	うち		放火	強制性交等	粗暴犯	窃盗犯	うち		知能犯	風俗犯	その他の刑法犯
					侵入強盗	侵入窃盗									
刑法犯人員	5,844	171	38	95	25	4	34	1,290	2,694	147	463	153	1,073		
正規滞在	5,478	152	33	82	25	4	33	1,260	2,459	118	420	146	1,041		
構成比率	93.7%	88.9%	86.8%	86.3%	100.0%	100.0%	97.1%	97.7%	91.3%	80.3%	90.7%	95.4%	97.0%		
短期滞在	665	10	1	7	2	0	2	97	322	20	117	13	106		
技能実習	604	11	6	5	1	0	0	62	413	10	16	6	96		
興行	10	1	0	0	0	0	1	1	3	0	0	1	4		
留学	1,146	30	7	14	6	0	9	186	481	19	67	35	347		
研修	31	1	0	0	0	0	1	1	25	0	0	1	3		
日本人の配偶者等	681	21	4	9	4	3	5	220	249	9	87	14	90		
定住者	977	36	5	24	8	1	6	347	403	37	50	17	124		
その他	1,364	42	10	23	4	0	9	346	563	23	83	59	271		
不法滞在	366	19	5	13	0	0	1	30	235	29	43	7	32		
構成比率	6.3%	11.1%	13.2%	13.7%	0.0%	0.0%	2.9%	2.3%	8.7%	19.7%	9.3%	4.6%	3.0%		
不法入国・上陸	25	0	0	0	0	0	0	2	11	10	4	0	8		
不法在留	38	4	0	4	0	0	0	2	22	3	6	0	4		
不法残留	303	15	5	9	0	0	1	26	202	16	33	7	20		
短期滞在	56	4	2	1	0	0	1	8	30	7	7	2	5		
技能実習	83	1	1	0	0	0	0	3	64	3	10	0	5		
興行	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
留学	102	5	0	5	0	0	0	4	75	3	10	2	6		
研修	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0		
その他	55	5	2	3	0	0	0	10	27	3	6	3	4		

## ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

図表3-15 在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

### 【短期滞在】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	456	464	317	367	356	420	474	526	628	721	93	14.8%
中 国	74	71	74	82	85	91	107	104	125	193	68	54.4%
マレーシア	0	2	2	0	1	4	7	4	83	88	5	6.0%
韓 国	103	107	58	73	62	51	82	70	75	72	-3	-4.0%
ア メ リ カ	29	29	19	20	23	28	23	49	31	50	19	61.3%
中国（香港等）	11	11	9	7	14	16	11	16	13	34	21	161.5%
そ の 他	239	244	155	185	171	230	244	283	301	284	-17	-5.6%

### 【留学】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	1,139	1,268	1,142	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	-155	-11.0%
ベトナム	71	71	90	104	365	641	888	794	690	564	-126	-18.3%
中 国	712	841	778	610	530	407	379	356	334	255	-79	-23.7%
スリランカ	16	12	19	16	6	11	27	32	74	103	29	39.2%
ネパール	8	14	21	12	24	20	35	91	75	90	15	20.0%
韓 国	152	147	114	81	74	44	52	44	37	51	14	37.8%
そ の 他	180	183	120	91	131	151	167	189	193	185	-8	-4.1%

### 【技能実習】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	—	—	—	237	411	507	604	678	736	687	-49	-6.7%
ベトナム	—	—	—	85	158	181	253	328	398	380	-18	-4.5%
中 国	—	—	—	130	219	278	300	295	263	245	-18	-6.8%
インドネシア	—	—	—	2	1	1	8	15	17	20	3	17.6%
フィリピン	—	—	—	4	3	2	2	10	17	11	-6	-35.3%
モンゴル	—	—	—	6	16	19	14	9	14	4	-10	-71.4%
そ の 他	—	—	—	10	14	26	27	21	27	27	0	0.0%

### 【日本人の配偶者等】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	1,405	1,297	1,211	1,088	1,008	977	928	889	731	681	-50	-6.8%
中 国	476	479	443	420	353	346	306	277	202	165	-37	-18.3%
フィリピン	187	177	129	144	153	132	163	139	117	104	-13	-11.1%
韓 国	177	118	149	127	121	102	88	97	80	79	-1	-1.3%
ブラジル	111	90	70	69	53	53	52	57	41	50	9	22.0%
ア メ リ カ	44	36	61	39	37	52	35	48	42	29	-13	-31.0%
そ の 他	410	397	359	289	291	292	284	271	249	254	5	2.0%

### 【定住者】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	1,754	1,424	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	-116	-10.6%
ブラジル	586	384	333	338	311	282	282	238	294	263	-31	-10.5%
フィリピン	264	192	240	203	209	228	225	226	219	193	-26	-11.9%
中 国	204	189	175	171	174	127	142	142	125	120	-5	-4.0%
ペ ル ー	238	214	176	139	150	145	153	119	105	99	-6	-5.7%
ベトナム	135	143	121	109	99	99	105	78	83	68	-15	-18.1%
そ の 他	327	302	290	292	284	317	300	284	267	234	-33	-12.4%

※ 「技能実習」は24年から集計を開始したもの。

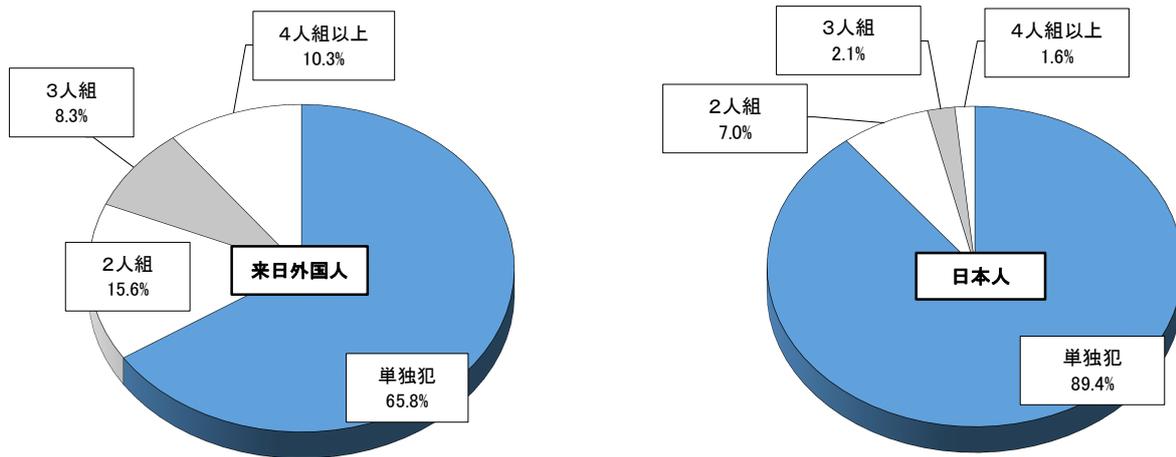
※ 「短期滞在」、「留学」及び「技能実習」の検挙人員については、正規滞在、不法滞在を合算した数。

※ 「日本人の配偶者」及び「定住者」の検挙人員については、正規滞在のみの数。

#### (4) 共犯事件検挙状況

刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を日本人・来日外国人別にみると、日本人は10.6%、来日外国人は34.2%と日本人の約3.2倍となっている。また、来日外国人による共犯事件を形態別にみると、2人組は15.6%、3人組は8.3%、4人組以上は10.3%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では、日本人は16.5%、来日外国人は73.8%と日本人の約4.5倍となっている（図表3-16、3-17）。

図表3-16 刑法犯の共犯形態別 構成比率



※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上

図表3-17 共犯形態別・罪種等別 刑法犯検挙件数

	総数	来日外国人					総数	日本人				
		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上
刑法犯件数	9,573	6,296	3,277	1,495	792	990	283,849	253,682	30,167	19,734	6,019	4,414
		構成比率	34.2%	15.6%	8.3%	10.3%	構成比率	89.4%	10.6%	7.0%	2.1%	1.6%
凶悪犯	156	136	20	11	2	7	3,949	3,573	376	213	97	66
		構成比率	12.8%	7.1%	1.3%	4.5%	構成比率	90.5%	9.5%	5.4%	2.5%	1.7%
うち強盗	71	55	16	11	1	4	1,433	1,180	253	128	73	52
		構成比率	22.5%	15.5%	1.4%	5.6%	構成比率	82.3%	17.7%	8.9%	5.1%	3.6%
窃盗犯	5,763	3,252	2,511	1,031	638	842	173,504	154,934	18,570	12,775	3,958	1,837
		構成比率	43.6%	17.9%	11.1%	14.6%	構成比率	89.3%	10.7%	7.4%	2.3%	1.1%
うち侵入窃盗	1,060	290	770	191	98	481	36,836	30,072	6,764	4,198	1,761	805
		構成比率	72.6%	18.0%	9.2%	45.4%	構成比率	81.6%	18.4%	11.4%	4.8%	2.2%
うち住宅対象	763	200	563	137	81	345	17,362	14,491	2,871	1,935	705	231
		構成比率	73.8%	18.0%	10.6%	45.2%	構成比率	83.5%	16.5%	11.1%	4.1%	1.3%
うち車上ねらい	77	75	2	1	1	0	10,013	8,432	1,581	1,237	258	86
		構成比率	2.6%	1.3%	1.3%	0.0%	構成比率	84.2%	15.8%	12.4%	2.6%	0.9%
うち万引き	2,994	1,976	1,018	581	273	164	66,451	63,988	2,463	2,053	312	98
		構成比率	34.0%	19.4%	9.1%	5.5%	構成比率	96.3%	3.7%	3.1%	0.5%	0.1%
うち自動車盗	441	49	392	83	137	172	3,055	1,686	1,369	949	270	150
		構成比率	88.9%	18.8%	31.1%	39.0%	構成比率	55.2%	44.8%	31.1%	8.8%	4.9%
その他	3,654	2,908	746	453	152	141	106,396	95,175	11,221	6,746	1,964	2,511
		構成比率	20.4%	12.4%	4.2%	3.9%	構成比率	89.5%	10.5%	6.3%	1.8%	2.4%

※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上

## 2 特別法犯検挙状況

### (1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、検挙件数・人員とも増加しており、この要因としては入管法違反の増加が挙げられる。30年も、増加傾向が継続している（図表3-18）。

図表3-18 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
特別法犯	件数	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	668	11.1%
	人員	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	523	11.1%
入管法	件数	4,737	3,672	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	752	18.8%
	人員	4,050	3,189	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	541	18.0%
風営適正化法	件数	336	327	261	228	192	241	239	190	153	162	9	5.9%
	人員	431	517	421	307	299	289	277	220	211	224	13	6.2%
売春防止法	件数	273	144	79	101	94	86	64	49	30	25	-5	-16.7%
	人員	98	90	63	68	50	51	40	36	18	14	-4	-22.2%
銃刀法	件数	116	80	94	95	88	98	123	135	143	141	-2	-1.4%
	人員	90	68	76	76	83	80	99	116	120	125	5	4.2%
薬物事犯	件数	782	738	698	600	513	527	560	641	838	809	-29	-3.5%
	人員	577	538	497	436	411	427	410	465	617	608	-9	-1.5%
その他	件数	1,031	823	739	766	626	744	710	732	838	781	-57	-6.8%
	人員	821	746	667	673	596	681	638	655	749	726	-23	-3.1%

### (2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、検挙件数・人員とも、ベトナムによる入管法違反が大きく増加している一方、タイによる入管法違反は減少している（図表3-19）。

図表3-19 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

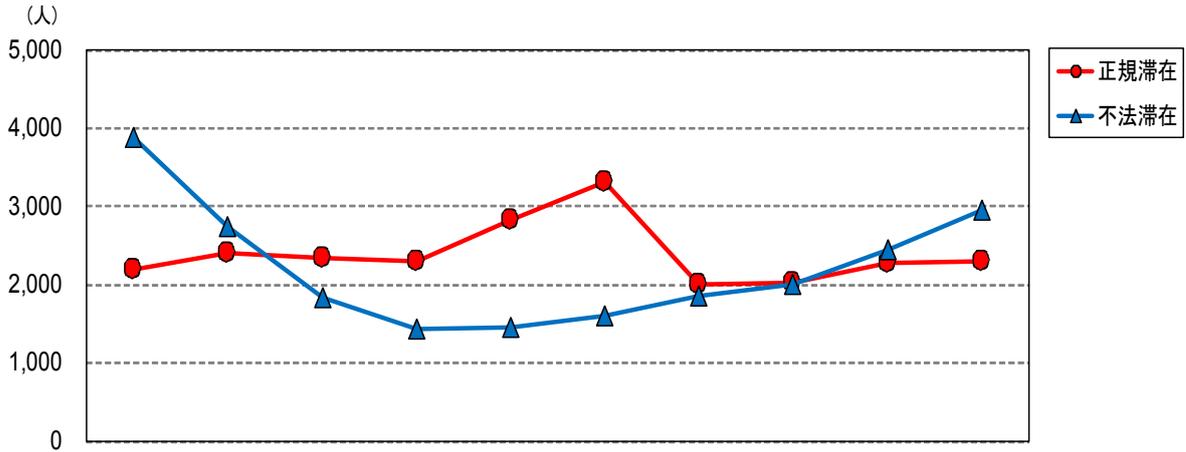
		総数			うちベトナム			うち中国			うちフィリピン			うちタイ			うちブラジル		
		H29	H30	増減数	H29	H30	増減数	H29	H30	増減数	H29	H30	増減数	H29	H30	増減数	H29	H30	増減数
特別法犯	件数	5,994	6,662	668	1,549	2,206	657	2,019	1,988	-31	405	446	41	442	364	-78	219	203	-16
	人員	4,715	5,238	523	1,106	1,551	445	1,536	1,566	30	362	403	41	411	349	-62	167	151	-16
入管法	件数	3,992	4,744	752	1,290	1,965	675	1,456	1,517	61	270	290	20	355	306	-49	29	25	-4
	人員	3,000	3,541	541	848	1,336	488	1,072	1,096	24	248	271	23	326	282	-44	15	21	6
風営適正化法	件数	153	162	9	2	2	0	107	123	16	8	10	2	7	6	-1	1	2	1
	人員	211	224	13	5	5	0	145	160	15	7	11	4	20	19	-1	1	1	0
売春防止法	件数	30	25	-5	0	0	0	20	14	-6	1	1	0	4	4	0	0	0	0
	人員	18	14	-4	0	0	0	13	7	-6	0	1	1	3	5	2	0	0	0
銃刀法	件数	143	141	-2	24	28	4	40	48	8	8	7	-1	5	4	-1	10	9	-1
	人員	120	125	5	20	26	6	32	43	11	7	7	0	4	4	0	9	7	-2
薬物事犯	件数	838	809	-29	90	75	-15	46	34	-12	83	95	12	63	37	-26	140	138	-2
	人員	617	608	-9	69	53	-16	33	26	-7	61	71	10	52	31	-21	98	97	-1
その他	件数	838	781	-57	143	136	-7	350	252	-98	35	43	8	8	7	-1	39	29	-10
	人員	749	726	-23	164	131	-33	241	234	-7	39	42	3	6	8	2	44	25	-19

### (3) 在留資格別検挙状況

#### ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

特別法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、29年に不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回り、30年も、前年同様に不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回っている（図表3-20）。

図表 3-20 正規滞在・不法滞在別 特別法犯検挙人員の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	523	11.1%
正規滞在	2,184	2,404	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	25	1.1%
構成比率	36.0%	46.7%	56.0%	61.8%	66.0%	67.4%	51.9%	50.3%	48.2%	43.9%	-4.3	ポイント
不法滞在	3,883	2,744	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	498	20.4%
構成比率	64.0%	53.3%	44.0%	38.2%	34.0%	32.6%	48.1%	49.7%	51.8%	56.1%	4.3	ポイント

イ 違反法令別・在留資格別検挙状況

違反法令別の構成比率を正規滞在・不法滞在別にみると、入管法違反を除き、不法滞在より正規滞在の割合が高くなっている (図表 3-21)。

図表 3-21 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	商標法	銃刀法	軽犯罪法	特殊開錠 用具所持	迷惑防止 条例	その他
特別法犯人員	5,238	3,541	224	14	608	25	125	111	1	138	451
正規滞在	2,299	695	198	14	553	24	124	110	1	138	442
構成比率	43.9%	19.6%	88.4%	100.0%	91.0%	96.0%	99.2%	99.1%	100.0%	100.0%	98.0%
興行	9	3	0	0	4	0	0	0	0	0	2
短期滞在	395	83	22	1	170	0	16	2	0	18	83
留学	383	148	12	0	62	1	27	29	0	18	86
研修	7	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3
技能実習	213	112	2	0	20	1	13	15	0	7	43
定住者	357	29	21	3	179	2	19	23	1	16	64
日本人の配偶者等	337	45	111	9	65	8	16	10	0	29	44
その他	598	275	30	1	53	12	33	30	0	47	117
不法滞在	2,939	2,846	26	0	55	1	1	1	0	0	9
構成比率	56.1%	80.4%	11.6%	0.0%	9.0%	4.0%	0.8%	0.9%	0.0%	0.0%	2.0%
不法入国・上陸	22	14	0	0	8	0	0	0	0	0	0
不法在留	88	80	1	0	7	0	0	0	0	0	0
不法残留	2,829	2,752	25	0	40	1	1	1	0	0	9
興行	7	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
短期滞在	975	946	11	0	12	0	0	0	0	0	6
留学	587	578	0	0	8	0	0	0	0	0	1
研修	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能実習	893	878	10	0	2	1	1	0	0	0	1
その他	337	314	4	0	17	0	0	1	0	0	1

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

図表3-22 在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【短期滞在】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	1,916	1,360	953	770	699	778	628	887	1,201	1,370	169	14.1%
中 国	271	186	95	99	129	133	100	115	318	445	127	39.9%
タ イ	125	96	68	48	32	119	145	229	326	270	-56	-17.2%
フィリピン	319	225	177	126	94	116	103	145	134	127	-7	-5.2%
韓 国	465	303	186	176	166	141	78	84	56	80	24	42.9%
ベトナム	29	41	19	12	5	17	12	22	36	58	22	61.1%
そ の 他	707	509	408	309	273	252	190	292	331	390	59	17.8%

【留学】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	536	571	598	648	995	1,202	627	763	838	970	132	15.8%
ベトナム	24	26	24	39	134	228	224	414	521	663	142	27.3%
中 国	425	449	427	495	695	799	346	250	192	171	-21	-10.9%
スリランカ	14	6	8	7	4	2	3	10	17	21	4	23.5%
ネパール	6	2	7	11	20	30	7	19	30	20	-10	-33.3%
韓 国	24	50	48	47	44	53	17	22	15	17	2	13.3%
そ の 他	43	38	84	49	98	90	30	48	63	78	15	23.8%

【技能実習】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	—	—	—	94	232	454	748	709	906	1,106	200	22.1%
ベトナム	—	—	—	12	56	93	144	177	372	596	224	60.2%
中 国	—	—	—	67	152	330	554	464	472	413	-59	-12.5%
インドネシア	—	—	—	7	8	9	19	31	23	30	7	30.4%
タ イ	—	—	—	0	2	3	8	7	9	27	18	200.0%
フィリピン	—	—	—	3	5	6	6	14	16	19	3	18.8%
そ の 他	—	—	—	5	9	13	17	16	14	21	7	50.0%

【日本人の配偶者等】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	839	940	745	674	611	664	488	391	366	337	-29	-7.9%
中 国	399	463	411	347	330	349	251	189	163	151	-12	-7.4%
フィリピン	59	97	72	58	50	74	59	46	37	41	4	10.8%
韓 国	141	144	95	79	65	73	52	37	33	22	-11	-33.3%
ブラジル	41	31	21	28	20	18	16	15	19	21	2	10.5%
タ イ	45	50	24	39	23	27	19	12	20	16	-4	-20.0%
そ の 他	154	155	122	123	123	123	91	92	94	86	-8	-8.5%

【定住者】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	425	431	416	406	391	420	353	374	419	357	-62	-14.8%
ブラジル	164	146	116	109	90	87	68	110	122	107	-15	-12.3%
フィリピン	57	52	70	51	64	76	91	65	75	86	11	14.7%
中 国	68	57	77	70	73	108	61	71	72	40	-32	-44.4%
韓 国	39	60	35	50	48	41	42	37	24	23	-1	-4.2%
ペ ル	29	27	36	26	20	22	18	26	21	22	1	4.8%
そ の 他	68	89	82	100	96	86	73	65	105	79	-26	-24.8%

※ 「技能実習」は24年から集計を開始したもの。

※ 「短期滞在」、「留学」及び「技能実習」の検挙人員については、正規滞在、不法滞在を合算した数。

※ 「日本人の配偶者」及び「定住者」の検挙人員については、正規滞在のみの数。

#### (4) 入管法違反検挙状況等

##### ア 入管法違反検挙状況

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、過去10年間、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占めており、検挙件数は25年から、検挙人員は26年からそれぞれ増加している（図表3-23）。

図表3-23 入管法違反の検挙状況の推移

【検挙件数】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
入管法違反件数	4,737	3,672	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	752	18.8%
不法入国・上陸	71	58	43	42	29	18	14	16	17	14	-3	-17.6%
不法在留	1,132	680	423	283	241	170	153	114	86	82	-4	-4.7%
不法残留	2,816	2,085	1,423	1,156	1,219	1,445	1,793	2,030	2,426	2,897	471	19.4%
旅券等不携帯・提示拒否	454	550	546	625	1,200	1,521	307	325	442	506	64	14.5%
資格外活動	163	222	301	244	337	389	351	351	396	415	19	4.8%
偽造在留カード所持等	—	—	—	—	108	192	369	304	390	620	230	59.0%
その他	101	77	83	86	98	120	167	203	235	210	-25	-10.6%

【検挙人員】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
入管法違反人員	4,050	3,189	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	541	18.0%
不法入国・上陸	52	47	28	29	22	12	11	9	13	6	-7	-53.8%
不法在留	1,002	601	373	242	201	149	127	82	71	63	-8	-11.3%
不法残留	2,498	1,856	1,242	1,028	1,020	1,229	1,412	1,610	1,987	2,353	366	18.4%
旅券等不携帯・提示拒否	264	407	438	553	1,118	1,409	153	112	126	203	77	61.1%
資格外活動	146	208	291	231	309	357	322	321	358	344	-14	-3.9%
偽造在留カード所持等	—	—	—	—	78	122	250	219	266	438	172	64.7%
その他	88	70	63	83	77	96	116	167	179	134	-45	-25.1%

※ 「旅券等不携帯・提示拒否」には、25年から在留カード不携帯・提示拒否を、29年から特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。

※ 「偽造在留カード所持等」は25年から計上が開始され、24年は「その他」に計上されている。

※ 「偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・收受を含む。

※ 入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した件数・人員は含まない。

##### イ 国籍等別検挙状況

国籍等別では、ベトナム1,336人（構成比率37.7%）、中国1,096人（同31.0%）、タイ282人（同8.0%）、フィリピン271人（同7.7%）、インドネシア138人（同3.9%）等となっている。

##### ウ 入管法第65条措置状況

入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は796人で、65条措置人員と検挙人員を合わせた人員は4,337人となっている。

##### エ 偽変造旅券等行使による不法入国等事犯の検挙状況

偽変造旅券等行使による不法入国等事犯の検挙人員は22人となっている。国籍等別にみると、

フィリピン11人、中国3人、イラン3人、ナイジェリア2人等となっている。

## (5) 雇用関係事犯検挙状況

### ア 違反法令別検挙状況

外国人労働者(「永住者」等のその他の外国人を含む。)に係る雇用関係事犯の検挙件数は396件、検挙人員は434人となっている。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は393件(構成比率99.2%)、検挙人員は433人(同99.8%)となっている。

### イ 暴力団員及びブローカー検挙状況

雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団員は17人、ブローカーは19人となっている。

### ウ 国籍等別被雇用外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた外国人(「永住者」等のその他の外国人を含む。以下「被雇用外国人」という。)は840人となっている。性別では、男性が484人(構成比率57.6%)、女性が356人(同42.4%)となっている。国籍等別にみると、ベトナムが297人、中国が188人、タイが124人となっている。ベトナム、中国及びタイの3か国で609人と全体の72.5%を占めている。

### エ 在留資格別被雇用外国人

被雇用外国人を入国時の在留資格別にみると、「短期滞在」が247人(構成比率29.4%)と最も多く、次いで、「技能実習」が216人(同25.7%)、「留学」が167人(同19.9%)となっている。

## (6) 売春事犯検挙状況

売春防止法違反の検挙件数は25件、検挙人員は14人となっている。検挙人員を違反態様別にみると、周旋等が8人(構成比率57.1%)と最も多く、国籍等別にみると、中国が7人(同50.0%)と最も多くなっている。

## (7) 薬物事犯検挙状況

### ア 事犯別検挙状況

薬物事犯の検挙人員は608人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は372人、大麻事犯は135人等となっている。

### イ 国籍等別検挙状況

薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、上位5か国では、ブラジル97人、フィリピン71人、ベトナム53人、アメリカ45人、タイ31人となっている。

### 3 国外逃亡被疑者等の状況

#### (1) 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、30年中に国外に逃亡した被疑者は142人で、このうち外国人被疑者は99人となっている。

#### (2) 国外逃亡被疑者等の状況

30年末現在の国外逃亡被疑者等は631人で、このうち外国人被疑者は512人となっている。

#### (3) 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

30年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が173人と最も多く、次いで、窃盗犯が89人、知能犯が62人等となっている。特別法犯では、薬物事犯が66人と最も多くなっている。

#### (4) 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

30年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が176人（構成比率27.9%）、次いで日本が119人（同18.9%）となっている。

#### (5) 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数

30年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が199人（構成比率31.5%）と最も多く、次いで、ブラジルが65人（同10.3%）、フィリピンが44人（同7.0%）等となっている。

#### (6) 国外逃亡被疑者等検挙状況

30年中に検挙した国外逃亡被疑者は113人（うち外国人被疑者64人）である。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は18人（うち外国人被疑者17人）となっている。

#### (7) 国外犯処罰規定適用状況

30年中に国外において国外犯処罰規定が適用されたものはない。

### 第3 検挙事例等からみる来日外国人犯罪組織等の動向

#### 1 中国人犯罪組織等の動向

##### (1) 概要

中国人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の23.3%、総検挙人員の27.1%（刑法犯については検挙件数の18.8%、検挙人員の24.6%）を占め、総検挙件数ではベトナムに次いで多く、総検挙人員では最も多くなっている。

##### (2) 刑法犯検挙状況

中国の包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである（図表3-24）。

図表3-24 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数

	総数 (件数)	包括罪種等別												その他					
		凶悪犯	殺人	強盗	侵入強盗	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗	住宅対象	非侵入窃盗	車上ねらい	万引き	払出盗	知能犯	詐欺	文書偽造	支払用カード偽造	風俗犯	その他の刑法犯
来日外国人全体	9,573	156	41	71	15	1,176	5,763	1,060	763	4,025	77	2,994	200	1,010	530	103	341	183	1,285
中国	1,795	41	15	16	2	278	853	73	61	753	3	486	112	339	209	25	96	48	236
構成比率	18.8%	26.3%	36.6%	22.5%	13.3%	23.6%	14.8%	6.9%	8.0%	18.7%	3.9%	16.2%	56.0%	33.6%	39.4%	24.3%	28.2%	26.2%	18.4%

来日外国人全体に占める中国の割合を包括罪種等別にみると、万引きが16.2%、払出盗が56.0%、詐欺が39.4%、支払用カード偽造が28.2%、侵入窃盗が6.9%等となっている。

##### (3) 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「留学」（同17.0%）が最も多く、次いで、「技能実習」（同15.4%）、「短期滞在」（同12.5%）等となっている（図表3-25）。

図表3-25 中国の在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合計	1,435	193	255	245	165	120	457
構成比率	100.0%	13.4%	17.8%	17.1%	11.5%	8.4%	31.8%
正規滞在	1,372	179	244	221	165	120	443
全体に占める構成比率	95.6%	12.5%	17.0%	15.4%	11.5%	8.4%	30.9%
不法滞在	63	14	11	24			14
全体に占める構成比率	4.4%	1.0%	0.8%	1.7%			1.0%

##### (4) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成する機会が多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在する。

中国人の在留者は、「技能実習」や「留学」の在留資格で入国するケースが多く、来日に伴う借金の返済、家族への仕送り、生活費等で金銭的に困窮し、必要な資金調達のため、実習先から失踪する者や留学先の学校等を中途退学する者もあり、その後、不法就労や不法滞在を続けるうちに、その他の犯罪に加担する者も少なくない。過去に多くみられたピッキング等の開錠用具を使用した侵入窃盗や侵入強盗・緊縛強盗などの凶悪犯が減少する一方、近年は、精巧な偽

造クレジットカードや不正に入手した他人名義のクレジットカード情報を登録したスマートフォンの電子決済システムを使用して大量の商品をだまし取る犯罪がみられる。

このほか、中国は、偽装結婚、旅券・在留カード等偽造などの犯罪インフラ事犯の検挙が他の国籍等に比べて多い。また、中国人による犯罪では、インターネットのメッセージングソフトである「微信（WeChat）」と呼ばれるスマートフォンアプリ等を通信手段として使用している場合が多く、犯罪の匿名性、広域性を強めている。

## 2 ベトナム人犯罪組織等の動向

### (1) 概要

ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の32.0%、総検挙人員の26.4%（刑法犯については検挙件数の31.3%、検挙人員の23.5%）を占め、総検挙件数では最も多く、総検挙人員では中国に次いで多くなっている。

### (2) 刑法犯検挙状況

ベトナムの包括罪種等別の刑法犯検挙件数及び来日外国人全体に占める割合は、次表のとおりである（図表3-26）。

図表3-26 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数

	総数 (件数)	凶悪犯				粗暴犯	窃盗犯							知能犯	詐欺	風俗犯	その他の 刑法犯
		殺人	強盗	事後強盗	侵入 窃盗		非侵入 窃盗	部品 ねらい	万引き	乗り物盗	自動車盗						
来日外国人 全	9,573	156	41	71	19	1,176	5,763	1,060	4,025	120	2,994	678	441	1,010	530	183	1,285
ベトナム	2,993	30	10	20	5	85	2,428	404	1,962	56	1,793	62	1	88	35	19	343
構成比率	31.3%	19.2%	24.4%	28.2%	26.3%	7.2%	42.1%	38.1%	48.7%	46.7%	59.9%	9.1%	0.2%	8.7%	6.6%	10.4%	26.7%

来日外国人全体に占めるベトナムの割合を包括罪種等別にみると、窃盗犯が42.1%、万引きが59.9%、侵入窃盗が38.1%等となっている。

### (3) 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「留学」（構成比率35.0%）が最も多く、次いで「技能実習」（同23.4%）、「定住者」（同5.0%）等となっている（図表3-27）。

図表3-27 ベトナムの在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合 計	1,373	21	564	380	24	68	316
構成比率	100.0%	1.5%	41.1%	27.7%	1.7%	5.0%	23.0%
正規滞在	1,170	11	480	321	24	68	266
全体に占める構成比率	85.2%	0.8%	35.0%	23.4%	1.7%	5.0%	19.4%
不法滞在	203	10	84	59			50
全体に占める構成比率	14.8%	0.7%	6.1%	4.3%			3.6%

### (4) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、ベトナム戦争終結後にインドシナ難民として出国した一部のベトナム人に対して定住許可が与えられたことを契機として増加し、その後の入管法改正により「定

住者」の在留資格を取得するなどして、関東・近畿地方を中心にコミュニティを形成している。最近では、「留学」や「技能実習」の在留資格で入国するケースが増加し、これらの者が在留者の大半を占めるようになり、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪グループを形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。万引きの犯行形態としては、SNS等を介して自国にいる指示役からの指示を受け、数人のグループで、見張り役、実行役、商品搬出役等を分担して、大型ドラッグストア、大型スーパー等に車両で乗り付け、主にベトナムで人気の高い日本製の化粧品等を対象に一度に大量の商品を万引きし、これを広域的、連続的に敢行するなど組織性、計画性が認められ、盗んだ商品を航空機を利用して海外へ運搬していることがうかがわれる。

### 3 マレーシア人犯罪組織等の動向

#### (1) 概要

マレーシア人による刑法犯の検挙件数は364件（前年比142件（64.0%）増加）、検挙人員は97人（同5人（5.4%）増加）となっており、検挙件数・人員とも増加している。増加している主な要因としては、詐欺の検挙件数が171件（同82件（92.1%）増加）、検挙人員が55人（同14人（34.1%）増加）となっており、また、支払用カード偽造の検挙件数が180件（同59件（48.8%）増加）、検挙人員が31人（同9人（22.5%）減少）となっていることが挙げられる。

#### (2) 在留資格別検挙状況

マレーシアの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「短期滞在」（構成比率90.7%）が大半を占めている（図表3-28）。

図表3-28 マレーシアの在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合計	97	88	3	0	3	1	2
構成比率	100.0%	90.7%	3.1%	0.0%	3.1%	1.0%	2.1%
正規滞在	96	87	3	0	3	1	2
全体に占める構成比率	99.0%	89.7%	3.1%	0.0%	3.1%	1.0%	2.1%
不法滞在	1	1	0	0			0
全体に占める構成比率	1.0%	1.0%	—	—			0.0%

#### (3) 特徴的な動向

マレーシア人による犯罪は、来日外国人全体に占める割合は高くはないが、自国の犯罪組織から指示され、「短期滞在」の在留資格で来日し、日本国内の百貨店等において、偽造クレジットカードを使用してバッグ等高級ブランド品をだまし取っていた事例が多数みられる。

## 第4 犯罪インフラ事犯等の現状

### 1 犯罪インフラ事犯

#### (1) 概要

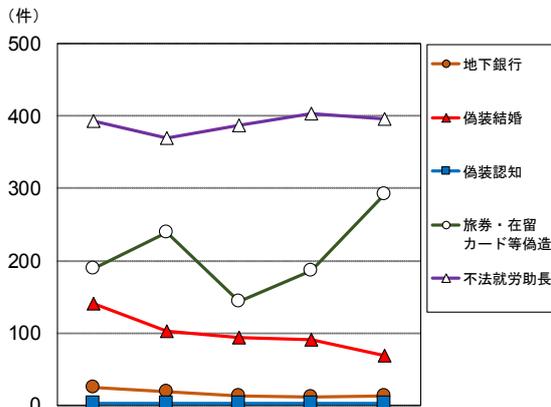
犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。外国人に係る犯罪インフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長のほか、携帯電話不正取得、偽造在留カード所持等が挙げられる。偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長には、相当数の日本人や永住者等の定着居住者が深く関わっており、不法滞在者等を利用して利益を得る構図がみられる。

#### (2) 検挙状況

犯罪インフラ事犯の検挙件数の推移をみると、地下銀行は26年以降減少傾向となっている。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための手段であるが、ブローカー等への報酬等として数百万円の費用がかかるとされていることなどから減少傾向にある。偽装認知は3件前後で推移している。旅券・在留カード等偽造は、24年の入管法改正による在留カードの導入以降増加していたところ、28年に減少に転じるも29年から増加している。在留カードは、外国人が不動産賃貸や口座開設等各種契約を行う際の身分証明に使用されており、就労するために正規滞在を装ったり、就労可能な在留資格を偽装したりするために利用されている。また、近年、国外から偽造された在留カードが国際郵便等で送られてくる事例がみられる。不法就労助長はおおむね370件から400件までの間で推移している（図表3-29）。

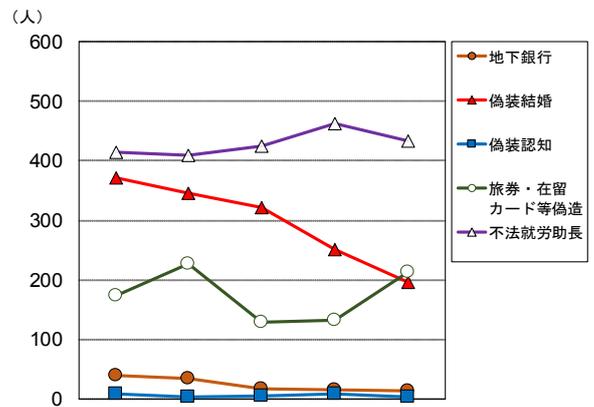
図表3-29 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

【検挙件数】



	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 数	750	733	640	694	772	78	11.2%
地下銀行	24	19	13	11	12	1	9.1%
偽装結婚	141	102	93	91	69	-22	-24.2%
偽装認知	3	3	3	2	3	1	50.0%
旅券・在留カード等偽造	189	239	143	186	292	106	57.0%
不法就労助長	393	370	388	404	396	-8	-2.0%

【検挙人員】



	H26	H27	H28	H29	H30	増減数	増減率
総 人 員	1,009	1,019	898	869	860	-9	-1.0%
地下銀行	40	34	17	15	14	-1	-6.7%
偽装結婚	371	345	322	251	196	-55	-21.9%
偽装認知	9	3	5	8	3	-5	-62.5%
旅券・在留カード等偽造	174	227	129	133	213	80	60.2%
不法就労助長	415	410	425	462	434	-28	-6.1%

※ 警察庁(国際捜査管理官)における5つの類型に関する集計(日本人を含む)

## ア 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

### (7) 30年中の検挙状況

地下銀行事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム11人、ミャンマー2人、中国1人となっている。

### (4) 代表的な検挙事例

#### 【事例】

##### ○ ベトナム人らによる地下銀行等事件（6月、警視庁・山形・山口）

ベトナム人の男らは、28年1月から30年6月にかけて、関東地方近郊に居住するベトナム人から送金依頼を受けて、約20億円をベトナムへ不正送金していた。30年11月までに、ベトナム人の男7人（留学3、永住者3、技術・人文知識・国際業務1）を銀行法違反（無免許営業）、犯罪収益移転防止法違反（交付）及び組織的犯罪処罰法違反（収受）で、ベトナム人に在留資格を不正に取得させた日本人の男2人を入管法違反（虚偽申請）で、ベトナム人の男1人（不法残留）を入管法違反（不法残留）で逮捕した。

##### ○ ミャンマー人らによる地下銀行事件（12月、警視庁・宮崎）

ミャンマー人の男女らは、21年から30年9月にかけて、関東、九州地方等に居住するミャンマー人から送金依頼を受けて、約25億円をミャンマーへ不正送金していた。30年12月までに、ミャンマー人の男女5人（永住者1、不法残留1、特定活動1、技術・人文知識・国際業務2）を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。

## イ 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

### (7) 30年中の検挙状況

偽装結婚事犯の検挙状況をみると、近年は減少傾向にあるところ、30年も、前年に比べ、検挙件数・人員とも減少している。検挙人員を国籍等別にみると、フィリピン31人、中国24人、ベトナム11人等となっている。なお、日本人の検挙は110人である。

### (4) 代表的な検挙事例

#### 【事例】

##### ○ 韓国人らによる偽装結婚等事件（9月、兵庫）

飲食店従業員の韓国人の男らは、同店で働く韓国人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。30年9月までに、偽装結婚をあっせんしていた韓国人の男1人（定住者）及び日本人の男2人並びに偽装結婚の当事者である日本人の男3人及び韓国人の女3人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

## ○ フィリピン人らによる偽装結婚事件（9月、警視庁・福島）

飲食店を経営するフィリピン人の女らは、同店で働くフィリピン人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。30年9月までに、偽装結婚をあっせんしていたフィリピン人の女1人（永住者）及び日本人の男女5人並びに偽装結婚の当事者である日本人の男10人及びフィリピン人の女10人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

## ○ ベトナム人らによる偽装結婚事件（12月、静岡）

日本人の男らは、ベトナム人の女に「永住者の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、永住者の在留資格を有するベトナム人の男をあっせんして偽装結婚させていた。30年12月、偽装結婚をあっせんした日本人の男2人並びに偽装結婚の当事者であるベトナム人の男女2人（永住者1、永住者の配偶者等1）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

## ウ 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

### (7) 30年中の検挙状況

偽装認知事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、中国1人となっている。なお、日本人の検挙は2人である。

### (4) 代表的な検挙事例

#### 【事例】

## ○ 中国人らによる偽装認知事件（6月、福島）

偽装結婚の関係にある中国人の女と日本人の男は、29年7月、同女と氏名不詳者との間に生まれた子供に日本国籍を取得させる目的で、同人らの間に生まれた子供として内容虚偽の出生届を役所に提出していた。30年6月、偽装書類の作成に関与した中国人の女1人（永住者の配偶者等）並びに偽装認知の当事者である中国人の女1人（日本人の配偶者等）及び日本人の男1人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

## エ 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に当たる。

### (7) 30年中の検挙状況

旅券・在留カード等偽造事犯の検挙状況をみると、28年に一旦減少した後、29年から再び増加している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム114人、中国69人、インドネシア15人等となっている。なお、日本人の検挙は2人である。

## (4) 代表的な検挙事例

### 【事例】

#### ○ 中国人による関税法違反（無許可輸入）事件（1月、警視庁）

中国人の男は、30年1月、他人名義の偽造在留カード93枚をスーツケースに隠し、中国から航空機で密輸入しようとした。同月、中国人の男1人（留学）を関税法違反（無許可輸入未遂）で逮捕した。

#### ○ 中国人らによる入管法違反（偽造在留カード提供等）事件（5月、茨城・岡山）

中国人の男は、29年10月から同年12月にかけて、SNSを通じて、ベトナム人ブローカーから偽造在留カードの注文を受け付け、中国からEMS（国際スピード郵便）により偽造在留カードを入手して、ベトナム人らに販売していた。30年10月までに、中国人の男1人（不法残留）を入管法違反（不法残留、偽造在留カード所持、偽造在留カード提供）で、ブローカーを含むベトナム人の男女18人（不法残留10、技能実習3、留学2、技術・人文知識・国際業務1、短期滞在1、特定活動1）を入管法違反（不法残留、偽造在留カード所持、偽造在留カード収受、偽造在留カード提供）で、偽造在留カードを所持していたベトナム人を工場等に派遣するなどしていた日本人の男女3人及びベトナム人の男1人（定住者）を入管法違反（不法就労助長）で逮捕した。

#### ○ ベトナム人による偽造身分証密売事件（6月、警視庁・茨城）

ベトナム人の男は29年4月から30年1月にかけて、SNSを通じて注文を受け付け、偽造在留カードや学生証、保険証を販売していた。30年6月までに、偽造在留カード等を販売していたベトナム人の男1人（特定活動）を入管法違反（偽造在留カード提供、偽造在留カード所持、資格外活動）及び有印私文書偽造罪で、偽造在留カード等を購入するなどしていたベトナム人男女ら13人（特定活動1、不法残留12）を入管法違反（偽造在留カード所持、偽造在留カード行使、不法残留、資格外活動）等で逮捕した。

#### ○ 中国人らによる入管法違反（偽造在留カード行使等）事件（11月、神奈川）

中国人の男らは、30年9月、工事現場などで稼働する目的でSNSを通じて偽造在留カードを入手し、雇用契約時に偽造在留カードを提示するなどした。30年11月、中国人の男12人（家族滞在1、不法残留11）を入管法違反（偽造在留カード行使、偽造在留カード所持、不法残留）で逮捕した。

## オ 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

### (7) 30年中の検挙状況

不法就労助長事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、中国50人、韓国19人、タイ14人、フィリピン13人等となっている。なお、日本人の検挙は310人（労働者派遣事業法違反1を含む）である。

## (4) 代表的な検挙事例

### 【事例】

#### ○ 中国人らによる入管法違反（不法就労助長等）事件（2月、警視庁・福岡）

日本人の男は、27年8月から30年1月にかけて、中国人の男女らに在留資格を取得させる目的で、実在しない中国の会社からの転勤と偽って入国管理局に虚偽の申請を行い、「企業内転勤」の在留資格を不正に取得させ、韓国人の男が経営する会社の工場や中国人が経営するマッサージ店などで働かせていた。30年2月までに、日本人の男1人、韓国人経営者の男1人（特別永住者）及び中国人経営者の男女2人（永住者1、日本人配偶者等1）を入管法違反（虚偽申請、不法就労助長）で、工場等で働いていた中国人の男女16人（企業内転勤12、技術・人文知識・国際業務1、不法残留3）を入管法違反（資格外活動、虚偽申請、不法残留、営利目的虚偽申請幫助、偽造在留カード所持）で逮捕した。

#### ○ タイ人にかかる入管法違反（不法就労助長等）事件（6月、山梨）

日本人の男らとタイ人の女は、30年1月から同年4月にかけて、「短期滞在」の在留資格で入国したタイ人の男女らを解体工事現場で働かせていた。同年6月までに、タイ人を雇用していた日本人の男3人及びタイ人の女1人（永住者）を入管法違反（不法就労助長）で、解体作業員として働いていたタイ人の男女9人（不法残留）を入管法違反（不法残留）で逮捕した。

#### ○ 元監理団体役員らによる入管法違反（不法就労あっせん等）事件（7月、茨城）

技能実習生監理団体の元役員日本人の男は、ネパール人の男を介して「技能」や「家族滞在」の在留資格で入国したネパール人の男女らを、自らが勤める人材派遣会社を通じて食品加工工場にあっせんし、従業員として働かせていた。30年7月までに、就労をあっせんした日本人の男1人及び入国を仲介したネパール人の男1人（永住者）を入管法違反（不法就労あっせん）で、従業員として働いていたネパール人の男女2人（技能1、家族滞在1）を入管法違反（資格外活動）で逮捕した。

#### ○ 暴力団幹部らによる入管法違反（不法就労あっせん等）事件（12月、北海道）

暴力団組員の男を含む日本人の男女らは、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で入国させたベトナム人の男らを韓国人が経営する東北地方の建設会社に派遣し、土木作業員として単純労働に従事させていた。30年12月までに、暴力団幹部を含む日本人の男女6人、ベトナム人の男1人（技術・人文知識・国際業務）及び韓国人の男1人（特別永住者）を入管法違反（不法就労あっせん、不法就労助長）で、建設会社で単純労働に従事していたベトナム人の男3人（技術・人文知識・国際業務）を入管法違反（資格外活動）で逮捕した。

## カ その他の犯罪インフラ事犯

以上5類型の犯罪インフラ事犯のほか、以下のような検挙事例がある。

### 【事例】

#### ○ 中国人らによる道路運送法違反事件（3月、京都）

中国の配車アプリを運営する中国企業の関連会社元代表日本人の男は、同配車アプリ等を利用して中国人観光客向けに無許可でタクシー業を営んでいた中国人の男らに、事業用車両として認可された車両を貸していた。30年3月までに、事業用車両を貸し与えていた日本人の男1人並びに無許可でタクシー業を営んでいた中国人の男1人（永住者）及び日本人の男1人を道路運送法違反（名義貸し、無許可一般旅客自動車運送事業）で逮捕した。

○ **中国人による医薬品医療機器等法違反事件（4月、大阪）**

中国人の女らは、医薬品の販売業等の許可がないのに、医薬品取扱業者から医薬品を有償で譲り受けて、転売目的で貯蔵、販売していた。30年6月までに、中国人の男女4人（永住者1、留学2、永住者の配偶者等1）を医薬品医療機器等法違反（無許可販売目的貯蔵）で逮捕し、中国人の男女に医薬品を売り渡すなどした日本人の男2人を医薬品医療機器等法違反（無許可販売）で検挙した。

○ **中国人らによる入管法違反（虚偽申請等）事件（6月、神奈川）**

日本人の親子らは、中国人の男女らの在留期間を更新するため、自身らが経営する会社で稼働している旨の内容虚偽の在留期間更新許可申請書等を作成して入国管理局に提出し、在留期間更新の許可を受けた。30年6月までに、中国人の男女6人（技術・人文知識・国際業務）及び行政書士を含む日本人の男3人を入管法違反（資格外活動、虚偽申請）で逮捕した。

○ **ブラジル人による自動車不正登録事件（11月、埼玉）**

ブラジル人の男は、29年3月、変造された印鑑登録証明書の写しを、自動車移転登録申請書等と共に自動車検査登録事務所に提出し、自動車登録ファイルに不実の記録をさせた。30年11月、ブラジル人の男1人（定住者）を変造有印公文書行使罪及び電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

**キ ヤード関連事犯**

**【事例】**

○ **パキスタン人による普通貨物自動車を対象とした自動車盗事件（4月、福井・岐阜・愛知）**

パキスタンの男らは、29年11月から30年4月にかけて、福井県及び岐阜県において普通貨物自動車を対象とした自動車盗を敢行し、愛知県内のヤードまで運搬して輸出目的で解体していた。30年5月までに、パキスタン人の男6名（特定活動3、永住者2、技術・人文知識・国際業務1）を窃盗罪及び盗品等保管罪で逮捕した。

○ **中国人による不動産侵奪等事件（10月、愛媛）**

中国人の男らは、27年11月から30年5月にかけて、借地の地権者に無断で土地を掘削してトラックスケール（検量計）を埋設するなどして土地を侵奪し、同所でヤードを経営していた。30年10月、経営者の中国人の男1人（永住者）を不動産侵奪罪及び入管法違反（不法就労助長）で、従業員の中国人の男1人（家族滞在）を入管法違反（資格外活動）で逮捕した。

## 第5 主要検挙事件

### 1 凶悪事件

#### (1) 殺人事件

##### 【事例】

##### ○ ベトナム人による殺人事件（5月、愛知）

ベトナム人の男らは、30年3月、駅ホームにおいて、ベトナム人男性の背部等を刃物様のもの  
で突き刺すなどして殺害した。同年5月、ベトナム人の男3人（不法残留1、特定活動1、技能実習1）  
を殺人罪で逮捕した。

##### ○ 中国人による殺人事件（10月、静岡）

中国人の男は、30年10月、社員寮居室において、同僚の中国人男性の胸部等を刃物で突き刺すな  
どして殺害した。同月、中国人の男1人（技能実習）を殺人未遂罪で逮捕した。

##### ○ 中国人による殺人事件（10月、群馬）

中国人の女は、30年10月、アパート居室において、同居人の中国人女性の頭部等を刃物で切り付  
け、頸部を踏みつける等の暴行を加えて殺害した。同月、中国人の女1人（技能実習）を殺人罪で  
逮捕した。

#### (2) 強盗事件

##### 【事例】

##### ○ 中国人らによる緊縛強盗致傷事件（11月、警視庁）

中国人の男らは、30年5月、東京都内の会社事務所に押し入り、社員に対し粘着テープで両手足  
等を緊縛するなどの暴行を加え、現金を強取した。同年11月、中国人の男3人（永住者の配偶者等  
1、日本人の配偶者1、永住者の配偶者1）を強盗致傷罪で逮捕した。

##### ○ 韓国人らによる強盗未遂事件（12月、警視庁）

韓国人の男らは、30年11月、東京都内の歩道上において、男性に催涙スプレーを吹き付けるなど  
の暴行を加え、現金を強取しようとしたが、被害者らに騒がれたため、その目的を遂げなかった。  
同年12月、韓国人の男2人（短期滞在2）を強盗未遂罪で逮捕した。

##### ○ フィリピン人らによる昏睡強盗等事件（12月、警視庁）

フィリピン人の女らは、30年6月、睡眠薬を入れたワインを飲ませて昏睡状態となった被害者か  
らクレジットカードを奪い取り、同クレジットカードを使用して、知人の日本人の男らが経営する  
飲食店において架空の飲食代金を決済し、不法な利益を得ていた。30年12月までに、フィリピン人  
の女2人（不法在留1、不法残留1）及び飲食店を経営する日本人の男2人を昏睡強盗罪、電子計  
算機使用詐欺罪及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で逮捕した。

## 2 窃盗事件

### (1) 組織的侵入窃盗事件

#### 【事例】

##### ○ 韓国人による空き巣事件（1月、警視庁）

韓国人の男らは、29年10月から同年12月にかけて、東京都内の一般住宅に侵入し、現金や腕時計等を窃取していた。30年1月、韓国人の男2人（短期滞在）を住居侵入罪、窃盗罪等で逮捕した。

### (2) 組織的自動車盗事件

#### 【事例】

##### ○ ロシア人らによる自動車盗等事件（6月、兵庫、岡山）

ロシア人の男らは、23年1月から30年3月にかけて、兵庫県等8県において、普通乗用自動車を対象とした自動車盗を敢行し、ヤードで解体して輸出していた。30年6月までに、ロシア人の男3人（短期滞在）及び日本人の男2人を窃盗罪で逮捕した。

##### ○ パキスタン人らによる自動車盗等事件（11月、大阪、茨城、埼玉、神奈川、愛知、京都、兵庫、福岡）

パキスタン人の男らは、28年9月から29年9月にかけて、近畿地方において、普通乗用自動車を対象とした自動車盗を敢行し、不正に海外へ輸出していた。30年10月までに、パキスタン人の男2人（永住者1、不法残留1）、韓国人の男1人（特別永住者）及び日本人の男女12人を窃盗罪、関税法違反（無許可輸出）等で逮捕した。

### (3) その他の窃盗事件

#### 【事例】

##### ○ ベトナム人による窃盗（万引き）事件（5月、兵庫、岡山、広島、徳島）

ベトナム人の男女は、27年4月から29年11月にかけて、近畿、中国及び四国地方のドラッグストアを対象に大量の化粧品等を万引きし、転売していた。30年5月までに、ベトナム人の男女2人（不法残留）を窃盗罪等で逮捕した。

##### ○ ベトナム人による忍込み事件（8月、警視庁）

ベトナム人の男は、30年8月、東京都内の一般住宅に侵入し、現金及びノートパソコンを窃取した。同月、ベトナム人の男1人（不法残留）を住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

##### ○ チリ人による窃盗（すり）事件（10月、警視庁）

チリ人の男らは、30年10月、東京都内の喫茶店において、女性のバッグから財布を抜き取り現金を窃取した。同月、チリ人の男3人（短期滞在）を窃盗罪で逮捕した。

##### ○ ベトナム人による窃盗（万引き）事件（11月、福井、福岡）

ベトナム人の男らは、30年4月から30年6月にかけて、関東、中部及び九州地方のドラッグストアを対象に大量の化粧品等を万引きし、転売していた。同年11月までに、ベトナム人の男女7人（特定活動3、不法残留4）を窃盗罪で逮捕した。

### 3 カード犯罪

#### 【事例】

##### ○ 中国（台湾）人による偽造クレジットカード使用詐欺等事件（3月、警視庁）

中国（台湾）人の男らは、30年1月から2月にかけて、東京都内の民泊施設で他人のクレジットカード情報を印磁して偽造クレジットカードを製造し、都内の百貨店やコンビニエンスストアでブランドバッグやたばこをだまし取っていた。同年3月までに、中国（台湾）人の男2人（短期滞在）を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪、詐欺罪等で逮捕した。

##### ○ マレーシア人による偽造クレジットカード所持事件（4月、警視庁）

マレーシア人の男らは、30年4月、東京都内の百貨店等において、腕時計等をだまし取る目的で偽造クレジットカードを所持していた。同月、マレーシア人の男4人（短期滞在）を不正電磁的記録カード所持罪で逮捕した。

##### ○ 韓国人による偽造クレジットカード使用詐欺等事件（6月、警視庁）

韓国人の女は、30年5月から6月にかけて、東京都、大阪府及び愛知県内のコンビニエンスストア等において、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用するなどして、電子たばこ等をだまし取っていた。同年7月までに、韓国人の女1人（不法残留）を不正電磁的記録カード所持罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪及び詐欺罪で逮捕した。

##### ○ マレーシア人による偽造クレジットカード使用詐欺等事件（7月、北海道）

マレーシア人の男女らは、30年7月、北海道内のコンビニエンスストア等において、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用するなどして、電子タバコ等をだまし取っていた。同月、マレーシア人の男女3人（短期滞在）を不正電磁的記録カード所持罪及び詐欺罪で逮捕した。

##### ○ マレーシア人による偽造クレジットカード不正作出等事件（8月、岡山）

マレーシア人の男らは、30年7月、岡山県内のビジネスホテルの客室内において、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを作成し、同月、岡山県内のショッピングモール等において、化粧品等をだまし取る目的で、偽造クレジットカードを所持していた。同年8月までに、マレーシア人の男3人（短期滞在）を不正電磁的記録カード所持罪で、マレーシア人の男1人（短期滞在）を支払用カード電磁的記録不正作出罪等で逮捕した。

### 4 詐欺事件

#### 【事例】

##### ○ カメルーン人による詐欺未遂事件（3月、警視庁）

カメルーン人の男は、29年9月から30年3月にかけて、SNSで知り合った日本人女性に対し、国連軍と協力している外科医を装い、大臣から得た大金を受け取るには手続き費用が必要などと偽って、現金をだまし取ろうとした。30年3月、カメルーン人の男1人（教育）を詐欺未遂罪で逮捕した。

##### ○ 中国人による偽古銭等使用詐欺未遂事件（7月、大阪）

中国人の男らは、30年7月、飲食店を経営する日本人の女性に対し、舟や人をかたどった金属の塊を古い金貨と偽って買い取りを持ち掛け、現金をだまし取ろうとした。同年7月、中国人の男2人（短期滞在）を詐欺未遂罪で逮捕した。

### ○ パキスタン人による医療費詐欺事件（8月、宮城）

中古車輸出会社を経営するパキスタン人の男は、28年10月から29年1月にかけて、従業員のパキスタン人の男の国民健康保険証を無断で持ち出して、同人になりすまして歯の治療を受け、自己負担分以外の治療費の支払いを免れていた。30年8月、他人の国民健康保険証を使用したパキスタン人の男1人（経営・管理）を詐欺罪で逮捕した。

### ○ ナイジェリア人らによる国際的な詐欺に絡むマネー・ローンダリング事件（11月、警視庁・宮城）

ナイジェリア人及び日本人の男らは、29年4月、アメリカ等において発生した詐欺事件により日本国内の金融機関口座に送金された被害金を、正当な振込送金であるかのように装って引き出し、約1億円をだまし取るなどしていた。30年11月までに、ナイジェリア人の男2人（日本人の配偶者等）及び日本人の男1人を組織犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）、詐欺罪、窃盗罪等で逮捕した。

## 5 その他の刑法犯

### 【事例】

#### ○ 中国人による有印私文書偽造・同行使等事件（2月、京都）

中国人の男は、29年12月から30年1月にかけて、大阪府、東京都、京都府内で行われた英語検定において、偽造パスポートを示し、別の中国人になりすまして受験していた。30年2月までに、中国人の男1人（短期滞在）を建造物侵入罪、有印私文書偽造・同行使罪で逮捕した。

#### ○ デンマーク人による器物損壊等事件（5月、警視庁）

デンマーク人の男は、30年4月、営業終了後の地下鉄の駅構内に侵入し、留置中の車体側面にスプレーで落書きをした。30年4月、デンマーク人の男1人（短期滞在）を建造物侵入罪、器物損壊罪で逮捕した。

#### ○ ベトナム人による偽造通貨行使事件（11月、警視庁）

ベトナム人の男は、29年11月、東京都内の食料品店において、インクジェット式のプリンターで偽造したとみられる偽の1万円札1枚をコーヒー豆の購入代金の支払に使用した。30年11月、ベトナム人の男1人（特定活動）を偽造通貨行使罪で逮捕した。

## 6 サイバー犯罪

### 【事例】

#### ○ 中国人による犯罪収益移転防止法違反等事件（6月、警視庁・福島・群馬）

中国人の男は、29年7月、他人の在留カードを使用して同人になりすまし、インターネット上で仮想通貨取引口座を不正に開設した。また、同人は自己名義で別に開設した仮想通貨取引口座に関し、仮想通貨の売買等に必要となる仮想通貨交換用情報を中国人の男に有償で提供した。30年5月までに、中国人の男1人（経営・管理）を私電磁的記録不正作出・同供用罪及び犯罪収益移転防止法違反（仮想通貨交換用情報の有償提供）で逮捕した。

### ○ 中国人による不正アクセス禁止法違反等事件（10月、警視庁）

中国人の男は、28年10月、他人のID・パスワードを利用して通販会社のサーバに不正アクセスし、同人が所持するポイントカードに他人のポイントを不正に登録した後、東京都内のドラッグストアにおいて、正規利用者になりすましてポイントを利用し、医薬品をだまし取った。30年10月、中国人の男1人（不法残留）を不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為の禁止）及び詐欺罪で逮捕した。

### ○ 中国人による窃盗事件（11月、警視庁）

中国人の男らは、30年8月、他人のID・パスワードを利用して携帯電話会社のサーバに不正アクセスし、正規利用者になりすまして携帯電話機の機種変更手続きを行い、携帯電話機を窃取した。同年11月、中国人の男4人（留学1、技術・人文知識・国際業務1、定住者1、永住者1）を窃盗罪で逮捕した。

## 7 薬物事犯

### 【事例】

#### ○ ベトナム人による大麻取締法違反（営利目的栽培等）事件（1月、兵庫）

ベトナム人の男らは、一般住宅で大麻草216株を販売目的で栽培し、乾燥大麻や大麻草の植物片を所持していた。30年1月までにベトナム人の男2人（定住者）を大麻取締法違反（営利目的所持、営利目的栽培）で逮捕した。

#### ○ アフガニスタン人らによる関税法違反（無許可輸出予備）等事件（2月、新潟）

アフガニスタン人の男らは、日本人の男及びパキスタン人の男らと共謀し、29年6月、ヘロインの原材料となる無水酢酸を密輸出しようとした。30年1月までに、無水酢酸を準備し、運搬した日本人の男1人及びパキスタン人の男2人（永住者1、日本人の配偶者等1）を毒物及び劇物取締法違反（無登録運搬）で、無水酢酸を密輸出しようとしたアフガニスタン人の男2人（経営管理1、技術・人文知識・国際業務1）を関税法違反（無許可輸出予備）で逮捕した。

#### ○ タイ人及びラオス人らによる覚せい剤取締法違反（営利目的輸入等）事件（9月、香川）

タイ人及びラオス人の男らは、営利の目的で、タイからEMS（国際スピード郵便）により、錠剤型覚醒剤を国際スピード郵便で輸入した。30年9月までに、タイ人の男2人（技能実習）及びラオス人の男2人（技能実習）を麻薬特例法違反（規制薬物としての所持）及び覚せい剤取締法違反（営利目的輸入、使用）で逮捕した。

## 8 その他の特別法犯

### 【事例】

#### ○ 中国人による医師法違反事件（1月、愛知）

中国人の女は、28年9月から30年1月にかけて、マンションの一室で、医師でないのに、医療行為である脂肪分解注射等をしていた。30年1月、中国人の女1人（定住者）を医師法違反（無資格医業）で逮捕した。